

Ⅲ. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み

(1) 歴史的風土の保存

ア. 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区（古都保存法）

昭和40年（1965）前後、平城山丘陵への住宅団地の建設計画、若草山一帯における三笠山温泉郷の建設などの開発圧力により、万葉に歌われた山野の地形を一変させかねない状況となったこと等を受け、昭和41年（1966）に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）が制定された。本市は同法第2条の規定により古都に位置付けられ、平城京を起源とする大社寺等と東・西・北方のなだらかな丘陵地の自然的環境とが一体となった歴史的風土を形成している区域が歴史的風土保存区域に指定され、またそのなかでも特に枢要な地区が歴史的風土特別保存地区に指定され、歴史的風土の保存が図られてきた。

現在では、歴史的風土保存区域3地区（約2,776ha）、歴史的風土特別保存地区6地区（約1,809ha）により、歴史的風土の保存に取り組んでいる。

奈良市の歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の指定状況

歴史的風土保存区域				歴史的風土特別保存地区		
区域の名称	地区の名称	面積 (ha)	指定年月日	地区の名称	面積 (ha)	指定年月日
奈良市 歴史的風土 保存区域	春日山	1,743	S41.12.14	春日山	1,329	1,140 S42.4.8 189 S57.12.24
	平城宮跡	919	910 S41.12.14 9 S57.10.30	平城宮跡	419	172 S42.4.8 247 S57.12.24
				聖武天皇陵		5 S57.12.24
				山陵		17 S42.4.8
	西の京	114	S41.12.14	唐招提寺		29 S42.4.8
				薬師寺		10 S42.4.8
	(3地区)合計		2,776		(6地区)合計	

イ. 風致地区（都市計画法）

歴史的風土の保存は、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区と都市計画法に基づく風致地区とをオーバーラップさせることで、その実効性を担保している。

本市における風致地区の指定は、昭和12年（1937）に奈良県が、若草山、佐保山、山陵、都跡、西の京、菖蒲池の計2,890.0haを旧都市計画法に基づく風致地区に指定したことに始まる。その後、昭和40年（1965）に風致地区指定が第1種から第3種に分けられて独自の保存規制が実施され、指定区域が大幅に拡大された（計4,725.4ha）。また、山陵地区と都跡地区が統合されて平城山地区とされるとともに、新たに富雄地区が指定された。昭和43年（1968）の新都市計画法の制定を受け、昭和45年（1970）には、奈良県風致地区条例が制定された。

奈良県風致地区条例では、地形や山・森林等の自然的要素、社寺、宮跡等の歴史的要素及び緑の多い住宅地等の市街地的要素等に応じて、風致地区を第1種地区から第3種地区までのいずれかに指定することとし、これらの地区ごとに、建築物の高さ、建蔽率、外壁後退、緑地率等を定めている。また、景

観特性に応じたきめ細かな規制と誘導を行うため、平成13年（2001）には、風致の維持・創出のための奈良県独自の基本方針である「奈良県風致保全方針」を策定し、自然的要素、歴史的要素、市街地的要素により、これまでの3種類の地区を、細分化し第1種から第5種までとした。この風致保全方針では、風致を構成する主要要素を踏まえ、県内の風致地区を「自然保全型地区」「歴史保全型地区」「市街地育成型地区」の3つの地区に区分し、地区の実情に応じて今後の風致景観の方向性を「保護」「維持・保全」「育成」に分類している。これらの分類の組み合わせにより、各風致地区を11のゾーンに区分し、ゾーンごとに建築物等の修景に関する方針を定め、別途定めた審査指針により、風致景観のきめ細かい方向性を示している。

なお、風致地区内の行為の許可に関しては、平成14年（2002）の中核市移行に伴い、奈良市長が行っている。さらに、平成25年（2013）には、地方分権改革で、風致地区に関する都市計画決定権限が市に移譲されたことにより、「奈良市風致地区条例」として、行為の許可を行っている。

風致地区の指定面積

(単位：ha、令和3年4月1日現在)

地区	種別	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	合計	指定の趣旨
春日山		1,329.0	1,056.9	368.4	23.3	24.2	2,801.8	奈良公園及び周辺の風致景観の保存のため
佐保山		138.4	71.7	264.6	0.4	13.7	488.8	御陵風致保存のため
平城山		302.6	62.2	195.8	-	15.4	576.0	史跡及び御陵風致保存のため
西の京		39.0	35.1	125.6	0.8	-	200.5	社寺風致保存のため
あやめ池		-	13.8	324.9	-	74.5	413.2	良好な住宅地等の風致保存のため
富雄		-	215.7	31.9	-	-	247.6	自然景観保存のため
計		1,809.0	1,455.4	1,311.2	24.5	127.8	4,727.9	



西の京地区の歴史的風土



春日山地区の歴史的風土

(2) 景観の保全・形成

昭和46年（1971）に「奈良市の景観整備に関する調査研究」を実施し、そのなかで、景観破壊の要因とその対応策を整理し、景観整備の基本方針として、「1. 歴史的景観の保全」、「2. 平城京の復元的開発」、「3. 組織の拡充」、「4. 財政援助」、「5. 高度地区の設定」の5項目を提示した。この基本方針を基に、景観の保全・形成に係る各種取り組みを展開してきた。

ア. 奈良町都市景観形成地区

昭和48年（1973）、「奈良市の景観保全対策に関する調査研究」を実施し、奈良市の代表的な景観をつくる奈良公園地区（特にその市街地部分）と西の京地区および平城宮跡地区を対象に建物デザインのあり方について検討、提言を行った。そして、昭和50年（1975）の文化財保護法改正に伴う伝統的建造物群保存地区制度の創設を受け、奈良町地区において、昭和57～58年度に伝統的建造物群保存対策調査、昭和59～60年度に伝統的建造物群調査を実施してきた。伝統的建造物群保存地区の指定には至らなかったものの、これらの成果を受け、昭和63年（1988）には「奈良市町並み保存事業費補助金交付要綱」の制定、平成2年（1990）には「奈良市都市景観条例（平成21年（2009）に改正して「なら・まほろば景観まちづくり条例」となる。）」及び「奈良市町並み保存整備事業基金条例」を制定し、平成6年（1994）には、奈良町を奈良市都市景観条例（平成2年（1990）3月27日制定）に基づく「奈良町都市景観形成地区」に指定し、歴史的な町並み景観の保全・形成に取り組んできた。



奈良町都市景観形成地区の町並み

また、「奈良町都市景観形成地区」では、その他にも、道路や街路灯の美装化などの歴史的な町並みの形成に係る各種景観整備事業をはじめ、「ならまち町家バンク」や「奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業」などの町家の保存・活用のための様々な取り組みを展開してきた。



奈良市都市景観形成地区建造物保存整備事業による建築物の修景事例

イ. 高度地区

昭和47年（1972）、貴重な歴史的環境との調和や良好な市街地環境の保全を図るため、「高度地区指定の基本方針」が定められ、第1種15m、第2種20m、第3種31m、第4種10m（いずれもペントハウスを含む絶対高さ）の4種の最高限度高度地区の種別が設定された。これに基づき、本市では、昭和55年（1980）に2,157.4ha（第1種：1,607.2ha、第2種：256.2ha、第3種：246.0ha、第4種：48.0ha）を高度地区に指定した。

その後、経済情勢の変化に起因する県土の土地利用の多様化が進み、将来を展望した土地利用の見直しの必要性が生じたことから、昭和61年（1986）、高度地区の指定基準の見直しを行い、新たに、日照・通風等に特に配慮した高度地区（第5種15m斜線制限付き）、防災・景観等に特に配慮した高度地区（第6種25m）、より土地の高度利用が図れるような高度地区（第7種40m）の3種が追加され、合計7種の

高度地区メニューが設けられた。また、これと併せて、土地の高度利用を図ることを目的として建築物の高さの算定方法が改められ、一定規模以下のペントハウスは高さには算入されないこととなった。この高度地区指定基準の見直しに伴い、奈良市においても、昭和62年（1987）に種別の見直しを実施した。

その後、景観保全の重要性や地域の活性化の重要性、保全と活性化の調和の重要性などの社会経済動向などを踏まえ、平成10年（1998）8月に奈良県により「高度地区運用ガイドライン」が策定され、保全的エリアと緩和的エリアの考え方が示されるとともに、勾配屋根緩和型を含めた現行の8種の高度地区メニューが提示された。同ガイドラインを受け、本市では、平成13年（2001）に種別変更を実施した。令和6年9月1日現在、本市では2,532.1haが高度地区に指定されている。

高度地区の種別及び指定面積 (単位：ha、令和3年4月1日現在)

10m 高度地区	15m 高度地区	15m斜線 高度地区	15m高度地区 勾配屋根緩和型	20m 高度地区	25m 高度地区	31m 高度地区	40m 高度地区	合計
41.9	1,659.3	177.0	7.2	364.0	205.0	69.9	7.8	2,532.1



高度地区による低層市街地の広がり



高さ制限により守られてきた眺望

ウ. 都市景観形成基本方針～奈良市景観計画

本市では、市全域の良好な景観の形成を図るため、平成元年（1989）に「都市景観策定調査」を実施し、同調査に基づき「都市景観形成基本方針」を作成した。そして、平成2年（1990）に奈良市都市景観条例を制定し、同条例に基づき平成4年（1992）に「奈良市都市景観形成基本計画」を策定してきた。その後も、平成6年（1994）の「都市景観整備計画調査」に基づく景観形成マニュアル、奈良市景観形成デザインの手引き、景観読本の作成などの各種取り組みを進めてきた。

そして、平成16年（2004）の景観法の制定ならびに平成17年（2005）の旧月ヶ瀬村及び旧都祁村との合併を受け、平成18年（2006）には「奈良市都市景観形成基本計画」を改訂し、平成21年（2009）に奈良市都市景観条例を改正して、景観法の委任条例としての「なら・まほろば景観まちづくり条例」とし、平成22年（2010）には「奈良市景観計画」を策定した。また、令和4年（2022）7月に同計画・同条例を改正し、大規模行為の届出の対象の拡大、景観形成重点地区の追加指定、景観形成重点地区の細分化、景観形成基準の見直し等を行い、歴史的な町並みの保全を誘導し、更なる古都奈良の景観まちづくりを目指している。

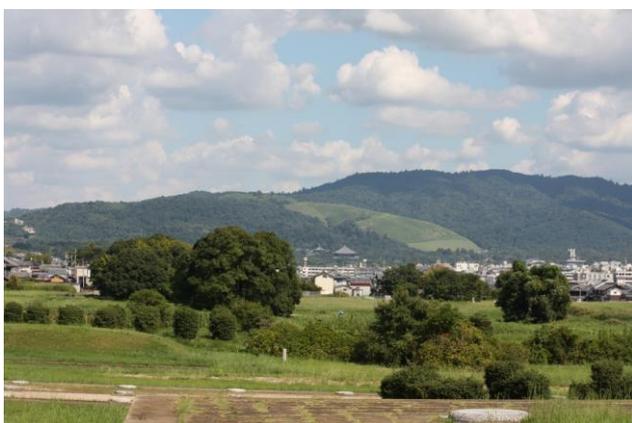
エ. 奈良市眺望景観保全活用計画

古都保存法に基づき、昭和42年（1967）に決定された「奈良市歴史的風土保存計画」では、「背景とな

る春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその稜線」や「両寺（薬師寺、唐招提寺）の間および県道奈良大和郡山斑鳩線からの展望域」の重要性が示されている。昭和60年（1985）には、「西の京大池（勝間田池）から薬師寺の塔ごしに見る大和青垣の眺望」「平城宮跡からの大和青垣の眺望」の2つの眺望景観を、奈良を代表する重要な眺望景観とし、現在の高度地区を都市計画決定した。また、平成13年（2001）4月に策定された「奈良県風致保全方針」では、各風致地区の保全方針に近景、中景、遠景の各要素、眺望についての記載もみられる。このように、奈良市では古くから眺望景観の重要性を認識し、政策・制度を展開してきた。

一方で、近年、歴史・文化・自然が織り成す奈良市固有の景観と調和しない形態、意匠、色彩の建築物の建築等や屋外広告物の掲出、管理が行き届かない山林の植生の変容、歴史的建造物や樹木等の喪失、個別の農地転用等による土地利用の変容、JR奈良駅周辺や近鉄奈良駅周辺などを中心とした中高層建築物の建設による眺望の変容など、様々な景観の課題が生じてきた。また、少子高齢化などの社会的背景の変化により、これまで地域コミュニティにより育まれ、受け継がれてきた生業や産業、伝統技術や芸能などの民俗文化が衰退・喪失し、奈良市の景観（眺望景観）の魅力の減退が危惧されてきた。

このような背景を踏まえ、平成20年度から、奈良市ホームページにおいて、「奈良を感じるすばらしい眺め」の公募を行い、眺望景観の保全・活用に向けた新たな取り組みを開始した。そして、平成22年（2010）1月に策定された「奈良市景観計画」に「眺望景観の保全・活用」を位置付けるとともに、平成22年（2010）4月1日改正の「なら・まほろば景観まちづくり条例」において、重要眺望景観の指定ならびに眺望景観保全活用計画の策定を規定し、これらを受けて、平成24年（2012）4月に「奈良市眺望景観保全活用計画」を策定した。



平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望



西安の森、若草中学校付近から東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山等の山並みへの眺望

オ. 奈良市屋外広告物等に関する条例

屋外広告物の規制については、昭和35年（1960）4月1日に奈良県屋外広告物条例が制定され、奈良市域についても、同条例に基づき奈良県が規制・誘導を実施してきた。平成14年（2002）4月1日に中核市に移行したことを受け、同日より奈良市屋外広告物条例を施行し、奈良市が屋外広告物の規制・誘導を実施している。そして、令和4年（2022）7月に奈良市屋外広告物等に関する条例を改正し、屋外広告物の色彩、規模、数量などの規制を地域に応じて見直し、古都奈良の景観保全を図っている。



地色と文字色を反転させ、高彩度色の使用割合を抑えた例
屋外広告物の修景事例



切り文字にすることで建築物と一体化を図った例

(3) 文化・芸術、伝統産業の振興

平成13年（2001）に「文化芸術振興基本法」が制定されたことを受け、本市では、平成17年度から文化振興条例の制定に着手し、平成19年（2007）4月に「奈良市文化振興条例」を施行した。また、本市は世界に誇る文化遺産の宝庫であり、日本の伝統文化が息づくまちであることから、本市にとって「文化」はまちづくりの核として最も大切な役割を果たすものであるという認識のもとに、同条例に基づき、平成21年（2009）3月に「奈良市文化振興計画」を策定、令和4年（2022）3月に「第2次奈良市文化振興計画」を策定し、令和元年度（2019）から令和4年度（2022）までに次の取組を実施している。

ア. あらゆる人が文化に触れることができるような環境整備

文化に触れる機会が少ない人に対する鑑賞・活動機会の提供と、市民文化振興につながる事業への支援を通じて、あらゆる人が文化に触れることができるよう、「音声館」、「なら100年会館」、「ならまちセンター」等を活用し、環境整備を実施している。

文化に触れる機会が少ない人に対する鑑賞・活動機会の提供の機会として、子ども・親子向け文化イベント参加者66,730人、文化鑑賞・活動におけるバリアを除く事業55事業を実施した。また、市民文化振興につながる事業への支援として、奈良市文化振興補助金（市民文化活動支援事業）を11件、奈良市後援名義使用事業（文化分野）の広報支援を59件実施した。その多くが本市の歴史や文化に係るものであった。

イ. 文化への興味・関心を高めるためのきっかけづくり

市民が文化への興味・関心を高めるうえでの契機となるよう、美術館等の無料開放などの文化の魅力を広く伝えるための事業を継続的に展開し、気軽に文化鑑賞・活動が行える場の充実を図っている。参加費や観覧料が無料のイベントの開催により、延べ166,755人がイベントへ参加した。

また、文化への興味・関心をあまり持たない人が継続的に文化に触れる意欲を保つために、教室やワークショップ等の文化活動体験を伴うようなプログラムとして、「音声館」、「なら100年会館」、「ならまちセンター」、「入江泰吉旧居」等を活用し、1,628件の事業を実施している。

ウ. 文化による人と人とのつながりの創出

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、人との繋がりが薄まりつつある今日において、人と人との関係づくりを進めるために、文化に触れ、感動を共有する場づくりを実施している。「音声館」、「なら100年会館」、「ならまちセンター」などを活用し、コミュニティ形成につながる文化事業26件を

施した。

エ. 多様化する市民の文化的ニーズへの対応

市民の文化活動を活性化させるためには、その活動を支える人材やプラットフォームが重要であることから、市民・地域と文化をつなぐことができるような人材を育成するとともに、活動がより発展的なものとなるよう行政や文化施設等の拠点機能を強化することで多様化するニーズに対応している。奈良らしさや奈良の人材を活かした創造的プログラムとして、該当事業111件を実施した。

また、生活様式の多様化や新型コロナウイルス感染症の流行などにより、文化鑑賞・活動のあり方も変容しつつある。特にインターネット等の情報通信技術を活用することは多様化する市民の文化的ニーズへの対応に重要であることから、SNSや動画配信サービスを活用した情報発信を積極的に実施している。

オ. 伝統文化・芸能の普及・継承

伝統文化を後世へ伝えていくためには、伝統文化への理解を深めるための普及活動と次代への継承が必要であることから、公演や情報発信により魅力を伝えるとともに、地域ぐるみで後継者育成を推進している。「音声館」、「なら100年会館」、「ならまちセンター」等を活用したイベントや伝統工芸フェスティバルの開催など、伝統文化・芸能普及継承事業の実施により、延べ28,118人の参加があった。

カ. 都市の新たな価値創造につながる地域文化資源・地域人材の活用

創造的な文化活動において、奈良ならではの雰囲気味わえる場所や機会の活用や、奈良ゆかりの芸術家や人材の活用などを行うことで、「奈良らしさ」を国内外に発信するとともに、奈良の新しい価値創出へとつなげるため、地域文化資源・地域人材を活かした創造的な文化活動を推進している。奈良らしさや奈良の人材を活かした創造的プログラムとして、入江泰吉・杉岡華邨等の奈良ゆかりの文化人発信事業として190件の事業を実施した。

また、地域文化資源等の活用や多様な文化交流等により、市域を超えた参加又は地域活性化が見込まれる文化事業について、事業費や広報面の支援を行うことで、都市文化の推進を図っている。都市文化推進につながる事業への支援として、該当事業に対し、「奈良市文化振興補助金（都市文化推進支援事業）」を実施している。

キ. 社会課題解決につながる様々な分野との連携

都市としての文化振興を進めるためには、文化・芸術のみならず、観光やシティープロモーション、産業などの他分野の視点に立つことも必要である。また、地域の文化活動の活性化に向けた取組を行う団体・企業等とパートナーシップを築き、相互に支援・協力を行うことで、芸産官学が一体となり本計画を推進することを目指す。他分野への波及効果をもたらす文化事業の推進として、アートによるまちづくり事業を実施している。

（４）観光の振興

平成元年（1989）12月、元興寺界限、清水通り界限、高畑界限を対象とした「奈良町博物館都市構想」を、平成4年（1992）1月には、「ならまち賑わい構想」を策定し、奈良町を中心に観光振興の取組を展開してきた。平成19年（2007）度には、本市は、国際文化観光都市であり、観光は本市の魅力や活力を充実させるツールであるとともに、本市の大きな経済基盤であるという考えのもとに、「新奈良ブラン

ド開発計画」を策定し、まち歩きや文化、人々の暮らしを楽しめる多彩なウォーキングコース「ゆきめぐり」の作成や「ならまち」のブランド化など、新たな奈良の魅力づくりを進め、また、東京観光オフィスを設置するなど観光客の誘致を図ってきた。そして、平成22年（2010）2月には、本市の観光振興に関する基本的な方向性、事業の取り組み方針を整理した「奈良市観光交流推進計画」を策定し、同計画に基づき、次の取り組みを実施してきた。なお、現在奈良市では「持続可能な観光」の実現を目指し、アクションプランに基づき取り組んでいく。

ア. 駅周辺の環境整備

奈良市への観光の玄関口であるJR奈良駅周辺では、国際文化観光都市・奈良の玄関口として、観光客等の動線を分離し、利便性の向上のため、駅前広場、ペDESTリアンデッキの整備を行い、都市機能の集積や魅力の向上を図っている。

昭和9年（1934）に建築された旧駅舎は、寺院風の造りで歴史的な価値を有するものとして保存・活用されている。観光案内、イベント、展示、飲食、休憩など多目的に活用し、観光の拠点としての魅力向上を図っている。

また、明治31年（1898）に建設された現役のJR京終駅を奈良町への玄関口として、駅舎の修理、観光案内機能の充実、駅前広場の整備を行い、地域の活性化や観光客の利便性の向上を図っている。

イ. 歩行者空間の整備

JR奈良駅と春日大社を結ぶ三条通りは観光客も多く訪れる通りであり、奈良のシンボルロードとして、歩道の拡幅等による交通環境の向上により、楽しく安心して歩ける整備を行ってきた。また、標柱を町かどに設置することで、観光客が散策しやすい環境を整備してきた。

ウ. 集客イベントの実施

ならまち界隈を中心に行われている「ならまちわらべうたフェスタ」は、ならまちセンターをメイン会場として、各会場で模擬店や物産展などが開かれており、令和6年（2024）で32年目を迎える。また「ならまち篝火コンサート」は、篝火を背景に気軽に音楽を楽しめるイベントであり、ならまちわらべうたフェスタのプレイベントとして実施されている。他にも奈良の夜の魅力を創出し、ならまちの魅力の向上を図ることを目的として、主に宿泊観光客に対し、狂言・雅楽・落語等の伝統芸能の鑑賞や工芸体験などのイベントを実施している。

「なら燈花会」は平成11年度から実施しており、2万本のろうそくの灯りが奈良公園一带に広がり、幻想的な雰囲気にもまれる夏の風物詩として定着している。

また、同じく平成11年度から実施している「バサラ祭り」では、工夫を凝らしたコスチュームを着たダンスチームが、各会場を踊りながらパレードするもので、若者の祭典として定着している。

奈良市中心市街地活性化研究会が主体となって平成17年度（2005）から実施されてきたスタンプラリーは、順次規模の拡大と内容の充実が図られ、「あるくん奈良スタンプラリー」として各種のイベントと組み合わせる形で実施されている。



なら燈花会の様子

平成22年（2010）より実施されている「なら瑠璃絵」は、春日大社、興福寺、東大寺の世界遺産の3

社寺を瑠璃色の光の道でつなぐ演出を行うもので、奈良公園周辺の夜間景観の形成にも寄与している。

平城宮跡では、国と県が化学工場の跡地を整備し、平成29年（2017）度末に平城宮跡歴史公園「朱雀門ひろば」の供用が開始され、復原整備された朱雀大路を中心に、復原遣唐使船、展示ガイドダンス施設「平城宮いごない館」、食事・物販施設、交通ターミナルなどが設けられた。これを機に、平成30年（2018）の平城宮跡への来場者数が増加した。

また、令和5年（2023）には、世界遺産「古都奈良の文化財」の登録25周年記念事業として、市内6社寺（東大寺、春日大社、薬師寺、興福寺、元興寺、唐招提寺）の共通拝観券の発行や、市内小・中学生へ6社寺を無料拝観できる「世界遺産めぐりパス」の配布、メモリアル燈花会やシンポジウムの開催等を実施し、世界遺産に関する情報発信や周辺地域の活性化、コロナ禍において減少した観光客の回復に貢献している。



平城遷都 1300 年記念事業

エ. 観光客に向けた情報発信

もてなし観光の一環として、道案内や地域情報に精通した「奈良観光ボランティアガイド」を育成し、観光客の満足度の向上とリピーターの増加を図っている。

また、観光案内所として、奈良市総合観光案内所（JR奈良駅前）、近鉄奈良駅総合観光案内所、奈良市観光センター（NARANICLE）、奈良町南観光案内所（JR京終駅最寄）が整備され、国の内外からの観光客の受け入れ整備や多様な情報発信を行っている。



世界遺産登録 25 周年記念事業にて配布した「世界遺産めぐりパス」



観光ボランティアガイドによる案内

オ. おもてなしの接客対応と宿泊機能の強化

観光客に「来てよかった、また来たい」と思ってもらえるように、観光客に対する接客マナーの向上を図っている。

2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題

奈良市の歴史的風致を構成する歴史上価値の高い建造物等は、社寺の堂塔社殿や町中の堂・祠、遺跡や古墳、庭園や公園、町家などの民家や会所、さらにそれらが形成する町並みなど多岐にわたる。このうち特に文化財的な価値の高いものは、文化財保護法や奈良県文化財保護条例、奈良市文化財保護条例に基づく文化財の指定等により保護されてきた。また、奈良町の一部の町家等は、都市景観形成建築物等の指定により伝統的な外観が維持されている。しかし、それらは市内に存在する膨大な数の歴史的建造物のうちのごく一部であり、それ以外の多くの歴史的建造物は行政による保護の対象とはなっていない。そのため、第1期計画では市内の未指定の歴史的建造物を把握するため、平成24年度から社寺や民家の所在調査と詳細調査を実施するとともに、特に伝統的な外観が維持されているところには文化財登録の案内を行うことで、市指定文化財への指定や、登録有形文化財への登録を進め、行政による保護の範囲を広げることができているが、近世・近代の建造物等、従来の調査では把握しきれていない歴史的建造物の把握・指定等が依然として必要な状況であり、さらなる調査を推進していく必要がある。

歴史的な市街地や集落を構成する町家や民家は、老朽化や生活様式の変化に対応するため大がかりな改築や建て替えがなされたり、取り壊されて空き地や駐車場になるケースがみられる。伝統産業を営む店舗等のなかには、現代風の建物に建て替えられ、趣を失ってしまったものもみられる。コミュニティを支える基盤となってきた会所も、建て替えや解体・統合がみられる。地域の祭礼や行事の核となる神社や寺院、堂や祠などの中には、鉄筋コンクリート造の建物などに建て替わり、かつての風情が失われてしまったものもみられる。これらにより、伝統的な活動と一体となって歴史的風致を構成する歴史的な町並みも変容してきている。

伝統的な姿を維持している歴史的建造物についても、老朽化による破損や耐震上の問題などから、修理や補修に迫られているものが多くみられる。町家や民家では、居住者の高齢化などにより修理や補修が進まないものや、無住化して朽ちてきているものなどもみられ、その実態の把握と保存・継承、また空き家を活用した定住促進が課題となっている。神社や寺院、堂や祠なども同様に、特に東部地域などでは、少子高齢化や人口減少が進み、維持・管理のための人材が確保できないことや、その労力的な負担が大きいこと、さらに資金的にも氏子や檀家だけでは建て替えや補修の費用が捻出できないことなどから、管理が行き届かないものもみられるようになってきている。そのため、第1期計画期間においては歴史的風致形成建築物保存整備事業による歴史的建造物の外観の修理に関する補助や、奈良市町家バンクを通じて町家の活用等を図っているが、町家バンク事業の成約件数を平均すると年間1～2件程度にとどまっており、一層の制度の活用が必要な状況である。

さらに、歴史的建造物の修理・修景にあたっては、伝統工法を踏襲すると費用が高額になることや、伝統技術を受け継ぐ大工・職人の減少などにより、修理・修景が必ずしも質の高いものになっておらず、外観が安易に改められ、伝統的な活動に利用される空間の構成が非伝統的なものになってしまうといった課題を抱えている。丸太格子などの格子やあげ床几、通り庭など、暮らしの伝統を伝える要素が失われ、町並みに変容してきていることは、奈良町のアイデンティティの継承の上での課題となっている。このようななか、奈良町都市景観形成地区においては、第1期計画期間において都市景観形成地区建築物保存整備事業により修理167件、修景72件への補助を実施したが、引き続き伝統的な町並みの維持のため、事業の継続が必要な状況である。

加えて、歴史的建造物の多くが木造建築物であることから、火災や地震といった災害への対策も必要

であり、近年局地的な豪雨等の異常気象が多発していることもふまえ、自然災害等への対策を強化していく必要がある。

一方、歴史的建造物の活用についても、奈良の歴史・文化の魅力をより多くの人々が享受できるよう、積極的かつ効果的な活用に向けた整備や公開等が望まれる。近年では平成31年（2019）の文化財保護法の改正施行以降、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要とされ、奈良県においても法によって制度化された「奈良県文化財保存活用大綱」が策定され、文化財の価値や魅力の周知や、地域づくり等への活用を図ることとしている。本市においても観光やまちづくりへの活用の必要性が高まっていることに鑑み、歴史的建造物の積極的な公開や、公開に向けた体制づくり等を進めていく必要がある。特に、解説板が未設置で、来訪者に価値が伝わらないものがあることから、解説板の設置を進めていくことも課題である。

（２）「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題

歴史的な町並みや眺望景観を阻害するものに電柱電線類や屋外広告物がある。これらは、春日若宮おん祭におけるお渡り式のルートとなる三条通や、山陵祭における東大寺大仏殿から佐保山御陵への参拝のルートにあたる一条通などにもみられ、歴史的風致の魅力が減退する一要因にもなっている。

電柱電線類については、奈良市ではこれまでも、平成19年度に市道 北部第363号線の420m、平成21年度に西ノ京周辺地域の930mで地中化を実施してきた。しかし、奈良町をはじめとした歴史的な市街地では電線共同溝方式をとれない地区も多くあり、裏配線・軒下配線方式の採用のためには土地利用上の制約や防火対策など様々な面において住民の協力が不可欠となることから、これまで無電柱化が十分に進められなかった。そのため、歴史的な町並みや眺望景観の保全・形成の視点からみると、無電柱化が求められる地区が数多く残されている。

一方、空き家や空き地が一団となった大規模な敷地にマンション等の中高層の建物が建てられる事例も見られ、眺望景観を阻害するおそれも生じてきている。特に、平城宮跡や西の京をはじめとしたかつての平城京内各所からの大和青垣の山並みや寺院群への眺望景観は、古代の人が目にし、詩歌を詠み、入江泰吉が数多くの写真を撮影した風景であり、古都奈良の歴史的風致や歴史的風土を感じられる眺望景観のひとつである。奈良市では、これまでも高度地区の指定による高さ制限などにより、眺望景観の保全に努めてきた。しかし、現在の高度地区の規制ではペントハウス部分を除外しているため、それらが眺望をさえぎることにより、かつての風情が失われてしまうおそれがある。また、景観を阻害する色彩の大きな広告物の乱立によって、景観の保全が難しくなっている。そのため、平成28年に奈良市景観計画を改定し、歴史的風致維持向上計画の重点区域を踏まえ、景観計画の重点地区の拡大を行い、連携を図るとともに、令和4年の改訂においてはよりきめ細やかな地域区分や基準設定などを行った。この改訂による規制誘導を引き続き推進していく必要がある。

さらに、木造の建物が密集する歴史的な市街地や集落の多くは、火災や地震などの災害に脆弱であることから、防災上の観点からのまちづくりを進めていくことも重要な課題となっている。特に奈良町では、古くからの町割りや道筋が、歴史的な風情を醸し出す一方で、狭い道筋は災害時に閉塞する可能性も高く、災害脆弱性を大きなものとしている。さらに、それらの狭い道筋を多くの自動車、自転車などが行き交い、観光回遊性や安全・安心な生活を妨げる一因にもなっている。歴史的な市街地としての文脈に配慮しながら、奈良観光の中心地区としての回遊性の向上や住民が安心して安全に暮らせる生活環境の向上を図っていくことが大きな課題となっている。



無電柱化予定箇所（三条通）



乱立する屋外広告物（三条通）

（3）「伝統を反映した人々の活動」に関する課題

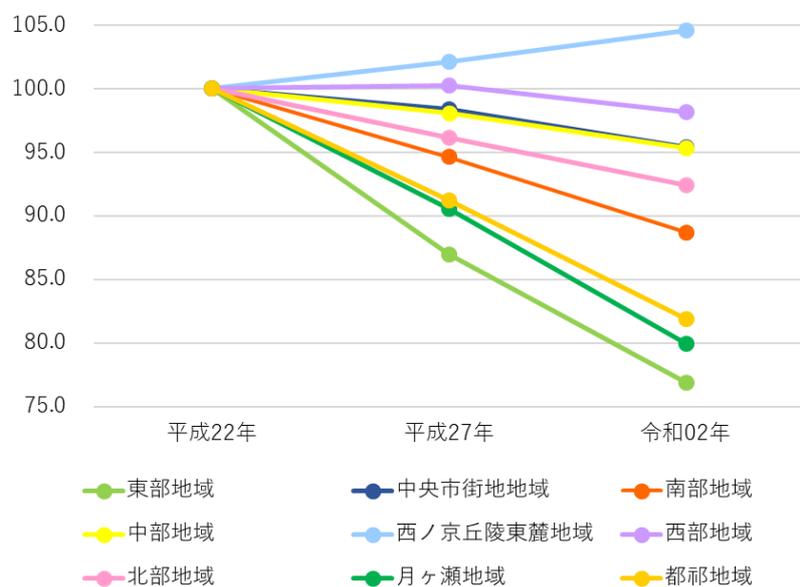
伝統的な祭礼や行事等の信仰に係る活動では、社会的な背景の変化や農業技術の進展などに伴い、それらの必要性が薄れ、数多くの祭礼や行事が失われてきた。価値の高い祭礼や行事については文化財指定等により保護が図られてきたが、指定されていながらやむなく中断に至った行事もあるように、たとえ指定されて保護された場合であっても、その保護のために有効な対策が講じられなければ失われてしまうおそれもでてきている。活動の主体は「ひと」であり、その存続は地域住民の手に委ねられている状況にある。このようななか、住民が参加しやすいように日程を休日に変更したり、かつては子供が行っていた行事を大人が主体となって実施したり、祭礼の内容を簡略化したりするなど、継承に向けた努力もみられる。しかし、祭礼や行事の様態の変更により、それらのもつ本来の意味が失われてしまうという課題も併せもっている。さらに、近年では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により祭礼や行事等の中止や開催規模縮小が相次ぎ、その継承が困難となるケースもみられている。第1期計画においては、平成30年度と令和元年度に、地域の伝統行事発信事業において、大学との連携により地域の伝統行事の実施者への聞き取りにより実態調査を実施したことで、活動の把握につながった一方、既存の地域コミュニティの課題も把握され、課題解決のための取組も必要となっている。

伝統産業では、生活様式の変化や職人の高齢化、経済のグローバル化による海外製品の大量流入と厳しい価格競争により、奈良市の伝統産業の多くが厳しい状況にある。明治以降も小学校における習字教育等を背景にその伝統を守り続けてきた墨は、昭和30年代には、奈良製墨組合（旧奈良製墨協同組合）への加盟業者数は20軒以上、生産数は1,000万丁を数えていたが、令和6年（2024）には、加盟業者数9軒、生産数は60万丁程度にまで減少している。奈良筆も、大正9年（1920）には製造戸数218戸、従事者635人、製造数2,585万本と最盛期を迎えていたが、昭和52年（1977）の伝統的工芸品の指定の頃には、企業数11社、従事者73人（伝統工芸士10人）にまで減少し、令和6年（2024）時点では組合企業数4社、伝統工芸士7名にまで減少している。かつて南都随一の産業であった奈良晒も、現在ではわずかな企業が小規模に生産を続けているのみとなっている。このように、かつて隆盛を極めた産業も、現在は衰退・縮小しており、後継者の育成や販路の拡大などの継承策を講じていくことが大きな課題となっている。奈良町には小規模ながらも奈良固有の伝統を活かした多様な産業が点在し、総じて伝統産業・伝統工芸の豊かなまちが作りだされていることが魅力のひとつでもあることから、その特徴を生かしながら、しっかりと産業・工芸の基盤を整え、受け継ぐ体制を構築していくことが課題となっている。このようななか、35歳未満の若手の職人が工房において3年間研修を受けることができる「伝統工芸後継者育成研修」の実施等により、不足する後継者の育成に取り組んでいる。平成18年度からこれまでに一刀彫、

赤膚焼、奈良漆器、奈良団扇の4科目17名が研修を修了しているが、伝統産業・伝統工芸を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、引き続きその継承に向けた取組が必要である。

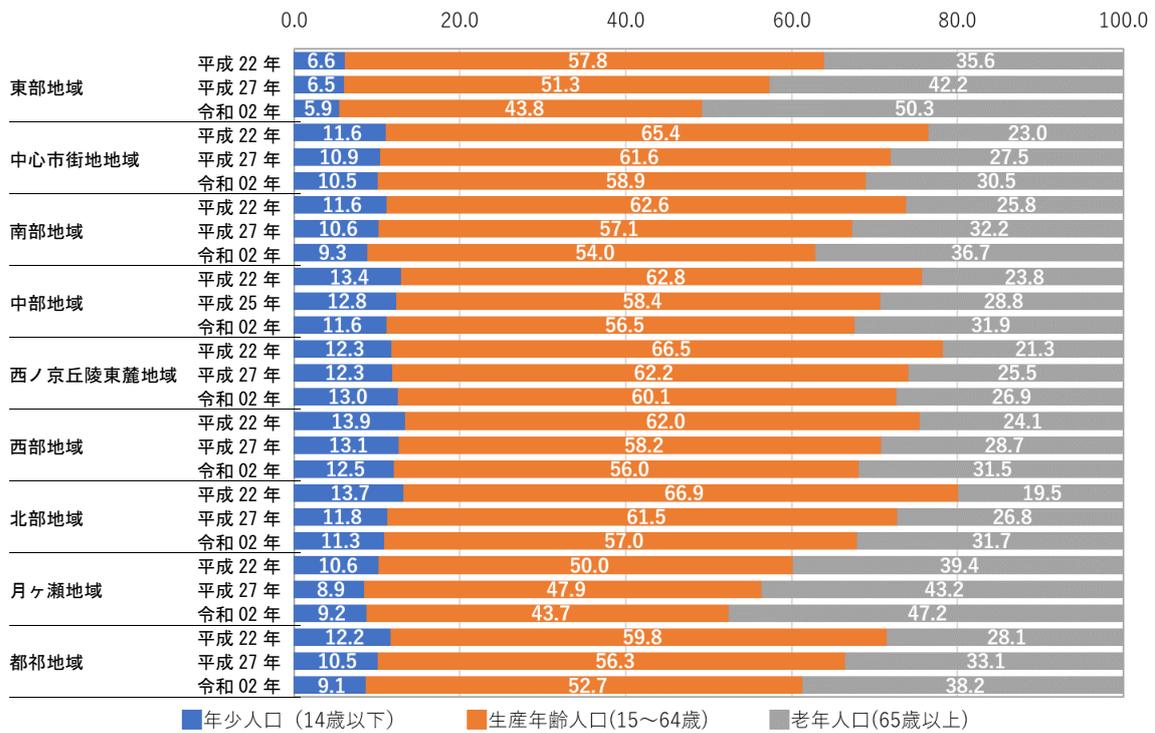
探訪に係る観光産業では、入込観光客数はコロナ禍期間を除くと増加傾向にあるものの、宿泊客数は伸び悩みの状態にあり、修学旅行生は減少傾向がみられる。この背景に、奈良は社寺・史跡巡りというイメージが定着しており、近年の観光客のニーズの多様化に十分に対応できていないことや、宿泊施設の不足、観光関連の施設整備が不十分であること、観光振興に係る自助努力や創意工夫に欠けることなどが指摘されている。また、近年では積極的な観光戦略の実施や、観光ボランティアガイドの育成などのおもてなしの心の醸成、平城宮跡や社寺などの文化財の活用なども求められている。さらに、急激に増加する外国人観光客に対し、案内の充実や体験型の観光の提供など、新たな観光地としての在り方も求められている。

また、伝統文化を奈良の多様な魅力として維持・向上し、活用していくことも課題となっている。そのひとつとして、茶の文化が挙げられる。茶の湯は、かつて多くの町家が茶室を備えるなど庶民の一般的な生活の中に溶け込んでいたが、現在は以前ほど一般的なものではなくなっている。人々が日常的に茶を楽しむ機会の創出や学校教育との連携、広報やイベントなどの積極的な取り組みにより、文化的雰囲気を広げていくことが課題となっている。このような状況において、平成25年度（2013）から、世界遺産を含む社寺や、歴史的な町並みが残る奈良町の茶室等を会場とし「奈良大茶会珠光茶会」を実施し、過去11年間で延べ約52,250人が来場した。それにより、奈良の茶の文化や用いられる茶道具などの魅力を発信し、伝統文化を大切に思う人のすそ野を広げることにつながっていることから、引き続き文化的活動を広める取組の継続が必要である。

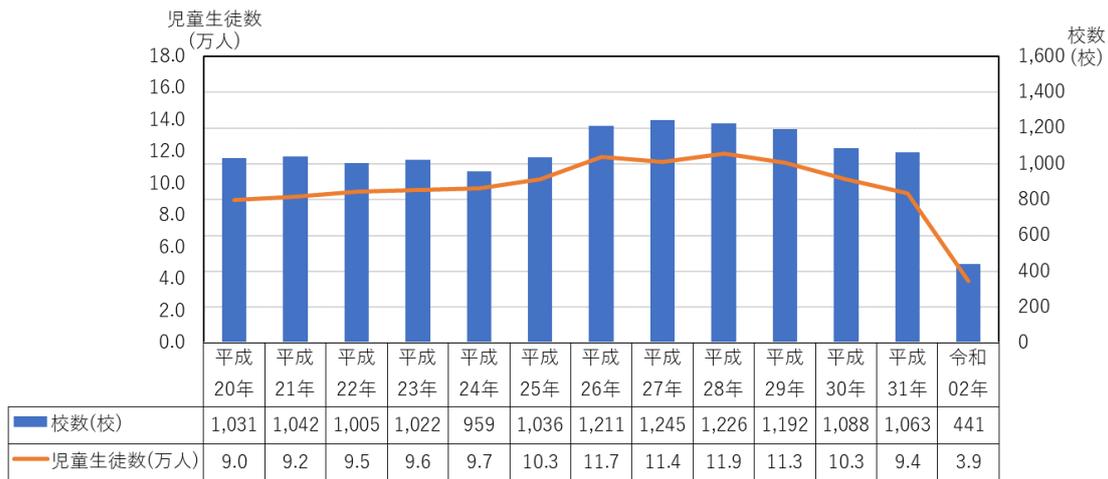


地域別の総人口の推移 (平成22年を100とした値)

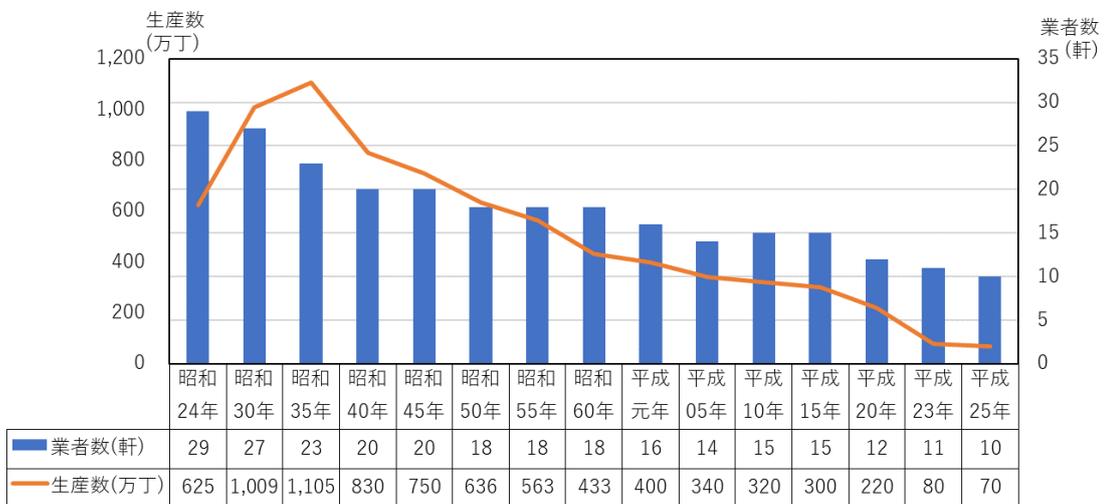
(出典資料：国勢調査)



地域別の年齢別人口の推移 (出典：国勢調査)



修学旅行で奈良市を訪れる校数及び児童生徒数の推移 (出典：統計なら)



奈良製墨協同組合（現奈良製墨組合）に加盟する製墨業者数と生産数の推移 (出典：奈良製墨組合 HP)

(4)「歴史・文化に対する市民意識とまちづくり」に関する課題

奈良市は、世界遺産に登録されている東大寺、興福寺、春日大社、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡をはじめとした歴史的建造物が豊富である。それらは国家的にも世界的にも価値の高い遺産であるため、国や県の行政が文化財の保存において大きな役割を担ってきた。市の行政においても、それらとともに、古代から中世、近世、近代へとつながる奈良の重層的な歴史を表す、有形・無形を含めた多様な文化財の保存・活用を図ってきたところであるが、今後は市民が身近な地域の文化財に親しみをもち、誇りと愛着のもとに自ら積極的にまちづくりに活かしていけるような施策を一層推進していくことが求められる。

特に令和10年（2028）には世界遺産登録より30周年の節目を迎え、観光イベントや関連事業の実施が見込まれることから、歴史的風致の維持・向上の取組との連携が求められる。

(5)「歴史的風致をとりまく自然環境」に関する課題

奈良は東・北・西の三方を山に囲まれた盆地に位置し、人と自然との密接な関係が築かれてきた。春日山原始林や若草山などの山並みや鹿などの豊かな自然と社寺等が一体となった歴史的風土は、多くの詩歌や文学芸術作品の題材とされ、奈良町などの市街地や集落で催される祭りや行事の舞台や背景となるなど、奈良市の歴史的風致を支える重要な役割を担っている。しかし、近年、その自然が変容してきており、歴史的風致を維持向上していく上で課題となっている。



水上池付近の竹林

春日山地区を中心に、アカマツ－モチツツジ群集が尾根筋を中心に広く分布していたが、近年、アカマツ林は、マツノザイセンチュウ病によるマツ枯れが進行し、次々と枯死している。また、春日山地区や平城宮跡地区では、スギ・ヒノキ植林に次いで、コナラーアベマキ群集・クヌギーコナラ群落等の広葉樹林が大きな面積を占め、以前は木炭利用による萌芽更新や落葉の採取などにより管理されてきたが、現在それらが行われなくなり、荒廃が目立ってきている。特に、平城宮跡地区を中心に、竹林の放置による荒廃と竹林の落葉広葉樹林内への分布拡大が引続き起こっている。一方、春日山地区の郷土の植生景観として重要な春日山原始林では、林床植物が鹿の摂食害を受けることによる原始林の林内景観の荒廃と後継樹の消滅が見られる。さらに、平成22年（2010）には、若草山周辺においてナラやカシなどの木々が集団枯死する「ナラ枯れ」被害が確認された。奈良県との連携により防除対策が進められ、被害は減少方向にあるが、今後も動向を確認していく必要がある。

鹿については、人との関係のなかで、野菜やパンなど鹿せんべい以外のえさによる下痢、ビニール袋などのゴミの誤飲、交通事故などの被害にあう鹿があることや、鹿による人身事故、農作物被害などが課題となっている。さらには、鹿の食害による春日山原始林をはじめとした植生への影響などの課題も生じている。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 上位計画・関連計画と歴史的風致の関係

ア. 奈良市第5次総合計画

本市では、社会状況の変化や多様化する市民のニーズに対応するとともに、本市が有する強みを生かし、課題を解決しながら、活力と魅力のある持続可能なまちづくりを進めるため、令和4年3月に「奈良市第5次総合計画」を策定した。

同計画では、「誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち」、「地域の特性をいかした様々な働き方にチャレンジできるまち」、「誰かのやりたいことが他の誰かのやってほしいことになる機会をみんなであつていけるまち」、「命と生活を守るために自分たちで考え行動できるまち」の4つをまちの方向性とし、『ひとりひとりが「わたし」の人生をつくっていくように、「わたしたち」自身が主役となって、夢や希望にあふれる未来をつくっていくまち』を、目指すまちの姿としている。

具体的な推進方針としては、「ひとづくり」、「しごとづくり」、「くらしづくり」、「まちづくり」、「しくみづくり」の5つの視点から施策を推進することとしており、このうち、「くらしづくり」において文化財の保存と活用、「まちづくり」において景観の保全と歴史的風致の維持・向上を図ることとしている。

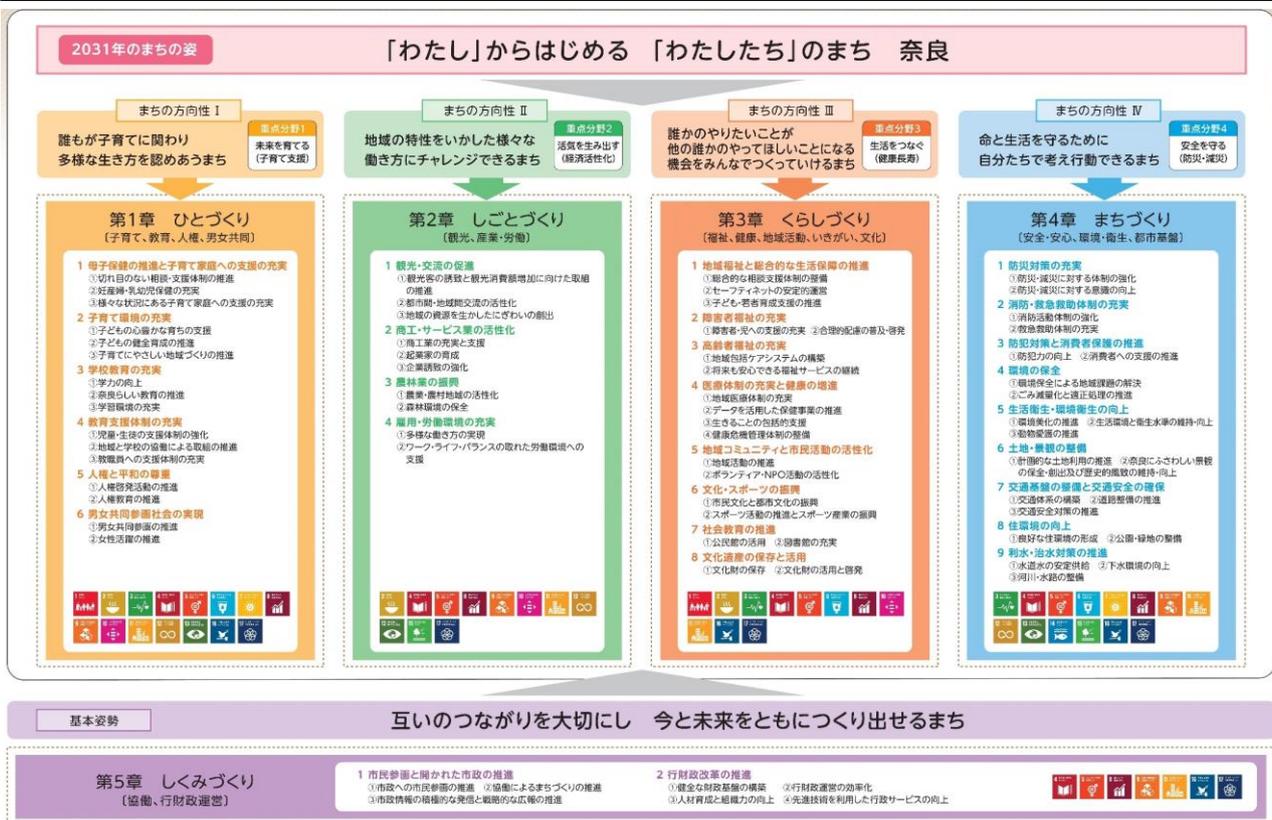
施策の方向性（歴史・文化に関連するものを抜粋）

○文化遺産の保存と活用 ～歴史と文化を守り伝え生かすために～

- ①文化財の保存
- ②文化財の活用と啓発

○土地・景観の整備 ～まちの価値をより高めるために～

- ①計画的な土地利用の推進
- ②奈良にふさわしい景観の保全・創出及び歴史的風致の維持・向上



奈良市第5次総合計画の「まちの姿」「まちの方向性」「基本姿勢」

イ. 奈良市都市計画マスタープラン

奈良市都市計画マスタープランでは、都市計画の基本理念を「歴史・文化・自然と共に新たな未来を創造する都市・奈良」とし、計画を「選ばれる都市」になるための成長戦略と位置付け、本市が付加価値の高い都市へとさらに成長していくことを目指している。

計画では、全体構想を次のとおり定めるとともに、基本方針の1つとして、「歴史的文化・風土・景観等の保全・継承」を掲げ、本市の豊かな自然や歴史・文化遺産を保全・活用するとともに、良好な景観を保全・創出し、国際文化観光都市として魅力あるまちづくりを進めることとしている。

全体構想（まちづくりの基本理念と基本方針）

歴史・文化・自然と共に新たな未来を創造する都市・奈良

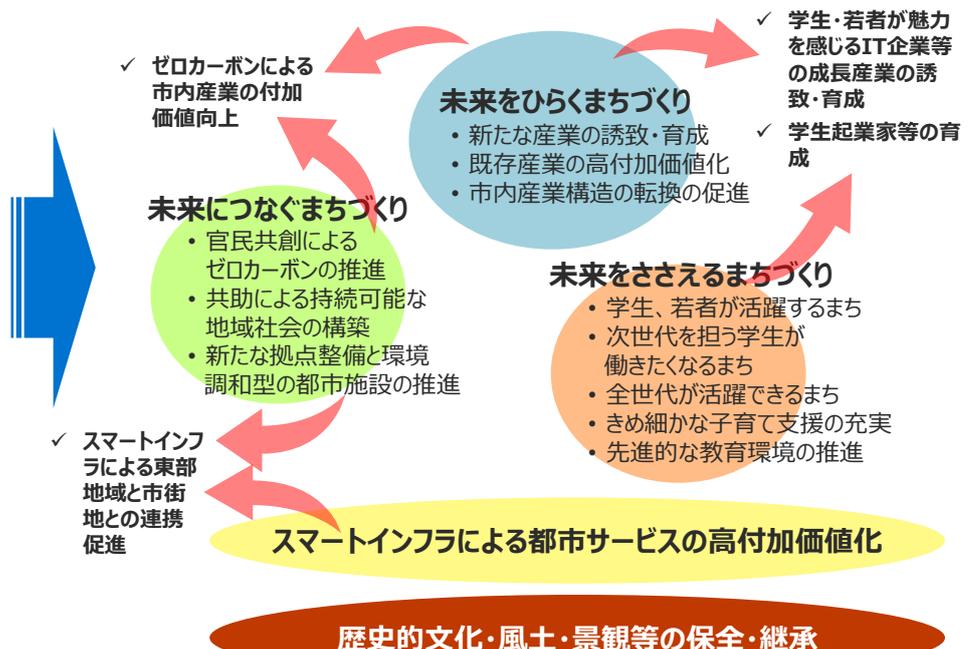
- ・ 現行計画の策定以降、人口減少や少子高齢化の進展など、本市を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いています。一方で、先端技術の発展と普及や新産業の勃興、若い起業家の躍進など、生活環境も変化してきました。また、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方創生の取組も一定の成果が見られるようになりました。
- ・ そのために、先進的な未来に向けたまちづくりの取組等によって「古都・奈良」の質の向上である高付加価値化を図ります。また、スマートインフラを積極的に導入するまちづくりを推進し、まちの利便性・快適性を高め、様々な主体から選ばれる魅力あるまちづくりを目指します。さらに、自然環境と歴史的な文化遺産に育まれた景観資源を活かしながら、奈良らしい景観の形成、維持、保全を推進します。
- ・ 今後は都市間競争がさらに激化し、地方自治体は地域の特徴や強みを活かし、「選ばれる都市」になるための様々な取組をより一層推進していくこととなります。そのため、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を、「選ばれる都市」になるための成長戦略と位置付け、本市が付加価値の高い都市へとさらに成長していくことを目指します。

【基本理念】

歴史・文化・自然と共に新たな未来を創造する都市・奈良

- 先進的な未来に向けたまちづくりの取組等によって「古都・奈良」の質の向上(高付加価値化)を図る。
- スマートインフラによるまちづくりを推進し、まちの高付加価値化を図り、人・企業から選ばれる魅力あるまちづくりを目指す。
- 自然環境と歴史的な文化遺産に育まれた景観資源を活かしながら奈良らしい景観の形成、維持、保全を推進する。

【基本方針】



■歴史・文化の継承と景観形成の方針

(1) 歴史・文化遺産の保全と活用

平城宮跡や東大寺をはじめとする文化財、奈良町などの歴史的な町並み、伝統的様式の建築物などの歴史・文化遺産やこれらと一体となり良好な景観を形成している自然環境の保全・活用を図ります。

また、新たな文化財の指定や登録、平城京の条坊や旧街道を活用した歴史・文化遺産のネットワーク化、奈良町の町家の効果的な活用、社寺境内地の避難・待避所としての活用検討など、奈良市が誇る歴史・文化遺産を活かしたまちづくりや観光力の強化を図ります。

(2) 歴史・文化の産業化

歴史・文化産業が生まれ育つ環境づくり、ブランド力のある商品・資源の育成、宿泊施設や飲食店の活性化、文化芸術の創造などにより歴史・文化の産業化を図ります。

(3) 町並みと緑が織りなす歴史的地区の景観の保全活用

歴史・文化遺産と一体となった緑の保全、建築物の高さや形態意匠等の誘導、緑化促進、無電柱化など町並みと緑が織りなす歴史的地区の景観の保全・活用を図ります。

(4) 市街地背景となる緑の保全・育成

市街地背景及び歴史的景観を形成している「大和青垣地帯」など良好な自然環境を適正に維持管理し、次代に継承していきます。

市街地に広がる農地は、農業施策と連携した保全やアメニティ空間としての活用検討など、「緑の骨格」としての保全・活用を図ります。

(5) 眺望景観の保全

「景観計画」及び「奈良市眺望景観保全活用計画」に基づき、重要眺望景観の指定、電柱電線類の美化や屋上施設の修景、建築物等の高さや形態意匠の規制誘導等を図ります。

(6) 水辺がもたらすうるおい景観の創出

佐保川など日常生活にうるおいと安らぎをもたらす水辺空間の保全に努めるとともに、親水性や修景に配慮した整備を図ります。

(7) 良好な市街地景観の創造

都市拠点や地域拠点における公園・広場等の整備、道路や商業施設等の緑化、まちの顔となる景観の創出を図るとともに、屋外広告物の規制誘導、地域のシンボルとなる樹木の保全や適正管理などにより、良好な市街地景観の創出を図ります。

また、地区計画や建築協定などの制度活用、景観に関する普及啓発や意識醸成、緑化推進、組織の育成支援など、市民との協働による景観形成を図ります。

ウ. 奈良市景観計画

奈良市景観計画（令和4年7月改正）では、景観づくりの目標として、「豊かな緑のなかに歴史と暮らしが交わるまち 奈良 ～歴史にまなび、文化になじみ、人々がなごむ 景観づくり～」を掲げ、9つの景観区域と6つの景観軸ごとに景観づくりの方針を定めている。世界遺産などの主要な歴史資産や歴史的な集落など、奈良市の歴史・文化を象徴する景観の区域を「歴史拠点景観区域」、樹木、森林などの植生と歴史拠点とが一体となって歴史的な風土を形成するなど、歴史拠点を取り囲む区域を「歴史的な風土景観区域」に設定し、次の方針を示している。歴史拠点景観区域については、その具体的指針において、「歴史的風致の維持・向上」も示している。

景観づくりの基本方針（「歴史拠点景観区域」及び「歴史的な風土景観区域」の方針を抜粋）

○歴史拠点景観区域

～ 世界に誇る古都奈良の歴史的・文化的遺産を活かした景観の形成 ～

世界に誇る古都奈良の歴史的・文化的資産を保全・活用していくとともに、そこで繰り広げられる伝統的活動を継承していくことにより、歴史性豊かな景観の形成を目指します。

（具体的指針の項目）

- ・歴史的・文化的資産を活かした景観の形成
- ・観光拠点としての整備・情報発信
- ・歴史的風致の維持・向上
- ・建築物・工作物等と歴史的・文化的資産との調和

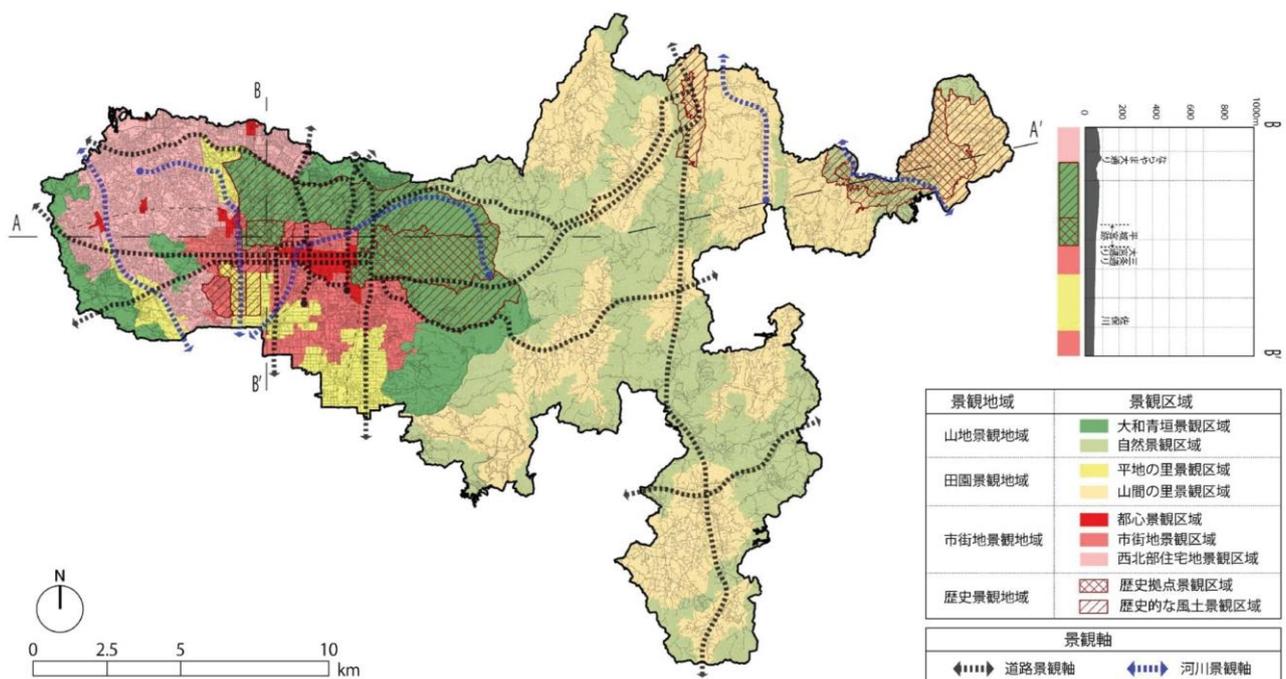
○歴史的な風土景観区域

～ 歴史的・文化的資産と一体となり、歴史的風土を感じる景観の形成 ～

歴史的風土の核となる歴史的・文化的資産を取り囲む区域として、歴史的・文化的資産と一体的な保護・保全施策を展開していくことにより、歴史的風土を感じる景観の形成を目指します。

（具体的指針の項目）

- ・歴史的な風土を感じる景観の形成
- ・建築物・工作物等と歴史的・文化的資産との調和
- ・歴史的・文化的資産の成立背景を考慮した景観の形成

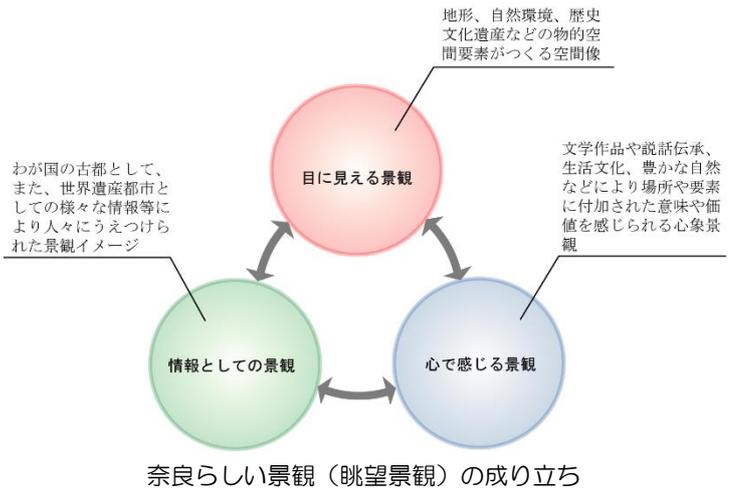


奈良市の景観構造（景観区域と景観軸）

（出典：奈良市景観計画）

エ. 奈良市眺望景観保全活用計画

奈良市眺望景観保全活用計画（平成24年4月策定）では、「奈良らしい景観」は、地形や自然環境、歴史文化遺産などが創り出し、現在も多くの人々が目にし、美しいと感じる「目に見える景観」と、古都としての歴史の重なりやそこでの人々の生活・文化が創り上げてきた物語、豊かな自然環境などを「心で感じる景観」、世界を代表する歴史都市として多くの人々が有する奈良市の景観イメージである「情報としての景観」が相互に関係し合うことによりが



創り出されるものであるとし、その一側面である「奈良らしい眺望景観」の保全・活用の目標を「市民、事業者、行政のそれぞれが、奈良らしい眺望景観の特質を理解し、協働で保全・活用に取り組むことにより、奈良の歴史、文化、自然を将来世代に引き継いでいく」と掲げている。そして、その目標を実現化していくための基本方針として、「五感で感じられる眺望景観を保全・形成する」、「眺望景観を観光やまちづくりに活用する」、「眺望景観の特徴に応じた保全・活用を推進する」、「多様な主体が連携して、眺望景観の保全・活用を担う」の4つの方針を示している。

そして、具体的には「奈良らしい眺望景観」「重点眺望景観」「重要眺望景観」の3種類の眺望景観を指定し、関連する各種制度を活用しながら、それぞれに応じた段階的な施策を総合的に展開していくこととしている。なお、令和6年（2024）10月現在、奈良らしい眺望景観を41件、そのうち重点眺望景観を15件設定しており、重要眺望景観は未指定である。

奈良らしい眺望景観（41） と 重点眺望景観（15）			
3 東大寺二月堂裏参道から 東大寺二月堂への眺望	4 東大寺二月堂から 奈良市街地への眺望	5 養蚕山から 奈良市街地への眺望	6 奈良市の中心部（南門跡）から 東大寺大仏殿への眺望
7 日鷹寺から 奈良市街地への眺望	8 奈良市山ノ内町の歴史地区から 奈良市街地への眺望	9 奈良市街地から 養蚕寺五重塔への眺望	10 奈良市街地から 春日山等の山並みへの眺望
11 滝池池畔から 養蚕寺五重塔、春日山への眺望	12 知事公舎前道路から 春日山への眺望	13 東大寺南門跡道路から 東大寺南門への眺望	14 春日山麓地区の春日山麓から 春日山等の山並みへの眺望
15 滝池池畔から 行基堂への眺望	16 滝池池畔から 養蚕寺五重塔・春日山への眺望	17 JR奈良駅を含む三条通から 春日山等の山並みへの眺望	18 近鉄奈良駅を含む大宮道から 春日山への眺望
19 奈良駅（奈良本町橋田橋）から 東大寺大仏殿への眺望	20 買客の森、若草中学校付近から 春日山等の山並みへの眺望	21 一条通から 春日山への眺望	22 大宮橋及び佐保川沿いから 春日山への眺望
23 水上池池畔から 春日山等の山並みへの眺望	24 平城宮跡から 春日山等の山並みへの眺望	25 平城宮跡から 大極殿、朱雀門への眺望	26 近鉄奈良駅から 大極殿、朱雀門への眺望
27 歴史の道から 春日山麓への眺望	28 大池（勝間田池）池畔から 春日山麓への眺望	29 南門寺境内の眺望	30 南門寺境内の眺望
31 秋篠川堤防から 家師寺への眺望	32 あやめ新橋から 春日山等の山並みへの眺望	33 羅城門橋から 朱雀門、大極殿への眺望	34 山形町から 春日山等の山並みへの眺望
35 柳生の庄の眺望	36 畑原地区の 家師、田楽風景の眺望	37 斑鳩本山麓脚から 春日山麓への眺望	38 斑鳩古墳群芝野公園から 春日山麓、春日山への眺望
39 川瀬梅林の眺望	40 春日山麓から 春日山麓への眺望	41 春日山麓から 春日山麓への眺望	

● 奈良らしい眺望景観
● 奈良らしい眺望景観のうち、重点眺望景観

〔奈良らしい眺望景観と重点眺望景観の分布〕

奈良らしい眺望景観（41）と重点眺望景観（15）

オ. 奈良市文化振興計画

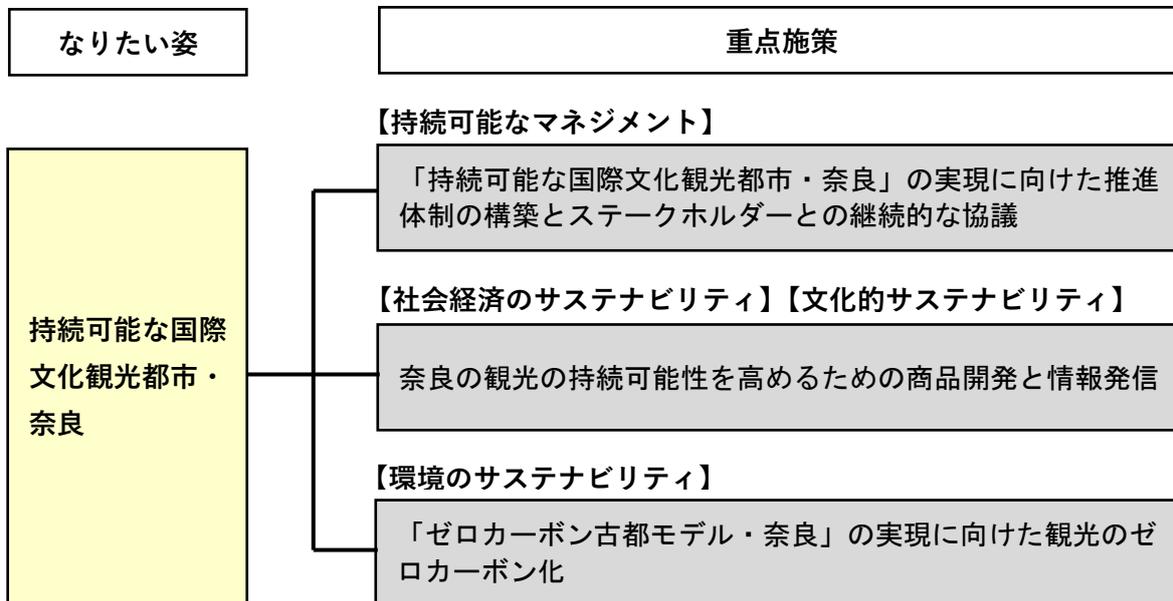
奈良市文化振興条例(平成19年4月施行)に基づく「第2次奈良市文化振興計画」(令和4年3月策定)は、次の5つの基本理念と18項目の基本方針に基づき、市民文化振興のための政策と都市文化振興のための政策について推進施策を展開している。



カ. (仮称) 奈良市「持続可能な観光」アクションプラン

奈良市アクションプランは、奈良市の観光における課題を改善し、観光地としての持続可能性を向上させるために必要な取組をアクションプランとして示すものである。

アクションプランでは、「持続可能な国際文化観光都市・奈良」をなりたい姿とし、重点施策として次の3つを掲げている。



重点施策①	「持続可能な国際文化観光都市・奈良」の実現に向けた推進体制の構築とステークホルダーとの継続的な協議
(1) マネジメント体制の構築 (2) 観光戦略の策定 (3) 人材の育成・確保 (4) 市民の観光に対する理解・満足度の向上 (5) 観光客の満足度の向上	

重点施策②	奈良の観光の持続可能性を高めるための商品開発と情報発信
(6) 滞在時間の延長、宿泊率の向上による消費額の増加 (7) 地域経済への貢献 (8) 多様な受入環境整備の推進 (9) 地域の観光資源の活用	

重点施策③	「ゼロカーボン古都モデル・奈良」の実現に向けた観光のゼロカーボン化
(10) 資源のマネジメント (11) 廃棄物と排出量の管理	

キ. 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画

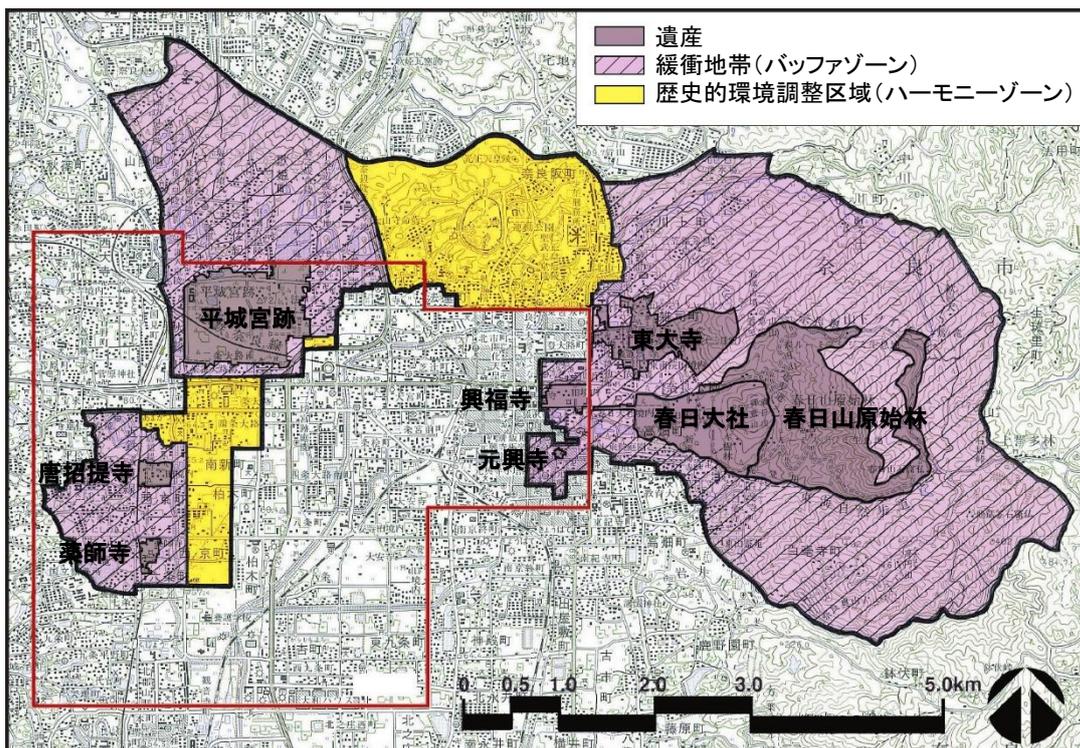
世界遺産「古都奈良の文化財」は、点在する8つの資産で構成され、その8つの資産もそれぞれ複数の文化財で構成される。これを総体としてとらえ、ひとまとまりの遺産として適切に保存管理していくためには、全体の保存管理方法を定める必要がある。資産本体と周囲に設定されている緩衝地帯や歴史的環境調整区域との一体的な保存管理も必要である。

そこで、市と県では、8つの資産と緩衝地帯及び歴史的環境調整区域の全体を包括した保存管理の計画、すなわち世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画を、平成26年度（2014）に策定した。

包括的保存管理計画では、世界遺産の区分上「建造物群」、「文化的景観」、「考古学的遺跡」の3つの遺産種別からなる奈良の遺産について、種別毎に保存管理方法を明確化した。そのうち建造物群はいずれも社寺に係る資産であり、登録時の評価のひとつに「奈良に所在する仏教寺院及び神社は、仏教や神道といった信仰が、今なお独特の精神的な力及び影響を持ち続けていることを示している」とあることもふまえ、宗教的な用途や機能を維持する視点も盛り込んでいる。これは、社寺の祭礼・行事等にかかる歴史的風致の維持・向上と重なる内容である。

また、歴史的風致維持向上計画により歴史的建造物の周辺市街地の環境を保全することは、世界遺産の保存管理の上でも特に緩衝地帯や歴史的環境調整区域の保全に資するものである。

このように、本歴史的風致維持向上計画に基づき歴史的風致の維持向上を図ることは、包括的保存管理計画に基づく世界遺産の保存管理にも資する施策といえる。



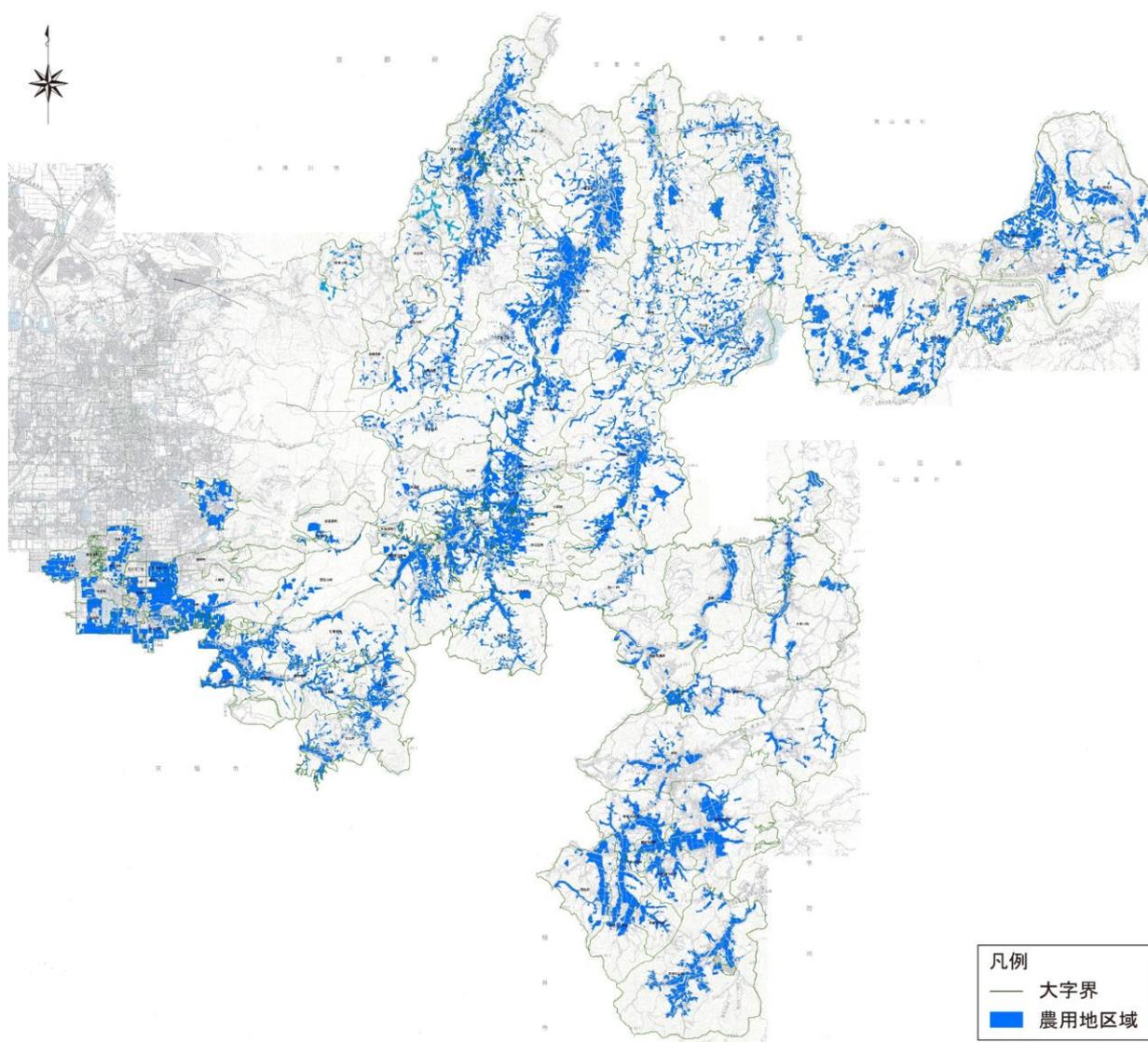
世界遺産 古都奈良の文化財

ク. 奈良農業振興地域整備計画

奈良農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもので、農業振興の方向性を定めたマスタープランであり、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地及び農用地区内の農業上の用途を定めた農用地利用計画が含まれる。

本市の農業振興地域における土地利用は、混牧林地以外の山林原野が全体の5割程度と最も多くを占め、田・畑・樹園地の農用地は全体の3割台を占める構成比となっている。計画では、今後の土地利用について、地域農業の近代化に向けた基本的な資源である農用地に関して、営農振興の基盤としてその確保と有効活用を図るとともに、市街地の形成動向等を踏まえつつ、農用地等良好な田園環境の保全による、調和の取れた土地利用を目指すこととしている。

また、農用地利用計画では農業振興地域内において、土地利用計画図に示すとおり保全すべき農地として農用地区域を設定している。農用地区域は、原則農地以外への転用は厳しく制限される。

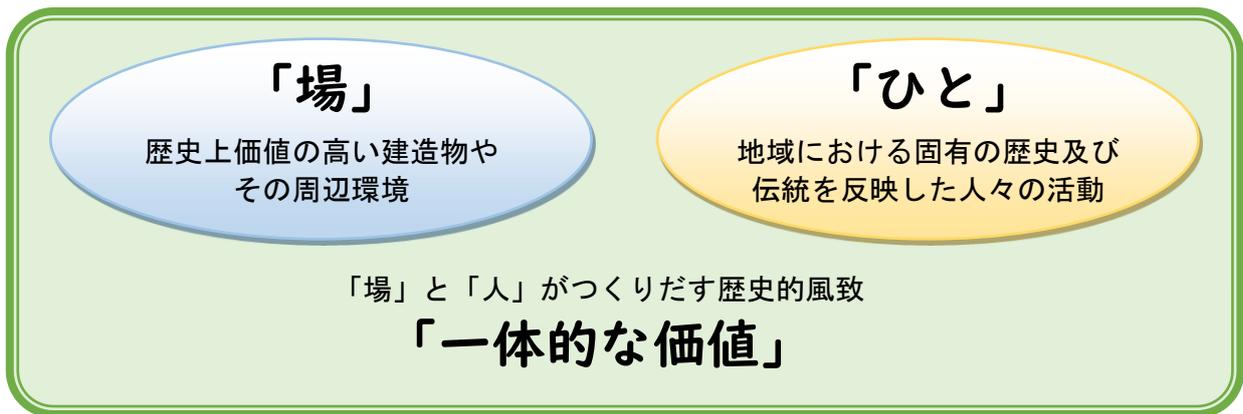


奈良農業振興地域整備計画における土地利用計画図

(2) 基本方針及び実現のための方策

奈良市では、これまで歴史的風致の維持及び向上に係る様々な取り組みを展開してきたが、現在も多くの課題が残されている。これらの課題を解決すべく、上位計画や関連計画では、歴史や文化、自然を守り、活かし、伝えていくことを大きな目標のひとつとして掲げている。

そこで、本計画（第2期計画）では、第1期計画に引き続き、上位計画や関連計画との整合・連携のもとに歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史上価値の高い建造物やその周辺環境（「場」）、そこで繰り広げられる地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動（「ひと」）、そして、それらがつくりだす歴史的風致としての「一体的な価値」の3つの視点から、基本方針とその実現のための方策を次のとおり設定する。



基本方針の実現のための3つの視点

ア. 奈良の歴史のつながりや重なりを感じられる「場」を守り、活かし、伝えていく

奈良の古くからの歴史を物語る歴史的建造物を大切に守り、受け継いでいくとともに、その周辺の景観の保全・形成を進めることにより、奈良の歴史のつながりや重なりを感じられる「場」を守り、活かし、伝えていく。特に、第2期計画においては、第1期計画の課題をふまえ、江戸時代中期以降の社寺建築や近現代の建造物等、従来の調査では把握しきれていない歴史的建造物の把握・指定、建築士などの専門家への意見聴取を行う取組を継続し、修理事業の質の維持・向上や、景観計画の適切な運用による周辺の町並みや自然環境と一体となった景観づくりに取り組み、歴史的風致の維持向上を図っていく。具体的には、次の取組を中心に歴史的風致の舞台となる「場」づくりを進めていく。

【指定等文化財（建造物）の保存】

文化財保護法や県及び市の文化財保護条例に基づいて指定または登録されている歴史的建造物に関しては、今後も継続的に適切な保存と維持管理に取り組んでいく。

【未指定の歴史的建造物の調査と価値づけ】

指定等を受けていない歴史的建造物については、実態を把握するための調査を推進し、必要に応じて、文化財の指定等や奈良市都市景観形成建築物等、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の指定を進めるとともに、地域で大切に受け継がれてきた歴史的建造物の活用のための支援策を検討する。

【歴史的建造物を保存・活用するための制度や仕組みの構築】

奈良市の町家や民家の特性を踏まえた保存修理の環境を整えるための住民や所有者、設計者・大

工・左官などの職人等に対する講習会などによる意識啓発や建造物の保存・活用に係る相談体制の構築、さらにそれらの建造物の修理や修復、修景等に対する助成制度の拡充、奈良市町家バンク制度の活用など、歴史的建造物を保存・活用するための制度や仕組みを検討し、整えていく。また、解説板を設置可能な場所には、解説板の設置を進める。さらに、現在の道路に投影された平城京の条坊をより実感できる方策についても検討する。

【周辺環境とのつながりを感じられる空間づくり】

奈良市景観計画等との連携のもとに、都市景観形成地区や歴史的景観形成重点地区の指定による建築物の形態・意匠・色彩等の規制・誘導や、空き家等の利活用を進めることにより、歴史的建造物と周辺の歴史的な町並みの保全を図っていくことや、春日原始林や若草山など自然環境の保全対策等を行うことにより、一体的な景観づくりを進め、歴史的建造物相互ならびに歴史的建造物と周辺環境とのつながりを感じられる空間づくりを進める。

【各種まちづくり施策との連携】

各種まちづくり施策との連携を図りながら、道路の無電柱化などの景観整備事業を推進する。事業実施にあたっては、埋蔵文化財の保護にもできるだけ配慮する。

イ. 伝統・文化を自ら守り、活かし、伝えられる「ひと」を育む

伝統的な祭りや行事、伝統産業・工芸などは、地域住民の手により大切に受け継がれてきており、今後も、地域住民が主体となって守り、活かし、伝えていくことが求められる。そのため、地域住民が伝統的な祭りや行事、伝統産業・工芸などを誇りに思い、やりがいを感じ、守っていきたいという機運を醸成し、伝統や文化を自ら守り、活かし、伝えていく。第2期計画においては、第1期計画の成果や課題を鑑み、伝統文化や工芸を体験できるイベントなどの事業実施により、奈良の伝統・文化の良さに触れる機会を充実させていく。また、これまでの調査により把握された地域の伝統行事等を紹介していくことで、地域への誇りや愛着の醸成に取り組む。具体的には、次の方策の推進により、自ら守り、活かし、伝えていく「ひと」を育てていく。

【奈良を代表する伝統文化の継承】

文化財保護法や県及び市の文化財保護条例に基づいて指定されている祭礼や行事の保存団体に対する民俗芸能等に用いる用具等の購入や補修に係る経費の支援、国や県の伝統的工芸品に指定されている伝統産業や工芸に係る伝統技術の講習会や担い手育成のための事業などを積極的に推進し、奈良を代表する伝統文化の継承に努める。

【地域の祭礼や行事、伝統産業・工芸への支援】

指定等を受けていない各地域の祭礼や行事、伝統産業・工芸などについても、担い手不足といった共通の課題と併せて、それぞれに固有の課題を抱えていることが想定されることから、各地域の活動が抱えている課題を的確に把握した上で、文化財等の指定や財政的支援、記録作成など、それぞれの課題に応じた対応方策を検討していく。

【地域の伝統や文化に触れ、知る機会の提供】

奈良を代表する伝統文化や地域の祭礼や行事、伝統産業・工芸、その他の伝統的活動も含め、学校

教育との連携や各種イベントの開催などによる地域の伝統や文化に触れ合える機会の提供、市の広報誌やホームページ等の様々な媒体を通じた地域の伝統や文化の紹介などにより、身近に伝わる伝統文化の価値を再認識し、伝統や文化を大切に思う人のすそ野を広げるとともに、核となる担い手を育成することにより、伝統的活動の継承や地域への誇りや愛着の醸成につなげていく。

【伝統・文化を守り、活用する仕組みづくり】

観光ボランティアガイドなどの伝統や文化を積極的に活かし、伝えられるリーダー的な役割を担う人材の育成に努め、観光客を受け入れる体制を整え、奈良の魅力を効果的に発信していく。特に近年急激に増加し、オーバーツーリズムによる弊害が懸念される外国人観光客への対応については、案内の充実や対応する人材の確保・育成も含め、伝統・文化を守り、活用する仕組みを構築していく。

ウ. 歴史的風致としての「一体的な価値」を共有し、まちづくりや観光振興に展開する

神社や寺院、その周辺の集落や市街地の歴史的な建造物や自然環境等と、祭礼や行事、伝統産業や工芸などの伝統的な活動とが一体となって、より一層それらが魅力的なものになるという認識を共有し、それらを地域の活性化や観光振興などのまちづくりに展開していく。第2期計画では、第1期計画の成果や課題を鑑み、歴史的風致の「一体的な価値」を共有するため、古代だけでなく近代まで含めた歴史的な建造物を利活用する事業や身近な歴史や文化に親しむ講座などの事業や、まちづくり活動の促進や地域コミュニティや各種団体との連携強化を図る。具体的には、次の方策を推進していくものとする。

【歴史文化の一体的な価値の創出】

奈良の歴史文化の特徴を、古代の遺産にとどまらず、中世から現代に至る様々な歴史的建造物や伝統的活動とつなぎ合わせた「奈良の歴史文化ストーリー」として整理して発信することにより、市民が奈良の魅力や地域で受け継がれる資産の価値を再認識し、地域の資産を守り、活かそうという取り組みへの展開を促す。また、これまでの社寺・史跡巡りを超えた、新たな奈良観光の魅力として歴史的風致の枠組みや重点区域の範囲を活用し、まちづくりや観光振興につなげていく。特に令和10年（2028）の世界遺産登録30周年の節目において実施が予想される観光イベントや関連事業を見据え、歴史的風致の維持・向上の取組との連携を図る。

【各種活動団体の支援と連携の強化】

それぞれの活動主旨のもとに活動している市民団体等に対して、本計画に関する情報提供を実施することにより、歴史的風致の枠組みや目指すべき方向性を共有し、市民が主体となって行う取組を推進する。また、活動助成などの支援や各種団体に関する情報共有を図ることで、地区と市民団体、あるいは市民団体相互等の連携を促し、活動のより一層の推進と新たな展開を促していく。

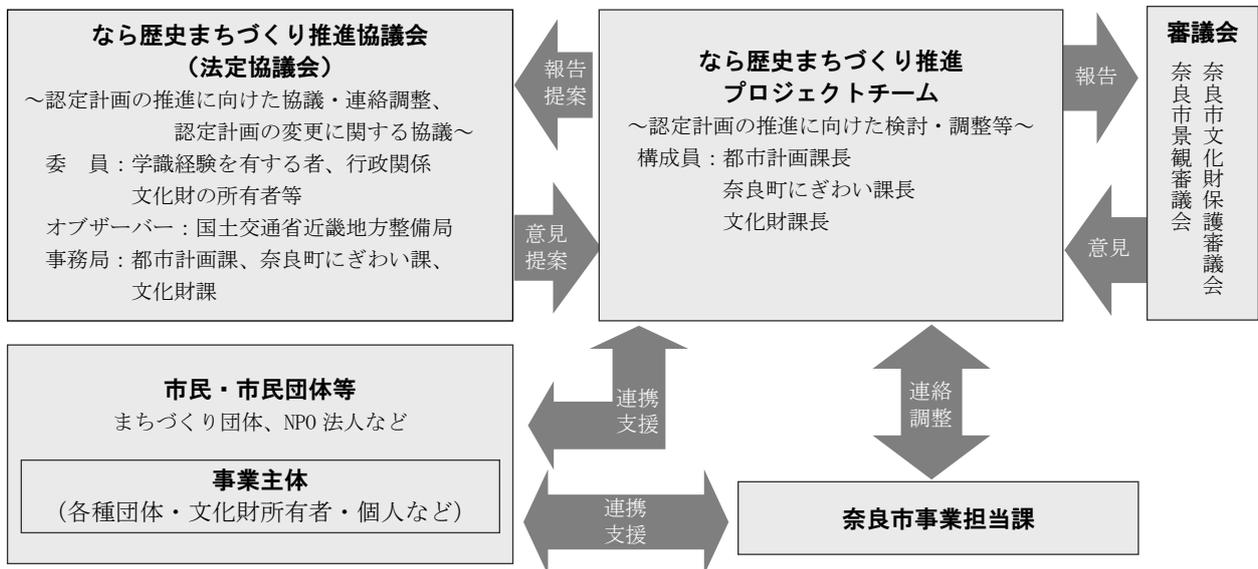
（3）計画の推進体制

歴史的風致の維持及び向上を適切かつ効果的に実施していくためには、文化財保護行政とまちづくり行政が密接に連携していくことが必要になる。第1期計画においては、推進体制として、「なら歴史まちづくり推進プロジェクトチーム（都市計画課長、奈良町にぎわい課長、文化財課長）」を構成し、主要関係課の連携を強化し、計画の推進に取り組んできた。第2期計画においても引き続き、なら歴

史まちづくり推進プロジェクトチームが事務局となり、計画の推進に向けた検討・調整等を実施していく。

また、計画策定段階から組織している「なら歴史まちづくり推進協議会」を第2期計画においても引き続き定期的を開催し、変更協議や計画実施に係る連絡調整機関としての役割を担うこととする。

さらに、行政における事業担当課や市民・市民団体等との連携について、ハード・ソフトの両面から強化を図り、一層の体制の充実を図っていくこととする。



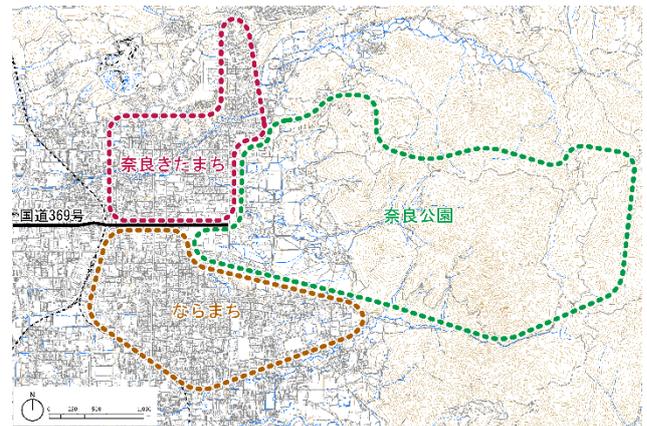
「奈良市歴史的風致維持向上計画」の推進体制

1. 重点区域の考え方

重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための施策の効果をより一層高めること、さらに重点区域における施策の効果を市全域に広げていくことが重要であることから、本計画の重点区域は、多様な歴史的風致が重なりをみせる区域となる奈良町及び奈良公園の区域を対象とする。

第2章で述べた奈良市における多様な歴史的風致は、次頁に示すとおり、奈良町と奈良公園において顕著な重なりをみせる。この区域は、都が奈良の地を離れて以降、中世、近世、近代を通じて、奈良の中心であり続けた地域であり、町会を中心とした祭りや行事をはじめ、探訪や文学・芸術活動、工芸や産業、茶の湯などの様々な伝統や文化が、各時代における奈良の地の位置付けや特徴を反映しながら育まれ、現在に受け継がれている。そして、それらの活動の多くは、例えば、社寺の町としての展開や御蓋山を神山とした春日信仰と地蔵信仰との習合による春日地蔵への信仰、シカとの共生を象徴する法蓮格子（鹿格子）の家並みなどにみられるように、御蓋山や若草山などの自然や東大寺、興福寺、春日大社などの社寺といった奈良公園の各資産との関係のなかで、より奈良らしい伝統や文化として洗練されてきたものである。また、一方では、奈良公園内に位置する東大寺や興福寺、春日大社等の祭りや行事は、春日若宮おん祭などのように、奈良町を舞台とし、奈良町の人々との関係のなかで受け継がれてきたものも多くみられる。このように、奈良町及び奈良公園には、奈良町と奈良公園とが相互に関係し合うことにより、奈良市を象徴する歴史的風致が形成されている。

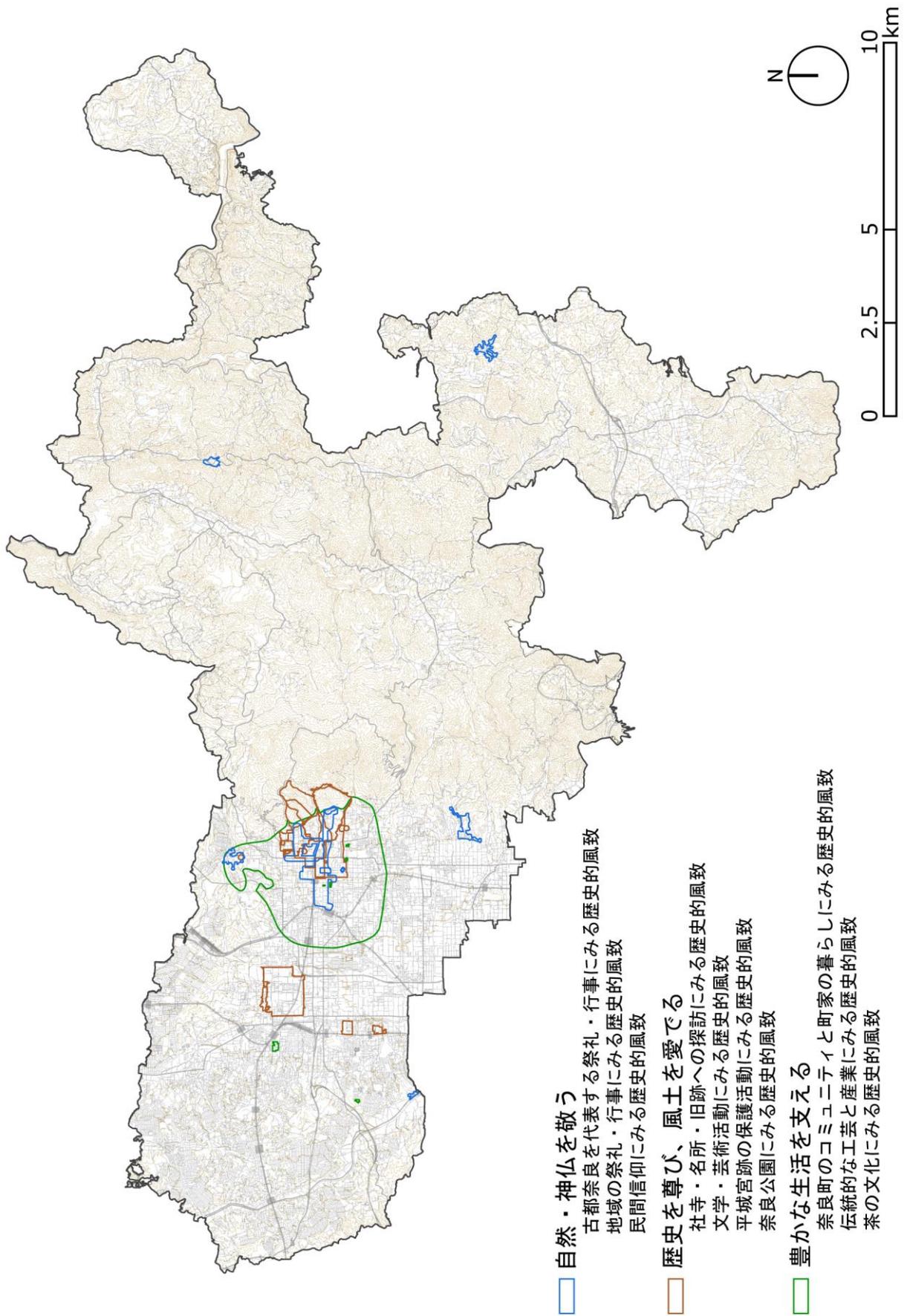
しかし、人口減少や少子高齢化による維持管理不足などにより、奈良町の町家等の歴史的建造物は減少し、歴史的な町並み景観の保全にも影響が危惧されている。また、伝統文化である祭礼や行事についても、大社寺の祭礼は社寺の努力と住民の協力のもとに受け継がれているが、民間で受け継がれてきた祭礼や行事は、後継者不足による運営上の支障が生じ、なかには消滅の危機に瀕しているものもみられ、伝統産業や工芸についても後継者不足による伝統技術の継承に関する課題が生じてきており、歴史的風致が徐々に失われつつあるのが現状である。さらに、奈良町のうち、おおむね国道369号より南側の地域を「ならまち」、北側の地域を「奈良きたまち」と通称しており、両地域の特色を生かしたまちづくりに取り組むとともに、「奈良町」及び「奈良公園」が連携し、総合的かつ一体的な活性化を図ることで、観光の回遊性を向上することが大きな課題となっている。



ならまち・奈良きたまち・奈良公園

このため、本計画では、こうした課題を解決するために、奈良町及び奈良公園の区域を重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

なお、平城宮跡とその周辺地域や西ノ京の地域など、奈良市の特徴的な歴史的風致を形成しているその他の地域についても、本計画の推進のために、特に重点的な施策展開が必要と認められる場合には、重点区域の追加又は見直しを検討することとする。



奈良市の歴史的風致の分布

2. 重点区域の位置及び区域等

(1) 重点区域の位置

重点区域の位置は、前頁に示す歴史的風致の重なる状況の踏まえ、奈良盆地東麓の中世以降に大社寺の門前町として成立し、人々の生活の場として様々な祭りや行事、産業や工芸を生み出しながら発展してきた近世奈良町の区域、ならびにその東側に広がり、奈良町に暮らす人々の自然観や信仰、生活に大きな影響を及ぼしてきた奈良公園の区域を合せた区域とする。

(2) 重点区域の区域

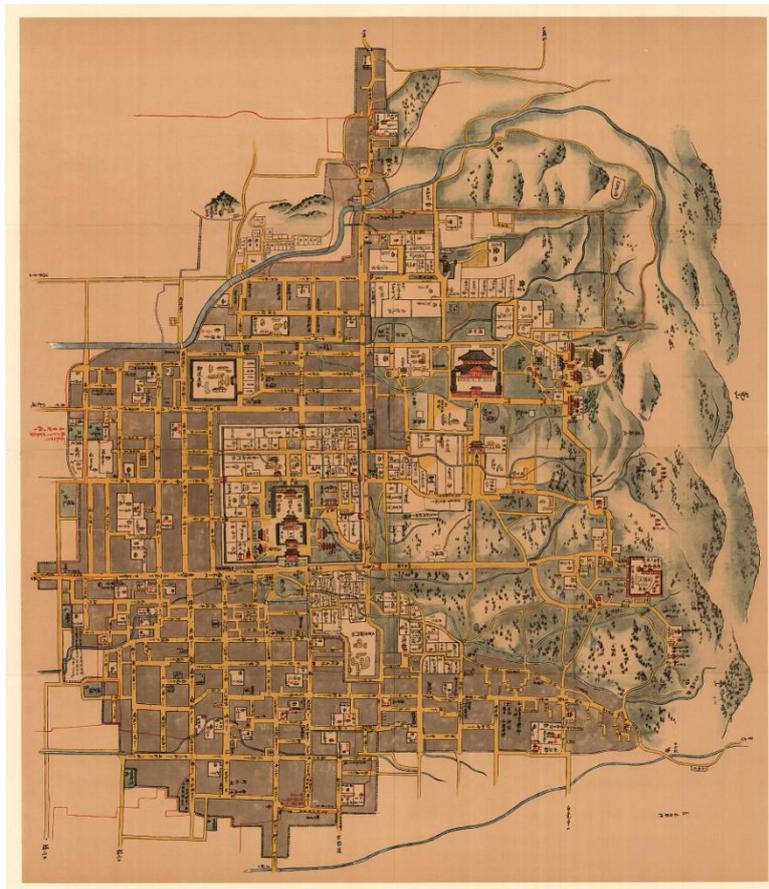
江戸時代中期の享保・元文年間に作成された奈良町絵図において確認できる町割の範囲を中心とし、南側境界は同絵図に描かれている自然物や道路等を境界として設定する。

東側は、奈良町絵図に描かれている御蓋山等の山並みを含むものとし、その境界は名勝奈良公園、奈良県立都市公園奈良公園から東部地域を除く区域とする。北側は、北に延びる京街道の沿道ならびに奈良町絵図に描かれている多聞山、聖武天皇陵、光明皇后陵を加えた区域とし、その境界は、京街道の沿道は1敷地分、その他は風致地区の種別又はゾーンの境界を基本とする。西側は、奈良町絵図の町場の区域に興福院南側の佐保地域の一部を含めた区域とし、境界はJR関西本線、県道1号、県道754号等の鉄道・道路に基づく。南側は、奈良町絵図南端に描かれている能登川を境界とする。

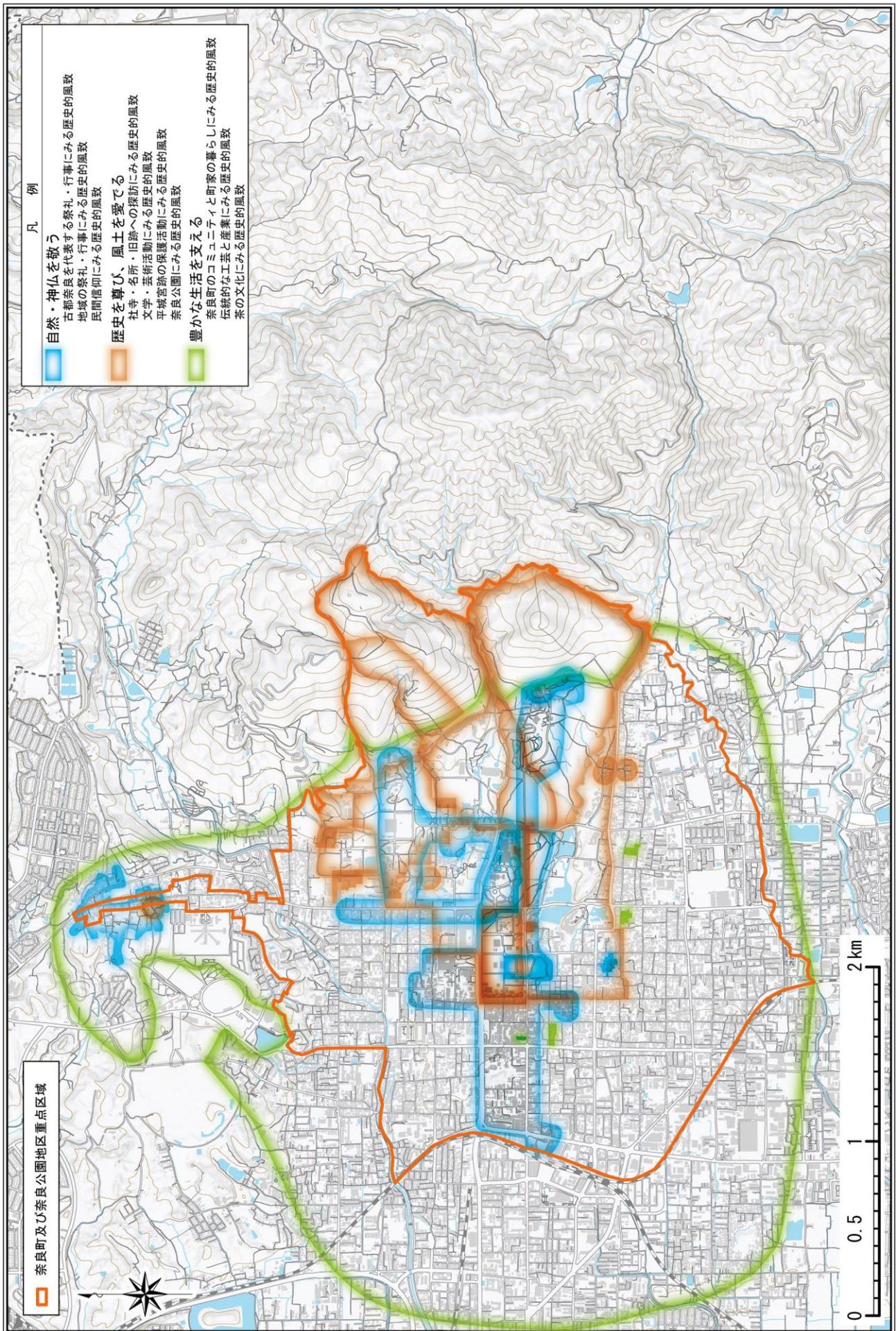
(3) 重点区域の名称及び範囲

名称：奈良町及び奈良公園地区

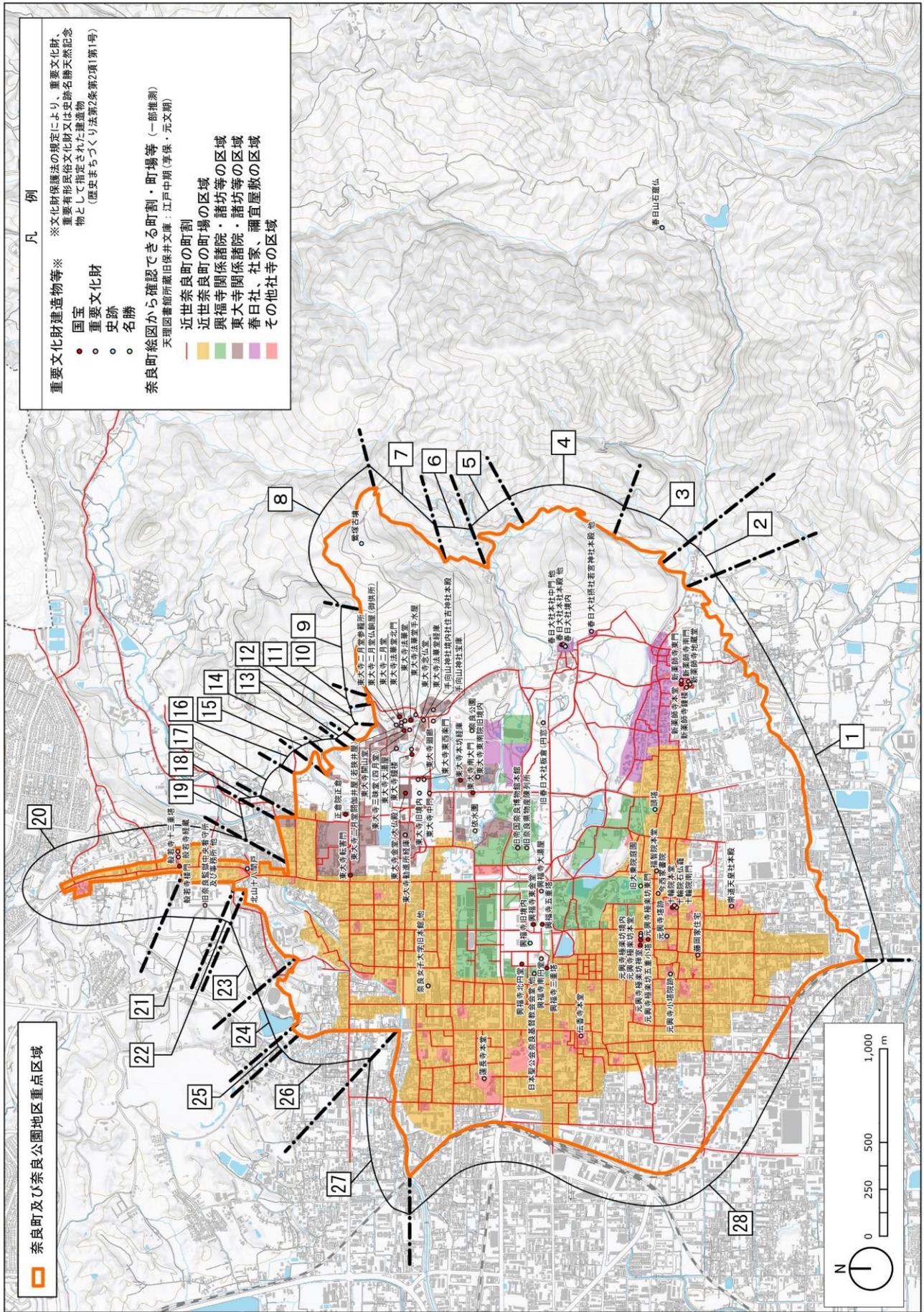
面積：約 769 ha



奈良町絵図（天理大学附属天理図書館蔵）



奈良町及び奈良公園地区重点区域の区域図



奈良町及び奈良公園地区重点区域の境界図

- 1：能登川南岸
- 2：史跡春日大社境内の区域境界
- 3：春日山遊歩道
- 4：管理道路
- 5：春日山遊歩道
- 6：水谷川
- 7：特別天然記念物春日山原始林の区域境界
- 8：奈良県立都市公園奈良公園（都市計画決定）の区域境界
- 9：名勝奈良公園の区域境界
- 10：市道北部 110 号線と市道北部 111 号線とに接している東大寺境内地の 1 敷地
- 11：市道北部 110 号線
- 12：標高 130m線界
- 13：東大寺境内地界
- 14：市道北部 109 号線
- 15：東大寺境内地界
- 16：標高 120m線界
- 17：史跡東大寺旧境内の区域境界
- 18：市道北部 101 号線東側（市道北部 116 号線交差点～大日橋）
- 19：佐保川南岸（大日橋～新石橋）
- 20：市道北部 131 号線（京街道）に接している敷地
- 21：市道北部 130 号線北側
- 22：旧奈良監獄との境界
- 23：風致地区ゾーン区分の境界
- 24：歴史的風土特別保存地区・歴史的風土保存区域の境界
- 25：風致地区種別区分の境界
- 26：市道六条奈良阪線
- 27：佐保川北岸
- 28：J R 関西本線・J R 桜井線

3. 重点区域の歴史的風致の維持向上の広域的な効果

(1) で述べたように、本重点区域は、奈良市における歴史的風致の色濃く残る地域であり、多様な歴史的風致が集積してみられる。特に、周辺の各地域とも大きな関わりをもつなかで、中世以降の奈良・大和地域の中心性を担い続けてきたことから、祭礼・行事における神事芸能の市内各地域への伝播や春日大社と各地域での春日信仰・春日講、茶の文化の隆盛と東部山間地域の茶生産のように、それぞれの歴史的風致にも、市内各地域との歴史的・文化的な関係がみられる。

従って、本重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図ることにより、それを基とした、周辺の各地域での伝統的な生活文化の継承などにつながり、市域全体の歴史的風致が向上されることが期待できる。また、本重点区域での歴史的風致の維持向上の取り組みにより、市民の歴史・伝統文化に対する理解を一層深めることができ、市全体に広がっている歴史的風致についても、それらを活かしたまちづくりに向けた取り組みを進めることが期待できる。

4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

奈良市では、現在、本重点区域を中心に、都市計画法や建築基準法、景観法、屋外広告物法、文化財保護法、古都保存法などの様々な制度の活用や「奈良市眺望景観保全活用計画」などの計画を策定・運用を通じて、歴史的な建造物の周辺の景観や伝統的な活動の舞台や背景となる景観の形成に努めている。本計画の推進にあたっては、これらの既存の制度や計画の適切な運用とさらなる拡充を図り、歴史的風致の維持及び向上に努めていくこととする。

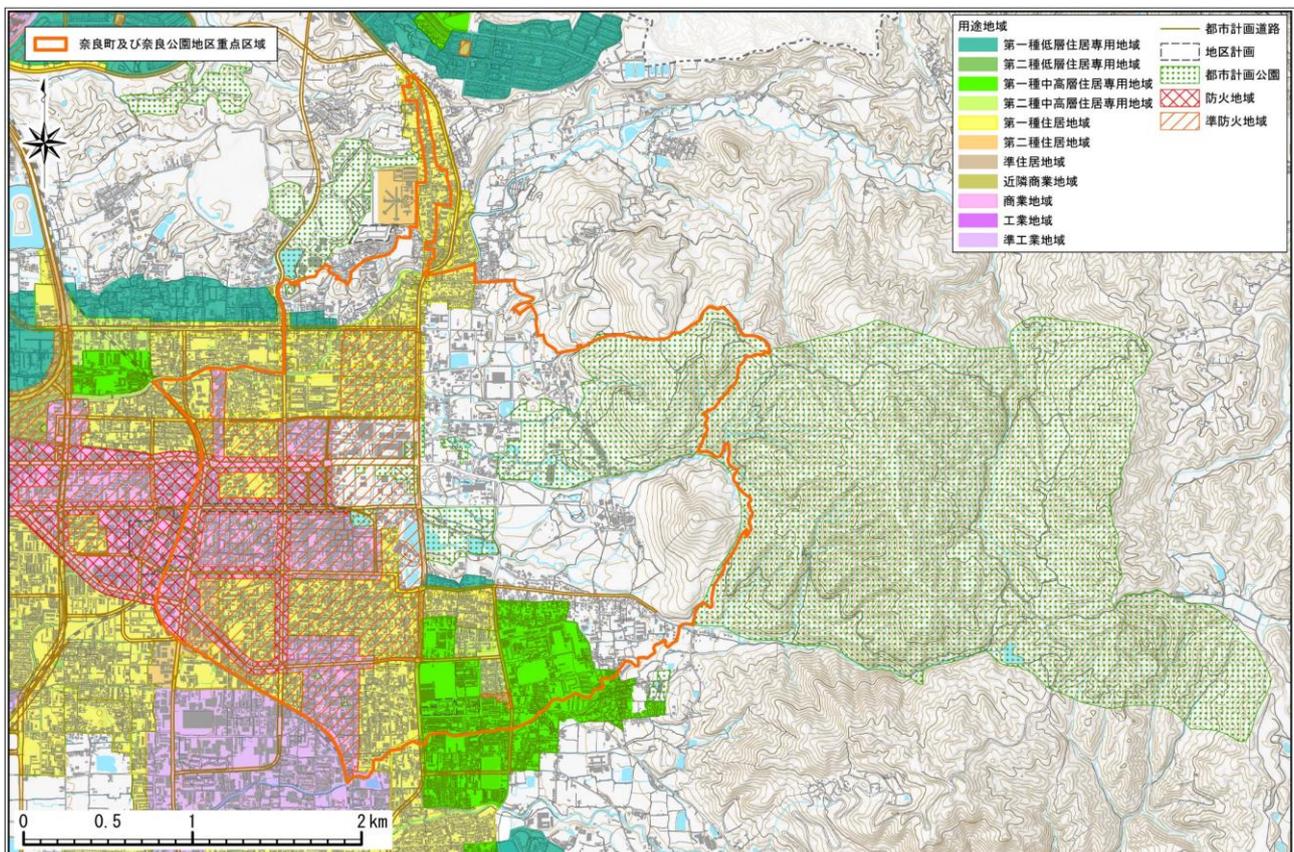
(1) 都市計画との連携

ア. 用途地域・都市施設・地区計画等

奈良市の都市計画は、月ヶ瀬地区、都祁地区を除いた区域合計 21,160ha が「大和都市計画区域」に指定されており、都市計画区域内の全域が線引きされており、市街化区域が 4,857ha、市街化調整区域が 16,303ha となっている。

本重点区域は、全域が都市計画区域内であり、区域西部の市街地が広がる区域は市街化区域、区域東部の社寺境内や若草山、春日山等の山林を主体とする区域は市街化調整区域に指定している。

市街化区域は、中世以来、奈良の政治・経済・文化の中心的な役割を担い続けてきた奈良市の中心市街地であることから、近鉄奈良駅・JR奈良駅を中心に商業地域が広がり、都市的な機能の集積した賑わいのある都市空間の形成を図っている。また、その他多くの地域は第一種住居地域に指定して、中心市街地としての都市的な機能の立地と歴史的な佇まいを残す住宅市街地との調和した都市空間の形成が図られている。また、平城山丘陵麓や高畑の山麓部の一部は第一種低層住居専用地域に指定し、周囲の自然環境と調和した低層の落ち着いた住宅市街地の形成を図っている。このような現行の用途地域区分に基づき、用途地域ごとの適切な土地利用を誘導することにより、中心市街地としての都市機能の集積と良好な居住環境の形成との両立を図っていく。



用途地域・都市施設・地区計画

一方、区域東部の市街化調整区域の大部分は、都市計画公園に指定し、豊かな自然や歴史・文化の保全と活用を図っている。今後も、歴史的風致の維持及び向上との連携・調整を図りながら、都市計画公園としてのより一層の活用を目指した取り組みを推進していく。なお、市街化調整区域の都市計画公園以外の区域は、社寺の境内地としての史跡指定や名勝奈良公園の指定など、文化財保護法により保護が図られている（「文化財保護行政との連携」参照）。

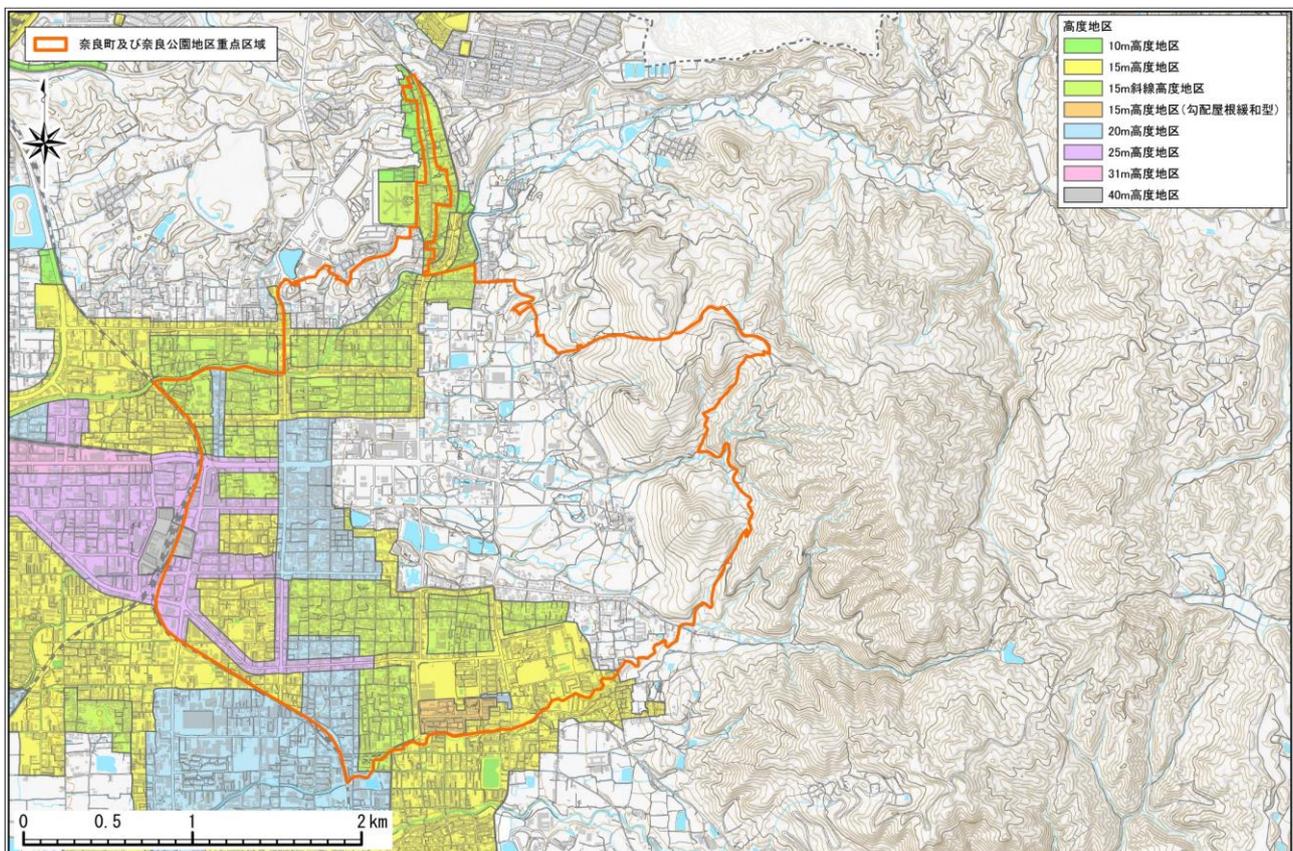
また、重点区域内で歴史的な町並みが残っている奈良町都市景観形成地区及びその周辺区域は、木造密集地域であることから、準防火地域や防火地域の指定がされているが、重点区域東側に広がる市街化調整区域には、建築基準法第 22 条の指定がされていない。このことから、保存措置を講ずるだけでなく、火災や地震に対しての措置をも併せて講じていくことが必要である。

なお、三条通の区域については、平成 9 年（1997）10 月 27 日に三条通地区地区計画が定められ、用途や壁面の位置、建物等の形態又は意匠に関する基準をもとに、J R 奈良駅から春日大社に至る道筋の良好な景観の形成が図られている。今後も地域住民との連携のもと、歴史・文化を感じられる町並みの形成と主要な観光動線としての賑わいの創出との両立を図っていくこととする。

イ. 高度地区

奈良市では、高度地区を 8 種類に区分し、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域を除く各用途地域において建築物の高さの最高限度を定めている。

本重点区域では、J R 奈良駅前の一部の 40m 高度地区を除き、商業地域では 25m 高度地区又は 20m 高度地区、住居系地域では、15m 高度地区又は 15m 斜線高度地区を基本として設定している。また、高度地区に指定されていない第一種低層住居専用地域については、建築基準法に基づき最高高さ 10m とされており、周囲の自然環境と調和した落ち着いた低層住宅市街地の形成を図っている。



高度地区

今後も引き続き、現行の高さ制限を適用することにより、中心市街地としての都市的機能の集積のための土地の高度利用と、奈良町の町家と違和感の少ない高さとすることによる歴史的な環境の保全・継承との調整を図っていくことを基本とする。なお、本市における歴史的風致の維持及び向上にあたっては、古くから多くの人々が目にし、詩歌や芸術作品の対象としてきた奈良盆地各所から本重点区域に位置する若草山や春日山などの山並みと一体となった東大寺、興福寺などの社寺への良好な眺望を保全することが重要であることから、その眺望を阻害するおそれのある区域については、高さ制限の強化等を検討していくこととする。

ウ. 風致地区

奈良市では現在、市全域で合計 4,727.9ha の風致地区を指定している。奈良市では、これらの風致地区を、地形や山・森林等の自然的要素、社寺、宮跡等の歴史的要素及び緑の多い住宅地等の市街地的要素等に応じて、第一種地区から第五種地区までの五種に区分し、地区ごとに建築物の高さ、建蔽率、外壁後退、緑地率等を定めている。また、「奈良県風致保全方針」に基づき、風致地区をさらに 11 ゾーンに区分し、ゾーンごとに建築物等の修景に関する方針を定め、別途定めた審査指針により、風致景観のきめ細かい方向性を示している。

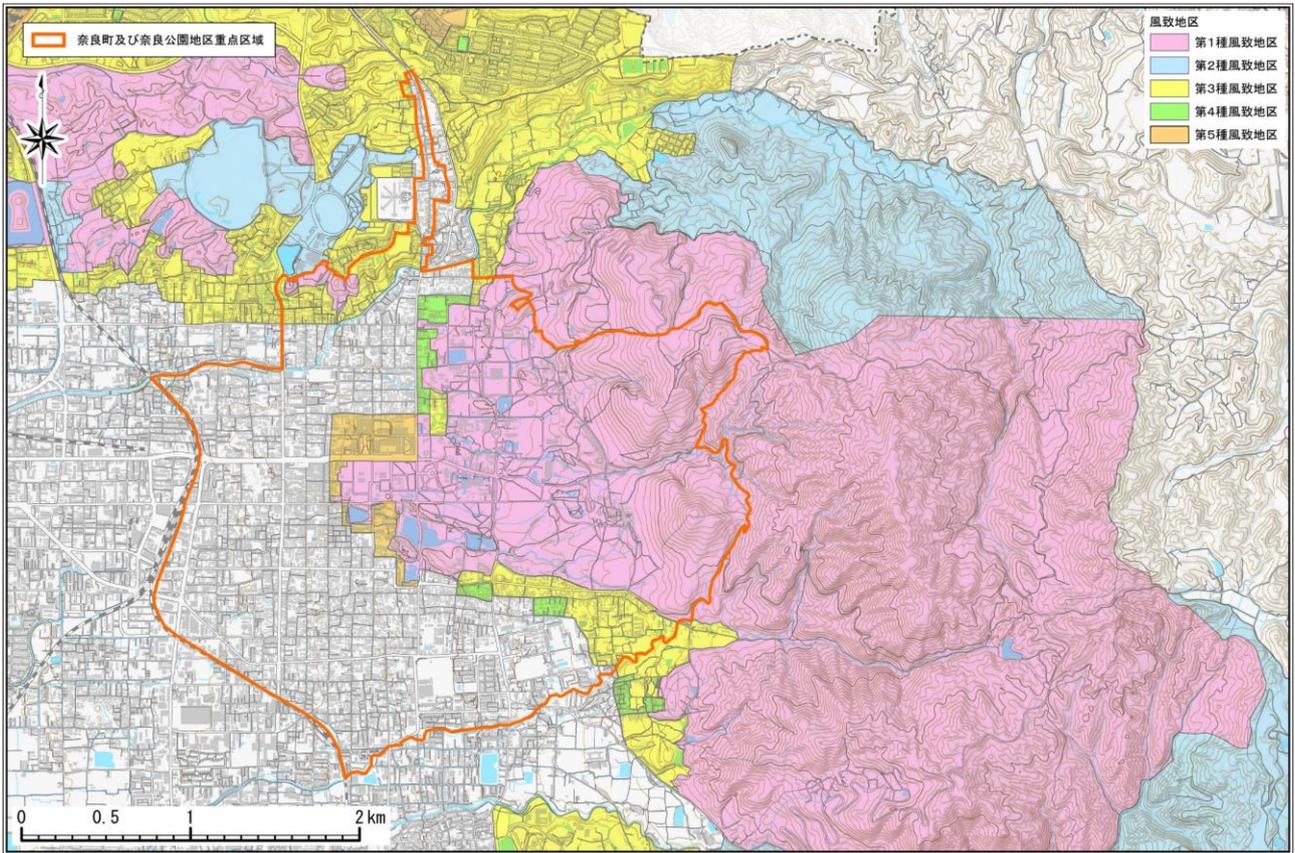
本重点区域では、市街化調整区域ならびに区域北西部の平城山丘陵麓の第一種低層住居専用地域に風致地区を指定しており、豊かな自然環境の保全ならびにそれらと一体となった緑豊かな住宅市街地の形成を図っている。そして、風致地区の大部分は古都保存法に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区と重複して指定しており、古都保存行政と連携しながら、古都奈良の歴史的風土の保存が図られている。

種別区分及びゾーン区分は、歴史的風土特別保存地区と重複して指定されている区域は第 1 種風致地区・ゾーン 1 に指定して、豊かな自然環境の凍結的な保存を図っている。また、その他の区域では、平城山丘陵麓では第 3 種風致地区・ゾーン 8、高畑地域の山麓は第 3 種又は第 4 種風致地区・ゾーン 6 又は 7、また、奈良県庁をはじめとした官公庁施設の集積する区域は第 5 種風致地区・ゾーン 8 又は 9 に指定するなど、それぞれの区域における現在の土地利用の状況に応じて種別区分及びゾーン区分を行い、自然環境の保全や良好な景観の誘導を図っている。

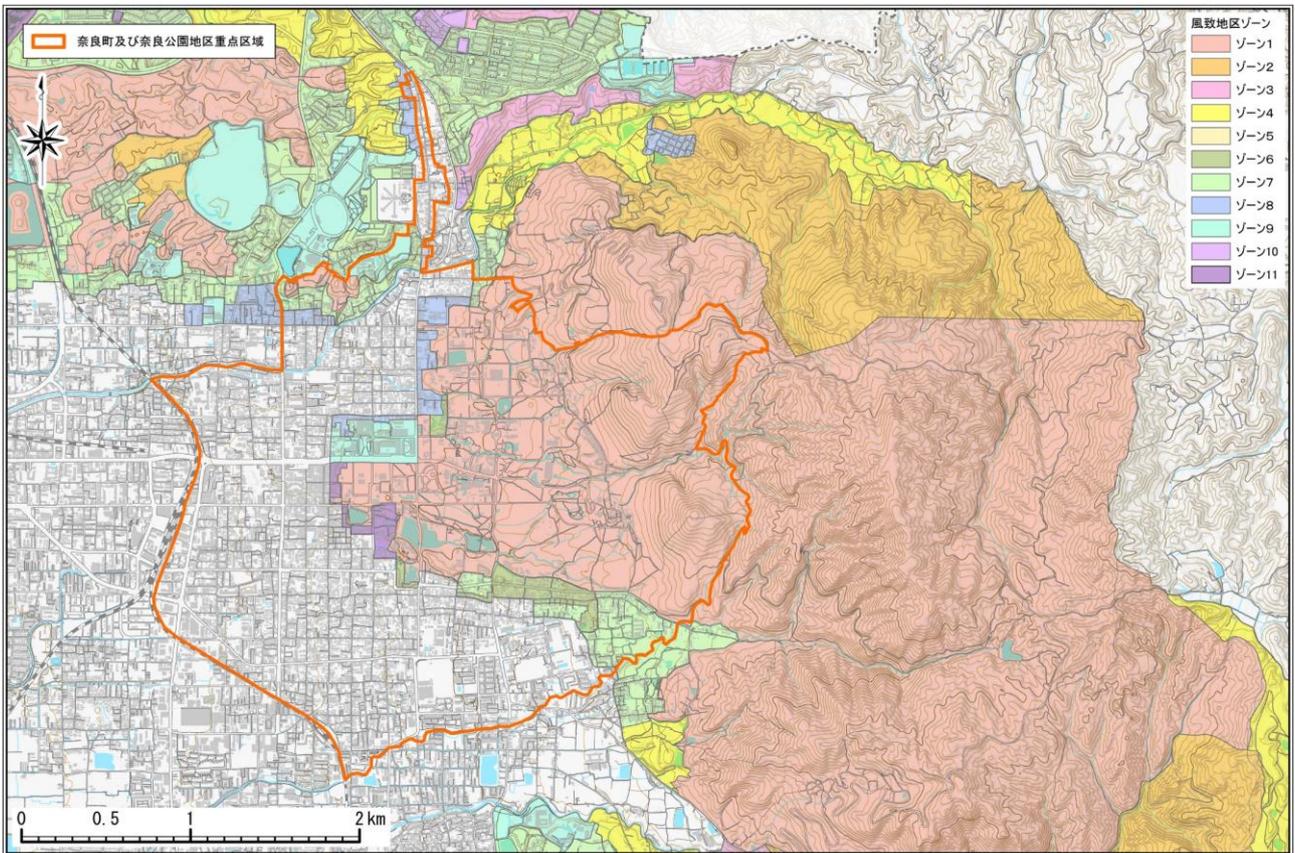
今後も、古都保存行政と連携しながら、現行の風致地区制度を適切に運用することで、社寺と周辺の自然環境とが一体となった歴史的風土ならびに緑豊かな住宅市街地の環境を守り、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととする。

風致地区における許可等の基準

項目		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
建築物の新築・改築・増築・移転	高さ	8m以下	10m以下	10m以下	12m以下	15m以下
	建ぺい率	2/10 以下	3/10 以下	4/10 以下	4/10 以下	4/10 以下
	道路からの距離	3m以上	2m以上	2m以上	2m以上	2m以上
	隣接地からの距離	1.5m以上	1m以上	1m以上	1m以上	1m以上
	緑地率	4/10 以上	3/10 以上	2/10 以上	2/10 以上	2/10 以上
	位置・形態・意匠	当該建築物の位置、形態及び意匠が、建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。				
工作物	位置・形態・意匠	当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。				
建築物等の色彩変更		変更後の色彩が変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。				
土地の形質の変更	緑地率	4/10 以上	3/10 以上	2/10 以上	2/10 以上	2/10 以上
	森林区域の緑地率	6/10 以上	5/10 以上	4/10 以上	4/10 以上	4/10 以上
	森林法第5条森林の区域における造成行為(主として住宅その他の建築物を建築するために行う造成、市街化区域における造成以外)に適用。					
	造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。					
	うち1haを超える場合はさらに	切土・盛土	2mをこえるのりを生じないこと。	3mをこえるのりを生じないこと。	4mをこえるのりを生じないこと。	4mをこえるのりを生じないこと。
うち1ha 以下の場合はさらに	切土・盛土	2mをこえる切土	3mをこえる切土	4mをこえる切土	4mをこえる切土	4mをこえる切土
上記を伴うものにあつては、適切な植栽を行う等によりのが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。						
水面の埋立て又は干拓		水面の埋立て又は干拓後の地貌が埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。				
木竹の伐採		次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の区域における風致をそこなうおそれが少ないこと。 1 許可された建築物等の建築、土地の形質の変更のために必要な最小限度の木竹の伐採 2 森林の択伐 3 伐採後の成林が確実と認められる森林の皆伐で伐採区域の面積が1ha 以下のもの 4 森林の区域外における木竹の伐採				
土石の類の伐採		採取の方法が露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。				
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障をおよぼすおそれが少ないこと。				
その他形状・色彩等		別に風致地区ごとにゾーン設定をし、建築物の屋根の形状、部材及び色彩並びに壁の部材、色彩及び仕上げその他工作物の意匠形態等の審査指針を定める。				



風致地区（種別区分）



風致地区（ゾーン区分）

(2) 景観計画の活用

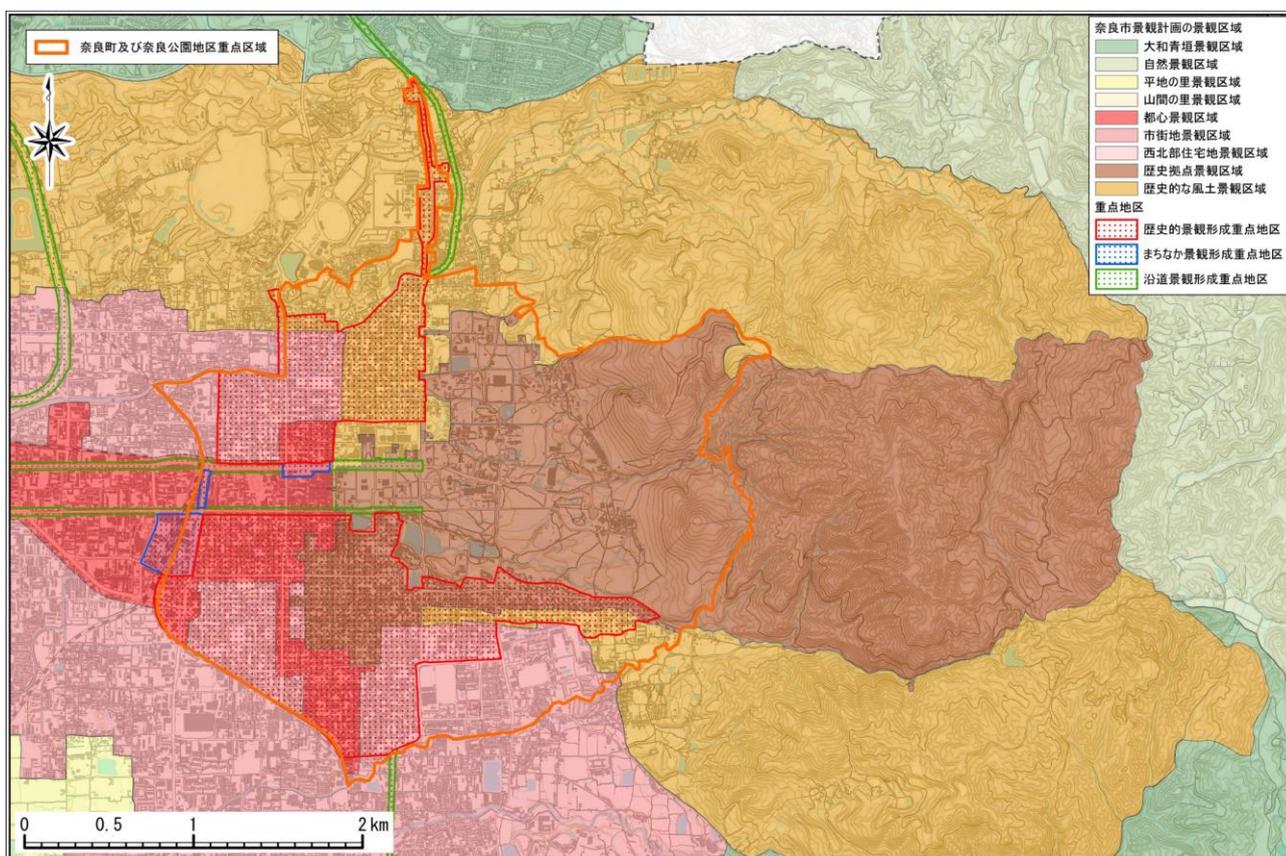
ア. 奈良市景観計画

奈良市では、なら・まほろば景観まちづくり条例（平成21年（2009）9月24日改正）、奈良市景観計画（平成22年（2010）1月15日策定・同年4月1日施行、平成28年（2016）4月改正、令和4年（2022）7月改正）に基づき、景観施策の総合的な展開を目指している。

奈良市景観計画では、市全域を景観計画区域に指定し、「山地景観地域」「田園景観地域」「市街地景観地域」「歴史景観地域」の4つの景観地域のなかに9つの景観区域とそれらを横断する形で景観軸（道路景観軸、河川景観軸）を設定し、景観形成の方針やデザインガイドラインを定めている。このうち、奈良盆地における「歴史景観地域」は、世界遺産の遺産本体、緩衝地帯（バッファゾーン）及び歴史的環境調整区域（ハーモニーゾーン）を合わせた全体と同一の区域とし、歴史的風土保存区域全体を含む形で、古都保存行政とも連携が図られている。なお、令和4年（2022）には、主に以下について見直しを行っている。

- ① 広告物規制を広告物条例へ一元化
- ② 大規模行為の届出の対象の拡大（住宅以外の建築物：建築面積1,000㎡超→300㎡超）
- ③ 景観形成重点地区の追加指定（14地区→17地区）
- ④ 景観形成重点地区の細分化
- ⑤ 大規模行為、景観形成重点地区の景観形成基準の見直し

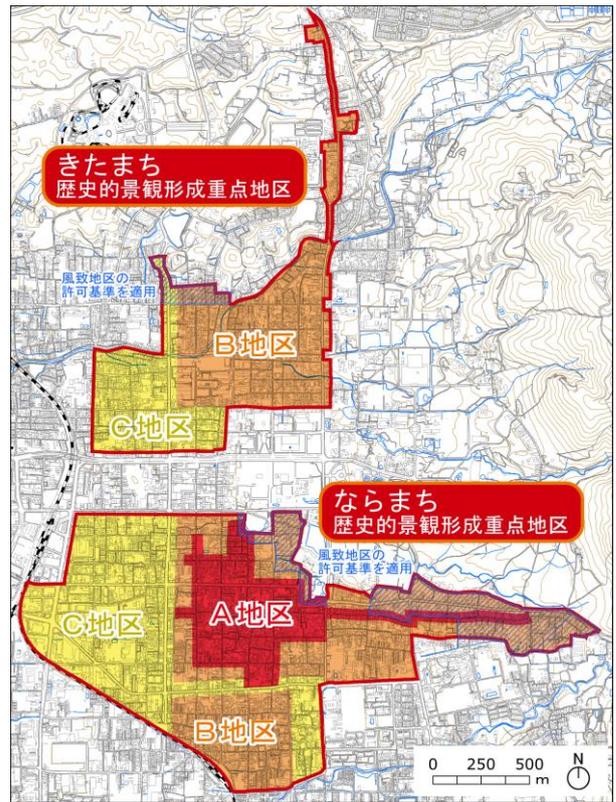
行為の制限については、市全域を対象（風致地区の区域を除く）とした大規模行為（高さ15m以上又は建築面積300㎡以上の住宅以外の建築物など）の景観誘導と、景観形成重点地区を対象とした重点的な景観誘導（全ての建築物・工作物などを対象（沿道景観形成重点地区のうち広域幹線道路沿道区域は高さ10m以上又は建築面積500㎡以上の建築物などに対象を限定））の2つを大きな柱としている。



奈良市景観計画の区域区分と景観形成重点地区・都市景観形成地区

本重点区域では、風致地区の区域は「山地景観地域／大和青垣景観区域」、市街地の区域のうち、用途地域が商業地域の区域は「市街地景観地域／都心景観区域」、その他の住居系の用途地域の区域は「市街地景観地域／市街地景観区域」に指定している。また、これらと重複する形で、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域は「歴史景観地域／歴史的な風土景観区域」、歴史的風土特別保存地区は「歴史景観地域／歴史拠点景観区域」に指定し、各区域の景観の特徴に応じた景観の誘導を図っている。

また、重点的な景観形成を推進する区域としては、旧奈良市都市景観条例において指定してきた奈良町都市景観形成地区を踏襲した上で、同区域を平成 22 年（2010）4月に歴史的景観形成重点地区に指定し、平成 28 年（2016）4月にならまち・きたまち歴史的景観形成重点地区に拡大指定し、令和 4 年（2022）7月にその地区区分を細分化し、きめ細かな景観の誘導を図っている。また、三条通沿道と大宮通沿道（近鉄奈良駅周辺を除く）は沿道景観形成重点地区、近鉄奈良駅周辺とJR奈良駅周辺はまちなか景観形成重点地区に指定し、都市的な景観と歴史的な景観との調和を図っている。



ならまち・きたまち歴史的景観形成重点地区

ならまち・きたまち歴史的景観形成重点地区の景観形成基準（基準を適用する地区を塗りで表示）

項目	景観形成基準	適用地区		
		A地区	B地区	C地区
共通	a-1	景観区域・景観軸の景観形成方針並びに景観形成重点地区の景観形成方針に基づいた計画・設計を行い、周辺景観との調和に配慮すること。		
	a-2	伝統的な町家や農家等が残る敷地においては、構成する歴史的建築物や工物、樹木等の保存並びに旧態の復元に努めること。		
	a-3	『奈良市眺望景観保全活用計画』に定める「重要眺望景観」を阻害しない配置・規模・形態・意匠とすること。		
配置規模	a-4	威圧感・圧迫感の軽減や道路等からの見え方、町並みやスカイラインの連続性の確保等に配慮した配置・規模とすること。		
	a-5	町並みの壁面線をそろえること。やむをえず後退させる場合は、塀等を設置するなどにより、町並みの連続性を維持すること。		
	a-6	現在の地形を活かした配置とし、大膽な地形の改変を避けること。		
	a-7	現在の町並みを形成している歴史的な敷地の形状を維持するよう努めること。		
	a-8	原則として、建築物の高さは前面道路境界より奥行10mまでは8m以下、奥行10m以上は15m以下とすること。		
	a-9	道路に面する建築物は、おおむね敷地の間口いっぱいに建てること。		
	a-11	長大な壁面となる場合は、適度な凹凸や色彩の濃淡による壁面の分節化などにより、圧迫感の軽減および単調な壁面とならない措置を講ずること。		
	a-12	周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。		
	a-13	隣接する建築物と1階及び2階部分の階高を揃えるなど、町並みの連続性に配慮した形態・意匠とすること。		
建築物の意匠等	a-14	木造とすること。やむをえずその他の工法とする場合は、形態・意匠を周辺景観に調和したものとする。		
	a-15	道路に面する屋根は、勾配屋根を用いるなど、地域特性を生かした形状とすること。		
	a-16	道路に面する屋根（下屋を含む）は、勾配屋根を用い、勾配は10分の3から10分の7、軒の出は80cm以上、ケラバの出は30cm程度とすること。		
	a-17	切妻造又は入母屋造の平入りを基本とすること。		
	a-18	道路に面する1階及び2階（ならまち・きたまちC地区は1階のみ可）の外壁には、庇（庇の出は80cm以上、勾配は10分の3から10分の4.5）を設けること。		
	a-19	道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より90cm以上後退すること。		
	a-20	道路に面する開口部は、周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とし、格子窓などの伝統的な意匠をモチーフに生かすこと。		
	a-21	屋上設備や塔屋は、ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げ等により、道路等から見えにくいようにすること。		
	a-22	配管やダクト類等の露出設備や室外機等は、道路等に設置しないこと。やむを得ない場合は、壁面と一体化し、色調による遠慮などの措置を講ずること。		
	a-23	道路に面するバルコニーは、建築物と一体的な意匠とし、道路等から沈没物や設備等が直接見えにくい措置を講ずること。		
	a-24	道路に面する屋外階段は、建築物との一体化やルーバーによる覆いなどの措置を講ずること。		
	a-25	屋根や外壁に太陽光発電設備を設置する場合は、建築物との一体化等により道路等からの見え方に配慮するとともに、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒、濃灰、濃茶、濃緑の模様が目立たないものとする。		

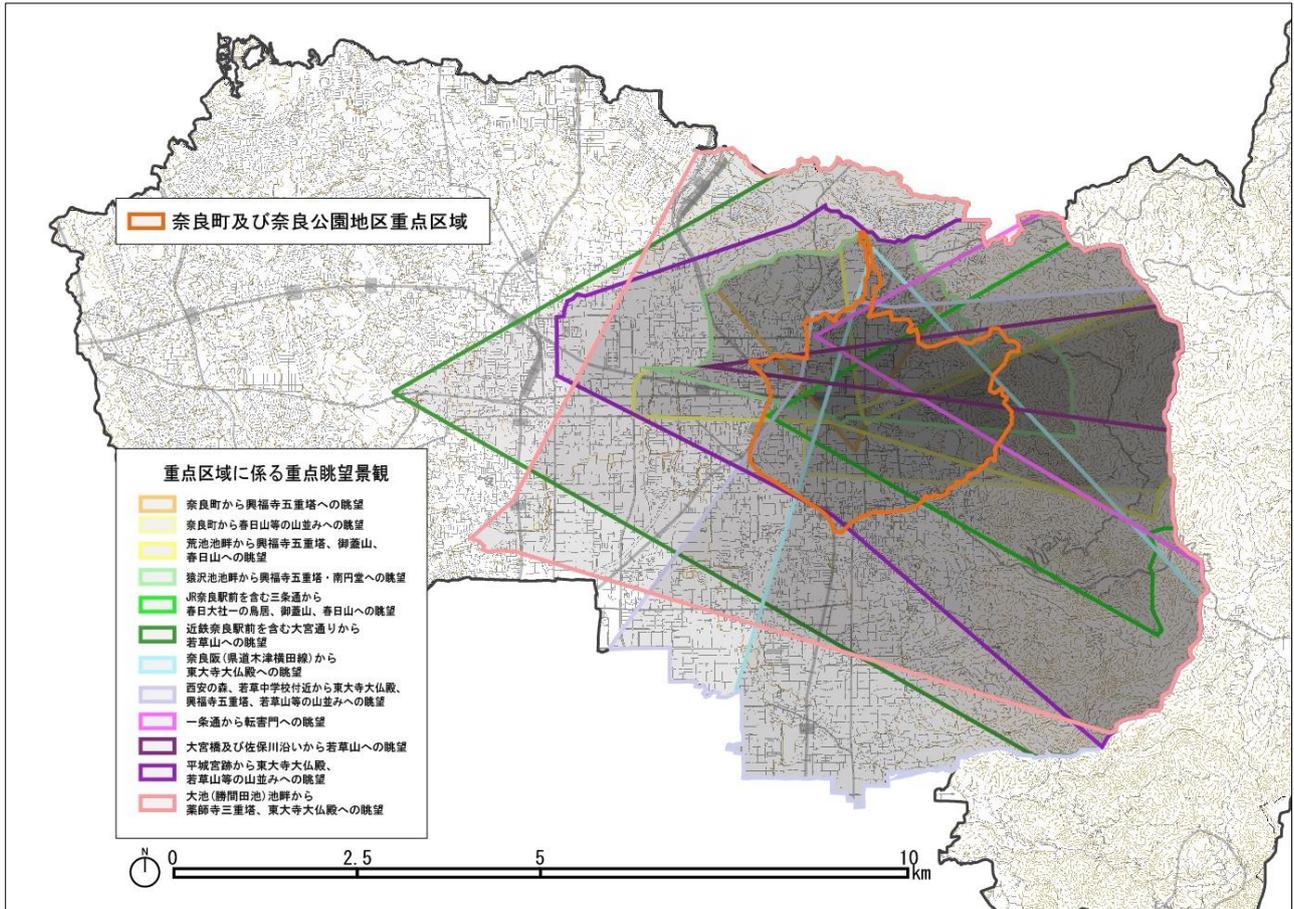
項目	景観形成基準	適用地区		
		A地区	B地区	C地区
建築物の意匠等	a-26	屋根や外壁その他これらに準ずる箇所の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。ただし、無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗られた自然素材を使用する場合は、この限りでない。		
	a-27	各面見付面積の20分の1未満については、アクセント色として別表2に示す色彩基準の範囲外の色彩を使用することができる。ただし、この場合、色数は3以下とし、高さ15mを超える部分には用いないこと。		
	a-28	多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮すること。また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮すること。		
	a-29	パターン柄等による過度な模様・配色は用いないこと。		
	a-30	屋根は、和形瓦・木葺き形瓦、わら・檜皮・銅板・木板その他これらに類似する外観を有する材料とすること。		
	a-31	外壁は、表面が土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。		
	a-32	外壁に使用する主要な材料・仕上げは、光沢のないものとする。		
	a-33	外壁に光沢等の装飾を施さないこと。		
	a-34	庇・軒や庇縁等は、適切な位置に設け、オープンスペースは在来種等を用いて緑化することにより、道路等からの見え方や周辺景観との連続性に配慮すること。		
	a-35	夜間照明は、光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。		
工物物の建設等	a-36	外観の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。なお、高圧鉄塔・携帯基地局設備等・棒状工物・自動販売機は、それぞれ次のマンセル値を基準とすること。 ・高圧鉄塔、野立ての携帯基地局設備、棒状工物、自動販売機：5TR 2/1.5程度 ・屋上に設置する携帯基地局設備等：N4 ただし、安全上やむを得ない場合や無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗られた自然素材を使用する場合は、この限りでない。		
	a-38	塀は、土塀・真鍮塀・板塀・石塀（石垣を含む）又はこれらに類する外観を有するモダナル塀とすること。		
	a-39	門は、塀やその他の建物と一体感を持たせ、周辺景観との調和及び町並みの連続性に配慮すること。		
	a-40	外壁に光沢等の装飾を施さないこと。		
	a-41	地上に太陽光発電設備を設置する場合は、樹木の伐採は必要最小限とし、道路等から展望できる部分においては、緑化や格子・ルーバー等による修景を行うこと。また、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃緑の模様が目立たないものとする。		
	a-42	地形の改変を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。		
	a-43	擁壁は、自然石を使用し石積み又はこれに類する外観を有するものとする。		
開発行為土地の形質の変更等	a-44	のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。		
	a-45	行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。		
	a-46	原則として、土石の掘削等は行わないこと。やむを得ない場合は、行為中並びに行方後において、土石の設置や在来種等を用いた緑化等により周辺景観と調和させること。		
物件の維持	a-49	整地とした地盤を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・欄干による遠慮・修景を行うこと。		
	a-50	緑化による遠慮・修景にあたっては、在来種等を用いて周辺の植生との調和を図ること。		

イ. 奈良市眺望景観保全活用計画

平成24年4月に策定した奈良市眺望景観保全活用計画では、「奈良らしい眺望景観」41件と、そのなかでも特に重点的に保全・活用の施策を展開していく「重点眺望景観」15件を設定している。

奈良盆地は低層市街地や農地などが主となることから、これらの眺望景観の多くにおいて、若草山や春日山、東大寺大仏殿、興福寺五重塔などが視対象となっており、本重点区域は奈良らしい眺望景観の保全・活用にあたって特に重要な地域となっている。本重点区域を眺望空間に含む重点眺望景観は次の12件である。

<重点区域に係る重点眺望景観>



重点区域に係る重点眺望景観の眺望空間の分布

- ・奈良町から興福寺五重塔への眺望
- ・奈良町から春日山等の山並みへの眺望
- ・荒池池畔から興福寺五重塔、御蓋山、春日山への眺望
- ・猿沢池池畔から興福寺五重塔・南円堂への眺望
- ・JR奈良駅前を含む三条通から春日大社一の鳥居、御蓋山、春日山への眺望
- ・近鉄奈良駅前を含む大宮通りから若草山への眺望
- ・奈良阪（県道木津横田線）から東大寺大仏殿への眺望
- ・西安の森、若草中学校付近から東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山等の山並みへの眺望
- ・一条通から転害門への眺望
- ・大宮橋及び佐保川沿いから若草山への眺望
- ・平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望
- ・大池（勝間田池）池畔から薬師寺三重塔、東大寺大仏殿への眺望

同計画では、「奈良らしい眺望景観」の成り立ちを、「目に見える景観」「心で感じる景観」「情報としての景観」の3点から捉えている。つまり、視覚的に捉えられる自然や建物などがつくりだす空間だけでなく、そこでの人々の活動がつくり出してきた歴史や文化、世界を代表する歴史都市として多くの人々が有するイメージなどを通じて、より深く味わうことができるものが「奈良らしい眺望景観」と位置付けており、歴史的風致と相通じるものであるといえる。従って、「重点眺望景観」を中心に「奈良らしい眺望景観」の保全・活用に向けた積極的な取り組みを推進し、本市固有の歴史的風致を維持向上し、その魅力をより一層高めていくこととする。

(3) 屋外広告物の規制誘導

奈良市では、平成14年(2002)4月1日、屋外広告物法に基づき施行した「奈良市屋外広告物条例」により、屋外広告物の規制・誘導を実施している。同条例では、屋外広告物の禁止区域と許可区域を設けており、禁止区域としては、文化財保護法・奈良県文化財保護条例・奈良市文化財保護条例で指定された建造物及び地域、歴史的風土保存区域、第一種・第二種低層住居専用地域、風致地区など、都市景観形成地区(商業地域を除く)などを設定している。

奈良市屋外広告物条例 第1種禁止地域(ならまち歴史的景観形成重点地区のA地区(屋外広告物の規制))

奈良市屋外広告物条例 第1種禁止地域

一般基準

項目	基準				
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること				
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とするなどにより、建築物と一体化を図ること				
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと				
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと				
	・点滅式照明や可動式照明(警告用を除く)は設置しないこと				
	・特定商品名のみを表示するものでないこと				
	・特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1/3以下				
	・道路境界線を越えて表示又は設置しないこと				
	・写真等は表示しないこと				
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上(のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く)				
危害防止の基準	・屋根には直接ベンキ等で表示しないこと				
	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること				
	・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること				
	・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと				
	・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと				
	・次の範囲内の色彩であること				
色彩の基準	色相				
		明度	彩度		
	地色	R系	5.0R以上10.0R未満	5.0超7.0以下	1.0以下
			2.0以上5.0以下	2.0以下	
		YR系	0.0YR以上5.0YR未満	5.0超7.0以下	2.0以下
			2.0以上5.0以下	4.0以下	
		Y系	5.0YR以上10.0YR未満	5.0超7.0以下	3.0以下
			2.0以上5.0以下	4.0以下	
	N系(無彩色)	2.0以上5.0以下	2.0以下		
		2.0以上7.0以下	3.0以下		
		その他の色相	使用不可		
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	10.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	10.0以下
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	6.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	6.0以下
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	6.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	6.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	6.0以下
		P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	6.0以下
RP系		0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	8.0以下	
N系(無彩色)			制限なし	—	
		・配色調和に配慮すること			
		・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらない			
		ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること			

※各基準は奈良市景観ガイドライン(広告物編)の抜粋
基準の詳細や解説は、奈良市ホームページ参照

面積基準

禁止地域の種別	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計	屋外広告物ごとの表示面積
第1種禁止地域	5㎡以下	3㎡以下
第2種禁止地域	7㎡以下	4㎡以下
第3種禁止地域	10㎡以下	6㎡以下
第4種禁止地域	—	10㎡以下

※ 禁止地域は、自己用広告物で上表の表示面積以下でないことと表示・設置できません。

種類別基準

種類及び項目	基準	
屋上広告物	表示・設置 ・表示又は設置しないこと	
壁面広告物	面積・規模 数量	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下 ・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと ・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと ・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、うす色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと
	面積・規模 数量	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/5以下 ・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又はその掲出物件の数は、3以下 その他 ・古い土曜には掲げないこと
広告塔 広告板	表示・設置	・広告塔は表示又は設置しないこと
	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下
	色彩 その他	・支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度 ・板面は単純な形状であること ・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること ・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下
自立し、移動可能な 広告板	表示・設置	・表示又は設置しないこと
	高さ	・表示又は設置しないこと
電柱広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと
アーチ広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと
気球広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと
広告 幕	共通	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸断幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること
	のぼり	面積・規模 その他 ・のぼりの全高は、2m以下 ・のぼり相互の間隔は、10m以上
立看板	面積・規模	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下
	高さ	・脚部の高さは、0.5m以下
はり りり 紙	はり札	面積・規模 ・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下
	はり紙	面積・規模 ・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない

また、平成22年(2010)4月1日からの「奈良市景観計画」ならびに「なら・まほろば景観まちづくり条例」の施行による大規模行為及び景観形成重点地区・都市景観形成地区内での行為の届出制度の導

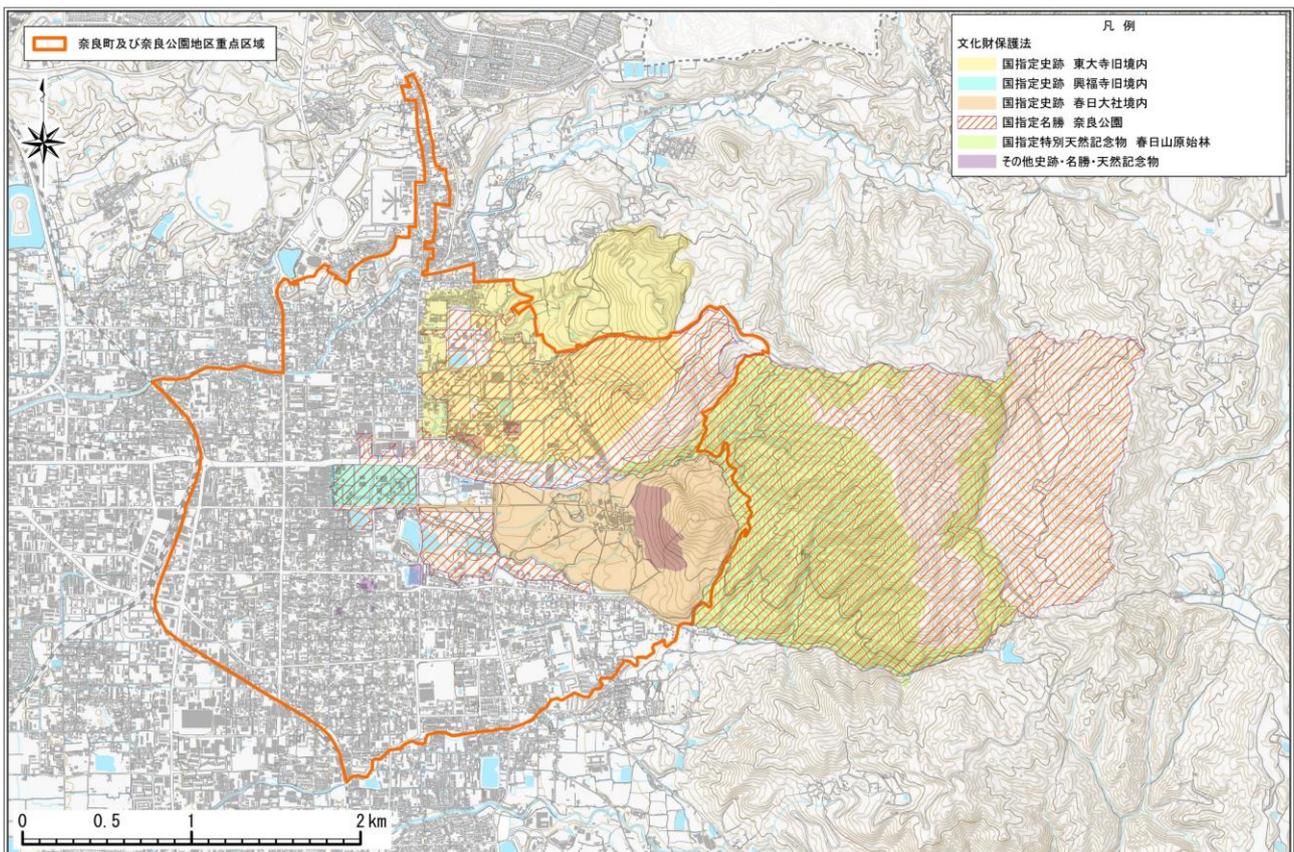
入に伴い、これらの行為に係る屋外広告物については、許可申請とは別に届出を義務付け、奈良市景観計画に定めるデザインガイドラインに即して、規制・誘導を図っている。

さらに、平成 28 年（2016）4 月の改正で、ならまち・きたまち歴史的景観形成重点地区の指定、令和 4 年（2022）7 月には「奈良市屋外広告物等に関する条例」に広告物規制を一元化し、規制内容に応じて種別区分を再編し、規制・誘導を図っている。

今後も引き続き、良好な屋外広告物の事例の紹介などによる意識啓発を進め、景観を阻害する屋外広告物を規制・誘導するだけでなく、歴史的な町並みに調和したより良好な屋外広告物の掲出を促していくこととする。

（４）文化財保護行政との連携

本重点区域には、東大寺や興福寺、元興寺、春日大社をはじめとした数多くの社寺が立地し、それらを構成する堂塔や社殿、門などの多くが文化財に指定され、保護されることにより、樹林や町並みに溶け込む葺の屋根や築地塀の連なりなど、社寺のまちとしての展開を感じられる良好な景観の形成につながっている。社寺以外にも数多くの建物が文化財に指定・登録され、町並みの核となるとともに、周囲の町家等と一体となって、歴史的な風情ある町並みをつくりだしている。春日若宮おん祭の神事芸能や奈良豆比古神社の翁舞などの祭礼・行事も無形の民俗文化財として文化財に指定され、古くからのハレの景観が現在に受け継がれている。



重点区域における国指定史跡・名勝・天然記念物の分布

一方、本重点区域では、東大寺旧境内、興福寺旧境内、春日大社境内、奈良公園など、史跡や名勝が広範囲にわたって指定され、歴史的な社寺建築と境内樹林とが一体となった良好な景観が保護されている。なかでも奈良公園では、平成 23 年（2011）3 月に奈良県により、奈良公園の将来あるべき姿、維持

管理ならびに現状変更等のあり方、活用・運営等の方向性を定めた「名勝奈良公園保存管理・活用計画」が策定されている。同計画では、奈良公園の沿革や本質的価値等を整理するとともに、保存管理・活用の基本方針を定め、名勝を16ゾーンに区分し、各区域における保存・管理・活用の方針を示している。さらに、保存管理の手法として、現状変更等の取扱基準を定めている。

<名勝奈良公園保存管理・活用計画 基本方針>

- 1 名勝奈良公園は、自然的要素、歴史的・文化的要素、および公園的要素が融合した景観的特質により名勝の本質的価値である風致景観が構成されている。このため、各要素の個々の保存はもとより、それらの要素の相互作用により総合的価値が発揮されるように適切な保存管理を行う。
- 2 明治以降、現在に至る名勝奈良公園の形成過程を踏まえ、名勝地を構成する境内地や園地、山林部などを区分したうえで、各区域の本質的価値を活かすとともに、多様な空間構成に応じた適切な保存管理を進める。
- 3 奈良公園は、名勝の指定区域のみならず周辺地域の景観とも密接な関係を持ち、それら地域の景観もまた名勝奈良公園の構成要素として認識されるものである。このため、周辺地域も含めて、総体としての適切な景観形成を進める。
- 4 世界文化遺産「古都奈良の文化財」の資産を擁する名勝奈良公園の有する多様な価値を多くの国民が享受し、公園として多様な来訪者を迎える場にふさわしい保存管理と活用との調和を図る。
- 5 関係社寺および地域住民の生活・生業により継がれてきた奈良公園の脈々たる歴史に十分に配慮し、それら奈良公園に係る地域の諸活動との連携のもと、相互の協力により後世に続く名勝の保存管理・活用を進める。
- 6 名勝奈良公園の保存管理・活用を推進するため、関係部局等における体制づくりを進める。

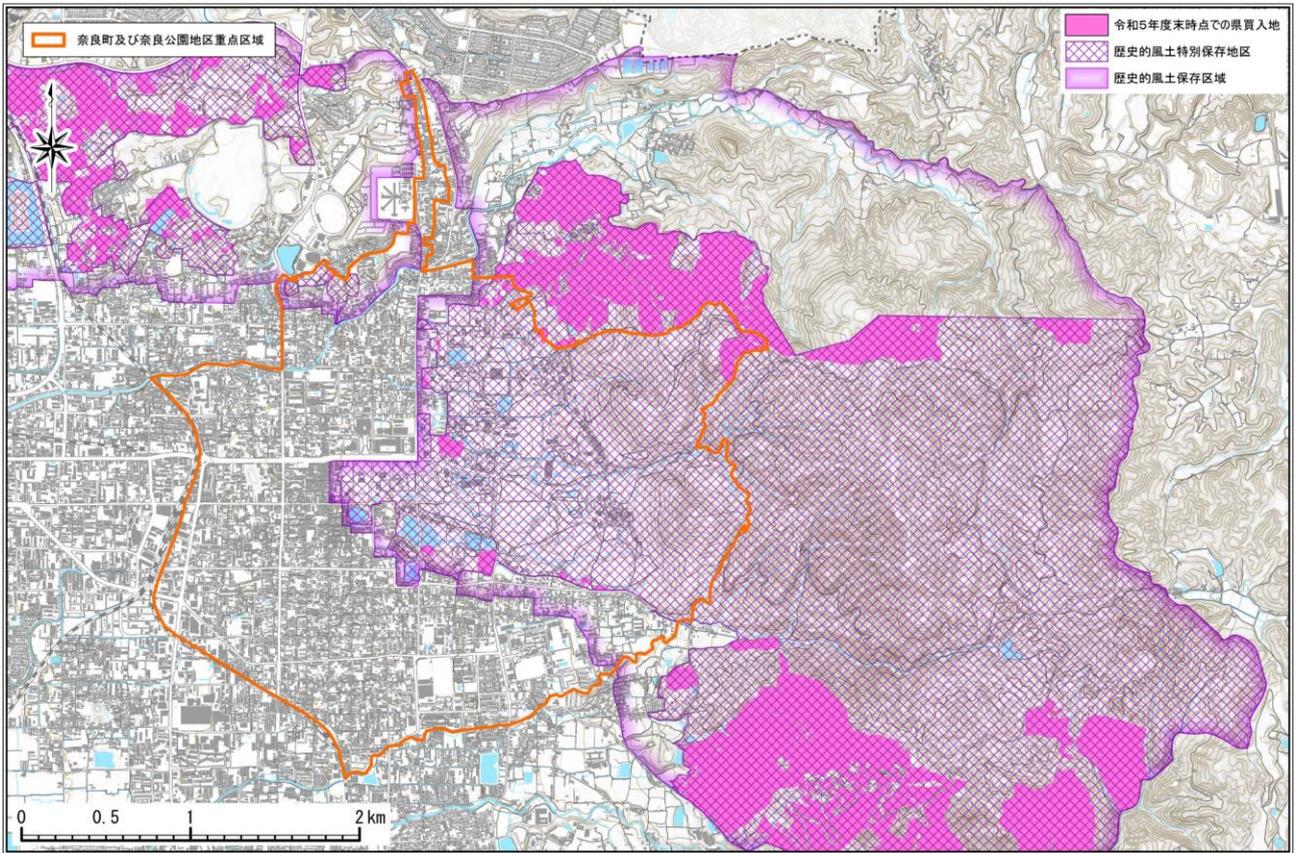
今後も、指定や登録を受けている文化財については、法や条例、保存管理・活用計画に従い、適切な保護の措置を講じ、本重点区域の歴史的風致の核となる歴史的な建造物や伝統的活動の継承に努めていくこととする。

(5) 古都保存行政との連携

奈良市は、昭和41年(1966)1月13日の「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき古都として位置付けられ、平城京を起源とする大社寺等と東・西・北方のなだらかな丘陵地の自然的環境とが一体となった歴史的風土を形成している区域を歴史的風土保存区域に指定し、またそのなかでも特に枢要な地区を歴史的風土特別保存地区に指定して歴史的風土の保存を図ってきた。

本重点区域の東側の区域は「春日山歴史的風土保存区域」、また、北側の平城山丘陵麓の区域が一部「平城宮跡歴史的風土保存区域」に指定されている。そして、「春日山歴史的風土保存区域」では、東大寺境内や興福寺境内、春日大社境内、名勝奈良公園の区域等が「春日山歴史的風土特別保存地区」、「平城宮跡歴史的風土保存区域」では、聖武天皇陵とその区域が「聖武天皇陵歴史的風土特別保存地区」、法華寺の区域が「平城宮跡歴史的風土特別保存地区」に含まれている。

これらの歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際は、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この厳格な規制が土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者はその土地を奈良県に買い入れるよう求めることができることとなっている。本重点区域内においても、北東部の山林を中心に買入地が分布しており、古都保存行政との連携のもとに、これらの買入地の適切な維持管理を実施していく。



歴史的風土特別保存地区における買入地

1. 文化財の保存・活用の現況と今後

①奈良市全体に関する方針

奈良市は、平城京建都に始まる歴史的・文化的な蓄積を基礎に発展を遂げてきた極めて個性的な都市であり、豊かで美しい自然と数多くの優れた文化財を有する古都である。都であった期間はわずかであるが、平安時代以降は平城京に創建された社寺に支えられ、1300年にわたり都市として存続してきた。換言すれば、平城京という土台の上に継承されてきた文化財が軸となって、都市としての奈良を支えてきたといえる。文化財は、本市存立の基盤であって、現代においては国際文化観光都市としての奈良を支えており、今後も支え続けていくはずである。その継承は、現代に生きる者の責務である。

本市には、世界的に有名なものから地域で大切にされてきたものまで、有形・無形の、各時代の文化財が、重層的に分布している。令和6年(2024)8月現在、指定等文化財は、国指定661件、県指定154件、市指定163件、旧月ヶ瀬村指定30件、旧都祁村指定42件、選定保存技術3件、登録123件の、計1,175件ある。平成10年(1998)には奈良時代の都城の姿を伝える資産で構成された「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録され、平成21年(2009)には中世の芸能の姿を伝える題目立がユネスコ無形文化遺産に登録された。指定等文化財以外にも、市街地の地下には広大な範囲に平城京の遺跡が良好な状態で残り、旧市街には伝統的な町並みが広範囲に残る。

指定等文化財については、文化財保護法、奈良県文化財保護条例、奈良市文化財保護条例に基づき保存・活用を図っている。文化財の保存・活用は、個々の文化財の態様、管理状況等に応じて、個別具体的に検討する必要がある。件数が多く、分野も様々で、所有者・管理者も多岐にわたるが、市では、各分野の専門職員を配置し、適宜所有者・管理者と連絡を取るとともに、奈良市域担当の4名の奈良県文化財保護指導委員から毎月届く巡視報告も活用して、各文化財の状況把握に努めている。後継者不足から中断に至っている民俗芸能の例や、所有者の変更に伴い解体されてしまった登録有形文化財建造物の例もあり、問題が顕在化する前に、早期に課題を把握して対策を講じていく必要がある。市が所有・管理するものについても、保存・活用の充実に努めていく。

指定文化財の所有者等が行う保存事業に係る経費については、奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付して、文化財の適切な保存を図っている。所有者等が、保存活用計画、整備計画等を策定する際には、適宜指導助言等を行って支援している。

世界遺産「古都奈良の文化財」については、8つの構成資産、緩衝地帯及び歴史的環境調整区域の一体的な保存管理の方法を、平成26年度に包括的保存管理計画として県と市で定め、顕著な普遍的価値の確実な継承を図る。

平城京跡をはじめとする周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づき保存と活用を図っている。庁内の各部局や県とも連携して、埋蔵文化財の適切な保護が図られるよう努めている。

指定等文化財以外の文化財については、所在と内容を把握し文化財保護の基礎資料とするための調査を継続的に実施している。早くは昭和30年代から奈良市史編纂に伴う分野別の調査を実施しており、昭和50年代以降は、発掘(昭和53年度～)・彫刻(昭和56年度～61年度)・絵画(昭和61年度～平成6年度)・石造物(昭和58年度～63年度)・町並み(昭和56年度～61年度)・民家(昭和58年度～62年度)・現存植生(昭和60年度)・民俗芸能(昭和61年度～平成元年度)・年中行事(平成2年度～8年度)・

古文書（昭和59年度～平成7年度）・柳生地区（平成4年度～7年度）・歴史資料（平成8年度～）・旧月ヶ瀬村及び旧都祁村（平成17年度～）・近世近代建造物（平成24年度～）・庭園（平成25年度～令和3年度）の各調査を実施している。県も各種の文化財調査を行っている。その他、大学や民間団体等様々な主体により市内各所で様々な調査が行われている。それらの調査成果に基づき、価値の高いものは市指定文化財に指定して保護を図っている。平成8年（1996）の文化財登録制度創設以降、指定による保護を補完するため、国に対する意見具申を通じて登録による保護を図る例も増えている。

市内にある多数の文化財を幅広く保護していく上では、新たな制度の検討等も含め、文化財の保存・活用の取り組みの充実を図る必要がある。

②重点区域に関する計画

重点区域東側は、東大寺・春日大社・興福寺・奈良公園・春日山原始林等があり、奈良時代以来の歴史を継承する古建築と周囲の自然とが一体となった、古都奈良のイメージを最も顕著に示しているエリアである。ほとんどが史跡・名勝・特別天然記念物指定地であり、また、世界遺産の構成資産範囲でもある。興福寺では平成30年（2018）に中金堂が復興されるなど境内整備が進められており、東大寺でも伽藍建築の復興を含む境内整備が進められている。奈良公園では、県が「奈良公園基本戦略」に基づき公園の魅力を高めるための整備を検討している。これら整備事業の適切な実施による文化財の価値の確実な保存・活用を図る必要がある。

重点区域西側は、奈良町と呼ばれる旧市街地が広がり、伝統的な町並みの中に各時代の様々な文化財が重層的に分布するとともに、現代の都市活動の中心地でもある。ここでは、指定等文化財の保存・活用だけでなく、現代の都市活動の中で失われてきている伝統的町家等の指定等以外の文化財の継承が大きな課題となる。エリアが広く、失われてきているとはいえまだ多くの町家が残っているため、文化財行政以外の施策との連携が不可欠である。市が歴史的建造物を取得し住民団体等との協働で活用している例も多く、そうした場所を拠点として取り組みの推進を図ることとする。

平成25年（2013）に市が取得した旧大西家住宅もその一例である。多くの観光客が訪れる奈良町中心地であって、歴史的景観にとって極めて重要な場所に位置する町家である。平成26年度に改修工事を実施し、平成27年度から、伝統的な町家を後世に引き継ぎながら、観光振興、地域の活性化、市民と観光客の交流、教育機関との連携の拠点となる「奈良町にぎわいの家」として活用している。観光部局の所管であるが、文化財登録を目指して改修工事も文化財課との連携の下に行い、平成29年度に登録有形文化財に登録された。

2. 文化財の修理（整備）

①奈良市全体に関する方針

文化財の修理・整備にあたっては、画一的な方法を一律に適用することはできず、それぞれの文化財の価値・保存状況・活用方針等をふまえた上で、考え得る様々な選択肢の中から最善の方法を選ぶ必要がある。これには高度に専門的な判断が必要となる場合が多く、行政に属する専門職員の積極的な関わりが求められるとともに、適宜学識経験者の指導・助言を仰ぎながら事業を進める必要がある。

指定文化財や登録文化財の修理・整備の実施にあたっては、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づく手続きを適切に行うとともに、文化庁、奈良県、奈良市教育委員会から指導・助言を行う。また、指定文化財の修理・整備にあたっては、必要な経費に対して補助金を交付することで、所有者

負担を軽減し、文化財の価値の確実な保存・活用を図る。なお、国・県指定文化財建造物の修理が国や県の補助事業として実施される場合は、事業を奈良県が受託し、奈良県文化財保存事務所が設計監理や施工にあっている。

奈良町においては、都市景観形成地区建築物保存整備事業として都市景観形成地区内の建築物の外観の修理や修景に対して補助金を交付してきたが、奈良市歴史的風致維持向上計画の策定後、修理の対象エリアを重点区域全体に拡大し、文化財建造物の専門職員が関わることで修理・修景の質的向上を図るとともに、歴史的風致形成建造物の指定や国の補助事業などと連携し、事業効果を高めている。

②重点区域に関する計画

重点区域は、市内でも特に多くの文化財が集中するエリアであり、指定文化財の修理・整備事業も絶えず行われており、その適切な実施を進める。奈良町の歴史的な町並みを構成する建築物等についても適切な修理・整備を促進することとし、本計画の実施期間中に集中的に推進するため、助成の充実を図る。東大寺・興福寺・春日大社では、それぞれ学識経験者等で構成する委員会の指導・助言を得て整備計画が策定されている。整備計画に基づき事業を進める際も学識経験者等で構成する委員会の指導・助言を得ることとなっており、一部は指定文化財に係る整備事業として行われている。

指定文化財に係る修理・整備で継続的に実施されている事業例に次のものがある。

○史跡興福寺旧境内記念物保存修理事業

興福寺では、「興福寺境内整備構想」に基づき平成10年度から中金堂の復元も含む境内の整備事業が進められているが、そのうち発掘調査やその成果に基づく基壇の整備については、史跡整備に係る事業として、国・県とともに市も補助金を交付している。事業は学識経験者による「興福寺境内整備委員会」の指導・助言を得て進められている。令和3年度までの第1期整備事業において「史跡興福寺旧境内保存活用計画」が策定され、令和5年度には「史跡興福寺旧境内整備基本計画（第2期整備事業）」が策定されて、現在、第2期整備事業が行われている。

○名勝旧大乘院庭園管理（名勝庭園荒廃防止）事業

管理団体である（公財）日本ナショナルトラストにより、名勝庭園の適正な環境を維持するための除草、剪定等の事業が毎年実施されており、県とともに市も補助金を交付し支援している。

3. 文化財の保存・活用を行うための施設

①奈良市全体に関する方針

本市には、仏教美術を中心とした文化財の収集、保管、調査・研究、展示を行う奈良国立博物館があり、毎年秋の正倉院展をはじめとする様々な展覧会が開催されている。

市の施設としては、史料保存館、昔のくらし館、上深川歴史民俗資料館がある。史料保存館は、古文書や歴史資料の収集、調査、保管、展示などを行う施設であり、常設展示・企画展示・スポット展示・講座等を開催している。平成25年度からは正職員（学芸員）を配置し、保存・活用事業の充実を図っている。昔のくらし館は、社会生活の変化に伴い失われつつある生活文化資料を展示する施設であり、同じ敷地内に移築保存されている法蓮造の民家である奈良市指定文化財旧田中家住宅とあわせて公開している。小学校の郷土学習での利用や、隣接する都跡公民館と連携して催しを開催している。

平成23年度には旧田中家住宅に照明やコンセント等の電気設備を設置して活用の推進を図っている。旧田中家住宅は茅葺屋根の定期的な葺き替えが必要であり、かまども実際に利用することがあるため補修が必要である。上深川歴史民俗資料館は、ユネスコ無形文化遺産に登録された民俗芸能である題目立を継承するための施設であり、衣装や道具、古文書等の関連資料を保管するとともに、練習の場としても活用されている。また、埋蔵文化財調査センターにおいても、発掘調査で出土した遺物の展示を行っているほか、増え続ける出土遺物の保管場所として旧水間小学校を利用している。埋蔵文化財調査センターと史料保存館については、どちらも収蔵庫が飽和状態にあることなどから、文化財保存施設の機能を十分に果たせなくなっており、移転統合するなどして施設の拡大充実を目指す。

民間の施設としては、大和文華館、寧楽美術館、各社寺の宝物館・収蔵庫等がある。重要文化財の保存施設・保存活用施設に対しては、設置や改修にかかる費用に補助金を交付している。

文化財解説板は、市指定文化財の指定を始めた昭和50年代から市指定文化財に対して設置してきたが、近年は奈良町の建造物を中心に登録有形文化財や国・県指定文化財にも設置を進めている。平成19年度以降統一的なデザインを採用しており、今後もそれを継承していくこととするほか、外国語表記の充実も図ることとする。

文化財の公開・展示は、本市の観光振興にとっても重要なものとなっており、観光振興との連携を踏まえた活用のあり方についても検討していく。

②重点区域に関する計画

市の施設のうち、重点区域にある史料保存館については、奈良町の歴史や文化財をわかりやすく紹介する情報拠点としての機能を担い、重点区域の歴史的風致に関連する資料も多く収集、保管しているが、収蔵庫が飽和状態にあることなどから、施設を新たにすることがある。あわせてソフト事業の充実もさらに推進する。学芸員を配置し、展示、講座等の事業を通じて収蔵資料の活用を図ることのできる体制を今後も維持していくとともに、周辺にある公共や民間の多様な文化施設との連携を進める。また、イベントにあわせて開館時間を延長するなど、周辺で行われる他の事業との連携も図ることとする。

文化財解説板については、未設置の市指定文化財や登録有形文化財への設置を進めるとともに、県・国指定文化財への設置もさらに推進する。

4. 文化財の周辺環境の保全

①奈良市全体に関する方針

歴史的な建造物や遺跡等の文化財と、周囲の自然や伝統的町並みとが一体となって、古都にふさわしい環境が形成されている本市では、明治期の奈良公園の設定や、戦前における風致地区の指定など、文化財の周辺環境を保全する取り組みが早くから行われてきた。現在では、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区や歴史的風土保存区域、都市計画法に基づく風致地区や高度地区、景観法やなら・まほろば景観まちづくり条例に基づく都市景観形成地区や景観形成重点地区、奈良市屋外広告物条例に基づく規制等により、文化財の周辺環境の保全が図られている。史跡や名勝が文化財建造物の周辺環境を保全する役割を果たしている例も多い。さらに、平成24年（2012）に策定した眺望景観保全活用計画に基づく取り組みも進めている。世界遺産の構成資産の周囲に設定されている緩衝地帯及び歴史的環境調整区域については、平成27年策定の世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計

画に基づき保全を図る。

また、奈良県では、奈良県植栽計画と奈良公園植栽計画の策定、春日山原始林や奈良のシカの保護のための各種取り組みを進めており、これらと連携を図りながら、古都奈良の歴史的風土を構成する自然環境の保全に努めていく。

②重点区域に関する計画

重点区域の東側は、文化財保護法に基づき広大な区域が史跡や名勝に指定されているほか、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区、都市計画法に基づく風致地区等、様々な規制が重複してかけられて、文化財とその周辺環境の一体的な保存・保全が図られてきた。今後も、これらの各法制度に基づく規制や誘導を適切に運用していくこととする。また、奈良公園の豊かな自然環境や広がりのある公園空間は、歴史的風致の重要な構成要素であるとともに、祭りや行事、奈良町での生活の背景として歴史的風致の価値を高めるものとなっている。この自然環境を適切に保存・継承していくため、県や地域住民等との連携のもとに各種取り組みを推進する。

重点区域西側の旧市街地は、元興寺周辺地区がなら・まほろば景観まちづくり条例に基づく都市景観形成地区や景観形成重点地区に指定され、その後、奈良市景観計画の改正（平成28年（2016）改正、令和4年（2022）改正）により、ならまち・きたまちにおいて景観形成重点地区の追加指定及び地区の細分化を行い、景観の規制・誘導を進めており、助成事業（歴史的風致形成建造物保存整備事業や都市景観形成地区建造物保存整備事業など）や公共空間の景観整備事業（無電柱化など）ともあわせて、より一層の規制・誘導や整備を推進していくこととする。特に建築物の形態、意匠、色彩についての規制・誘導にあたっては、必要に応じて、景観地区や地区計画の指定、建築協定や景観協定の締結などの各種手法の活用についても検討していくこととする。

5. 文化財の防災

①奈良市全体に関する方針

本市では、奈良市地域防災計画において、指定・登録文化財について、平常時に行っておくべき措置を文化財災害予防計画として定め、災害時に応急的に行う措置を文化財対策計画として定めている。文化財災害予防計画には、防災施設整備や耐震対策の促進、各所有者による防災計画作成や防災組織設置、消防局による査察、文化財防災の啓発、火気制限区域の指定等について定めている。これに基づき、消防局では、文化財防火週間（1月23日～29日）に、文化財建造物の査察、市民を対象に文化財愛護思想と防災意識の啓発を図るための「文化財防火ゼミナール」の開催、文化財所有者と合同の消防訓練等を実施している。また、消防局には文化財防災官を設置し、文化財防災の推進にあたっている。

指定文化財への自動火災報知設備、消火設備、避雷設備、防犯設備等の設置や修理、点検に対しては、国・県・市が補助金を交付する制度を定め、防災対策を推進している。老朽化した設備の更新も不可欠で、そうした機会に設備内容の見直しも検討する必要がある。指定文化財建造物の耐震対策としては、日常管理により建物を健全な状態で維持することに努めるとともに、根本修理にあわせて必要な補強を行うほか、根本的な対策までの経過的措置として暫定的な補強を行う等の対策を推進する。文化財を収蔵・展示する施設の耐震対策も進める必要がある。防災施設や耐震補強にあたっては、文化財の価値を損なわないよう最善の方法を選択する必要があり、文化財に係る専門家の関与が求めら

れる。さらに、近年では人為的な文化財の毀損・汚損の被害も頻発していることから、適切な防犯対策を実施していく。

また、所有者・行政・地域住民の連携も求められる。現在、市内では、小学校区を基本単位とする自主防災・防犯組織が50団体あり、防災訓練の実施や防災マップの作成、避難所の運営、地域内の空白地帯解消に向けた取り組みなどの活動が行われている。今後も、これらの自主防災・防犯組織を中心としながら、通報・消火・搬出・避難などの防災訓練の実施、防災体制・自衛消防組織の強化や消防設備・避難路などの点検整備、無住社寺などの危険箇所の改善や巡視の励行、火気厳禁区域の設定とその励行、消防局による防火診断などの「地域ぐるみでの防災対策の推進」を図ることとする。

②重点区域に関する計画

重点区域東側の東大寺・興福寺・春日大社には、自動火災報知設備、消火設備、避雷設備、防犯設備が設置されている。老朽化が進んだ自動火災報知設備や消火設備、防犯設備については改修等が行われている。

重点区域西側の旧市街地には、町家をはじめとした数多くの木造の歴史的建造物が密集して残る。そうした場所においては火災時の延焼防止対策が重要であり、これまでにドレンチャー、防火塀、火除地等が設けられている指定文化財もある。旧市街地では、消火栓を通常よりも細かい間隔で設置している。地域防災計画の文化財災害予防計画においては、奈良町都市景観形成地区について、住民の合意形成と地区の景観の保全・整備を図りつつ、建物の防火を促進し、消火器、火災報知設備、その他防火資機材の設置と維持管理を推進することや、自主防災体制の充実、強化を図るため、定期的に防災訓練や広報等を実施していくことが定められているが、これらは都市景観形成地区以外の旧市街地全体に共通する課題として取り組む必要がある。未指定の文化財を含む一般の建物の耐震対策も重要であり、地域防災計画等に基づきその促進を図る。

6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発

①奈良市全体に関する方針

本市では、文化財の保存及び活用の普及・啓発を図るための各種の取り組みを行っている。市民を対象とする文化財講座は、昭和46年度に文化財教室として開催して以来毎年実施してきたもので、近年は講義と現地見学や体験学習を組み合わせ、従来若年層の参加者が少なかったことをふまえて小学生と保護者向けの内容も実施するなど、充実を図っている。文化財解説板の設置については「3. 文化財の保存・活用を行うための施設」の項で示した。その他、市が所有・管理する文化財等のリーフレット作成、史料保存館における展示や講座、埋蔵文化財に関する展示や講座、発掘調査現場の現地説明会、発掘体験、ホームページやSNSを活用した情報発信等を行っている。取り組みが重点区域をはじめとする中心部の文化財に偏らないよう、地域的なバランスも考慮するよう努めている。また、指定文化財となっている無形の文化財の後継者育成や伝統技術伝承の事業に対して補助金を交付し、その継承を図っている。

学校教育においても、「世界遺産学習」として世界遺産や地域の文化財を通じた学習に取り組んでおり、副読本作成、現地学習、教員を対象とする研修等を実施している。発掘調査で出土した本物の土器のセット「ドキ土器kit」を教材として学校に貸し出す取り組みも行っている。

市の取り組み以外にも、公共・民間問わず奈良の文化財を活かした多様な取り組みがなされており、

文化財の普及・啓発に大きな役割を果たしている。市が所有する平城京左京三条二坊宮跡庭園では、令和3年（2021）に修理が完了して以降、民間事業者による活用事例も増えている。なお、イベント開催もそうした取り組みのひとつとなりうるが、史跡名勝等の指定地を会場とする場合は現状変更等必要な手続きを確実に行う必要がある。

今後も機会をとらえて情報発信や様々な主体との連携を進め、歴史的風致維持向上の視点も取り入れながら、文化財についての普及・啓発に努めることとする。

②重点区域に関する計画

重点区域は、文化財が集中して存在し、多くの人を訪れるため、以前から文化財の普及・啓発に係る各種の取り組みが集中して行われてきたエリアであり、今後もそうした取り組みの充実を図る。

史料保存館については、「3. 文化財の保存・活用を行うための施設」の項で示したとおり、奈良町の文化財に関する情報拠点としての役割を担う。文化財解説板についても、同項で示したとおり充実を図る。

また、文化財と関連施設を有機的につなぐ観光案内板の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備等、観光振興施策において文化財の普及・啓発の視点を取り入れることで観光振興と文化財保護の相乗効果が生まれるような取り組みについても検討することとする。

7. 埋蔵文化財の取り扱い

①奈良市全体に関する方針

本市には、平城京跡をはじめ、長い歴史と文化を物語る多数の遺跡が地下に残る。周知の埋蔵文化財包蔵地内での土木工事に関しては、文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底し、奈良県教育委員会とも連携を取りながら適切に指導を行い、埋蔵文化財の保護にあたっている。公共工事に関しては、事前に計画を把握し各部局と調整を行っている。埋蔵文化財に影響する工事が計画された場合には、工法の変更等の計画変更について協議するなど保存に努め、やむを得ず現状保存できない場合は発掘調査を行って記録保存している。なお、史跡等指定地内の埋蔵文化財については、文化財保護法、奈良県文化財保護条例、奈良市文化財保護条例に基づき現状変更を制限して保護しており、遺跡の保存整備等が行われる場合は補助金を交付して、適切な保存・活用を推進している。

周知の埋蔵文化財包蔵地外においても、1ha以上の大規模な開発事業が行われる場合には現地踏査を行い、適宜試掘調査を実施するなどして埋蔵文化財の有無を確認し、存在が確認された場合にはその保護について関係者間で協議を行うこととしている。

本市は、埋蔵文化財の発掘調査、研究、出土品の整理、保管を行い、活用を図る拠点施設として、昭和58年（1983）に奈良市埋蔵文化財調査センターを設置している。独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所、公益財団法人元興寺文化財研究所等の関連研究機関とも連携しながら、埋蔵文化財の保存と活用にあたっている。発掘調査の成果は調査報告書や年報として公開しているほか、発掘調査現場における現地説明会の開催や、出土遺物の展示、リーフレットの作成、講演会の開催、発掘体験事業等の活用事業も行っている。

今後も以上のような取り組みを継続し、埋蔵文化財の保存と活用を図っていくこととする。

②重点区域に関する計画

重点区域は、奈良時代から現代に至るまで都市として存続してきた場所である。区域西側の旧市街地の大部分が、奈良時代の遺跡である平城京跡や、平安時代から江戸時代までの遺跡である奈良町遺跡に該当し、周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。区域東側は史跡東大寺旧境内、史跡春日大社境内、名勝奈良公園等の指定地となっている。

土木工事が行われるときは、上述のとおり、文化財保護法等の関係法令に基づき適切に対応する。東大寺や興福寺における境内整備事業では遺跡の発掘調査とその成果に基づく整備も計画・実施されているが、史跡に係る整備事業として行われる場合は補助金を交付して、適切な保存・活用を推進する。発掘調査の成果については、奈良町の歴史についての理解の促進にもつながるよう、史料保存館における展示等にも活用することとする。

8. 文化財の保存・活用に係る市の教育委員会の体制

①奈良市全体に関する方針

本市は、教育委員会教育部に文化財課とその所管である埋蔵文化財調査センター及び史料保存館を設置し、文化財の保存・活用にあたっている。令和6年8月現在の職員数と専門職員の内訳は次のとおりである（会計年度任用職員・再任用職員を除く）。

・文化財課：11名

うち、学芸員（考古学）5名、学芸員（博物館）2名、文化財建築職3名

・史料保存館：2名

うち、学芸員（考古学）2名、学芸員（博物館）1名

・埋蔵文化財調査センター：14名

うち、学芸員（考古学）13名

本市における文化財の重要性に鑑み、今後とも、文化財の保存・活用のあり方の多様化に対応しつつその確実な推進を図るための人材確保が不可欠である。

また、文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議する機関として、文化財保護法第190条第1項及び奈良市文化財保護審議会条例に基づき、奈良市文化財保護審議会を設置している。審議会は学識経験者等で構成される。令和6年8月現在の委員数と専門分野の内訳は次のとおりである。

・文化財保護審議会：12名

うち、建造物分野1名、絵画・彫刻・工芸品分野3名、書跡・典籍・古文書分野1名、歴史資料分野1名、民俗文化財分野1名、史跡分野1名、史跡・考古資料分野1名、史跡・名勝分野2名、天然記念物分野1名

今後とも、文化財の保存・活用に当たっては審議会の指導・助言を得ながら進めていく。

9. 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備

①奈良市全体に関する方針

本市においては、様々な団体が文化財の保存・活用に関わっている。

特別史跡平城宮跡の発掘調査と保存管理に協力している（一社）平城宮跡保存協力会、名勝月瀬梅

林の保護と育成管理にあたっている（公財）月ヶ瀬梅溪保勝会のほか、指定文化財となっている遺跡や社叢等の管理を地元の住民団体が担っている例は多い。県指定無形文化財奈良晒の紡織技術の保持団体である奈良晒技術保存会や、無形民俗文化財として指定文化財となっている民俗芸能の保護団体もそのほとんどが地元住民で構成されている。市では、これら指定文化財の保存管理や継承を担っている団体に対して補助金を交付するなどして支援している。

奈良文化財研究所が養成した平城宮跡解説ボランティアを母体として平成13年（2001）に設立されたNPO法人平城宮跡サポートネットワークは、第2章の「平城宮跡の保護活動にみる歴史的風致」の項で述べたとおり、平城宮跡の保存・活用に関する事業を各種実施している。NPO法人なら・観光ボランティアガイドの会（愛称：朱雀）も文化財の活用に大きく貢献している。

埋蔵文化財調査センターでは、平成20年度から市民を対象とする考古学講座を実施し、その修了者のうちの希望者を、発掘調査・遺物整理・展示・講演・現地説明会等を支援する市民考古サポーターとして登録している。講座修了者は寧楽考古楽倶楽部を組織して同センターの事業に協力している。

（一社）奈良県建築士会、なら・町家研究会、（公社）日本建築家協会の奈良地域会など文化財建造物の保存・活用に関わっている建築家団体も多い。

以上に挙げた団体以外にも様々な団体が様々なかたちで文化財の保存・活用に関わっている。今後ともそれらの団体と適宜連携し、市民と行政の協働による文化財の保存・活用を推進する。

②重点区域に関する計画

重点区域において指定文化財の保存管理や継承を担っている団体として、名勝旧大乘院庭園の管理団体である（公財）日本ナショナルトラスト、天然記念物奈良のシカの保護育成にあたる（一財）奈良の鹿愛護会、重要無形民俗文化財春日若宮おん祭の神事芸能の保護団体である（一財）春日若宮おん祭保存会、重要無形民俗文化財奈良豆比古神社の翁舞の保護団体である奈良豆比古神社翁講等があり、今後とも必要に応じて補助金を交付することも含めて支援を行う。

また、旧市街地では、昭和54年（1979）設立の奈良地域社会研究会を前身として早くから奈良町のまちづくりに取り組んできた（公社）奈良まちづくりセンターや、市の外郭団体である（一財）奈良市総合財団のまちづくり振興事業グループなど、様々なまちづくり団体が活動している。市が所有する登録有形文化財奈良町にぎわいの家の管理運営は、（公社）奈良まちづくりセンターほか奈良町エリアで活動するまちづくり団体が共同で担っている。また、従来元興寺周辺を拠点とする団体が多かったが、近年では鍋屋連絡所の保存・活用と“奈良きたまち”のまちづくりを考える会（なべかつ）や転害門前旧銀行建物活用協議会（てんかつ）などきたまちエリアを拠点する団体も増えている。平成25年（2013）からは、きたまちエリアで活動する団体が開催するイベントにあわせて、市が所有する県指定有形文化財旧細田家住宅の内部公開を行っており、令和3年（2021）からは奈良町全域を対象に多くの文化財を公開・活用するイベント「奈良町見知ル」を官民協働で実施している。さらに、令和5年（2023）からNPO法人文化創造アルカと協働して旧細田家住宅活用プロジェクトを開始し、市民が参加できる催しを折々に開催している。今後、伝統的町並みや伝統行事等の文化財の保存・活用を推進する上でも、これら団体と行政が適宜連携を図っていくことは重要である。

VI. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

本市の歴史的風致の維持及び向上にあたっては、「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」、「歴史的建造物の周辺市街地の環境の保全・形成」、「伝統を反映した人々の活動の継承」、「歴史文化に対する市民意識の向上とまちづくりへの展開」、「歴史的風致をとりまく自然環境の保全」の課題がみられることから、「(ア) 奈良の歴史のつながりや重なりを感じられる「場」を守り、活かし、伝えていく」「(イ) 伝統・文化を自ら守り、活かし、伝えられる「ひと」を育む」「(ウ) 歴史的風致としての「一体的な価値」を共有し、まちづくりや観光振興に展開する」の3つの方針に基づき、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する各種事業を優先的かつモデル的に展開し、その効果を市全域に波及させていくこととする。

具体的には、次の考え方にに基づき、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を推進し、歴史的風致の維持及び向上のための取り組みの底上げならびに本市固有の歴史的風致の魅力により一層の磨きをかけていくための取り組みの拡充を図っていくこととする。

【歴史のつながりや重なりを感じられる「場」づくり】

- ・歴史的風致維持向上施設の整備にあたっては、周辺の歴史的建造物や場のもつ歴史的・文化的な背景やそこで行われる活動との関係など、歴史的・文化的な価値を十分に調査した上で、歴史的風致の維持向上に資するよう、既存ストックを積極的に活用するとともに、規模や形態・意匠等に配慮する。特に、史跡や名勝等に指定されている区域については、関係法令を遵守した上で、文化財としての本質的な価値の保存・継承を図る。また、本市の歴史的風致に与える影響の大きいと認められる整備については、「なら・歴史まちづくり推進協議会」の意見を聴取する。

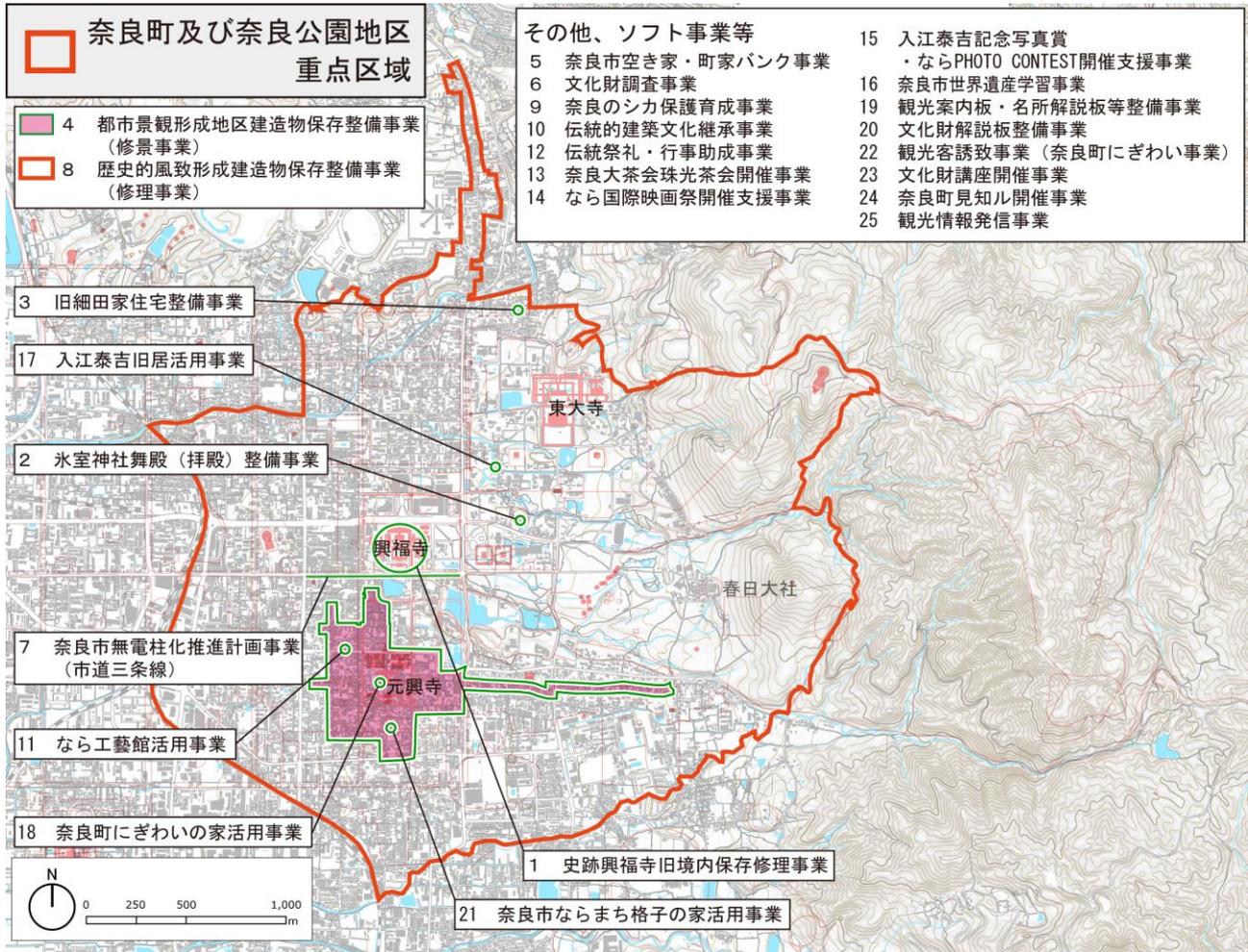
【伝統・文化を守り、活かし、伝えていく「ひと」を育む】

- ・歴史的風致維持向上施設の管理にあたっては、県及び市の関係部局が相互に連携し、役割分担のもとに、防災や防犯なども含めた適切な維持管理を行う。
- ・整備を行った歴史的風致維持向上施設については、その施設が持つ価値の維持・向上を図るため、市民や団体との協力のもとに維持管理を行う。また、積極的に公開・活用を行ったり、学校教育等との連携や広報等で、住民や来訪者の交流や歴史的風致に対する理解を深める。
- ・発掘調査や史料文献調査などを継続的に行い、価値が明らかになったものについては、関係機関との協議の上、復原や整備等を推進し、歴史的風致の維持及び向上を図っていく。

【歴史的風致としての「一体的な価値」の共有】

- ・歴史的風致の枠組み等を活用し、これまでの社寺・史跡巡りを超えた、新たな奈良観光の価値付けを行う。また、歴史的風致維持向上施設である歴史的建造物や拠点となる施設をつなぎ、観光ネットワークの構築を図る。
- ・地域で活動する団体等への情報提供や活動助成等の支援により、地域コミュニティの維持・強化を図るとともに、団体の活動の一層の推進ならびに団体相互の連携強化による新たな展開を促進する。
- ・令和10年(2028)の世界遺産登録30周年などに代表される観光イベントや関連事業との連携により、歴史的風致の維持及び向上を図っていく。

2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業



方針に基づき展開する具体的な内容と事業は、下記のとおりとする。

(ア) 奈良の歴史のつながりや重なりを感じられる「場」を守り、活かし、伝えていく

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定等以外の歴史的建造物の調査ならびに指定制度の活用推進 ・歴史的建造物を保存・活用するための制度や仕組みの整理 ・周辺景観の保全・形成による文化財相互や周辺との関係を感じられる一体的な景観づくり ・一体となって価値をつくりだす周辺の自然環境の保全
事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 史跡興福寺旧境内保存修理事業 2 氷室神社舞殿 (拝殿) 整備事業 3 旧細田家住宅整備事業 4 都市景観形成地区建造物保存整備事業 (修景事業) 5 奈良市空き家・町家バンク事業 6 文化財調査事業 7 奈良市無電柱化推進計画事業 (市道三条線) 8 歴史的風致形成建造物保存整備事業 (修理事業) 9 奈良のシカ保護育成事業 10 伝統的建築文化継承事業

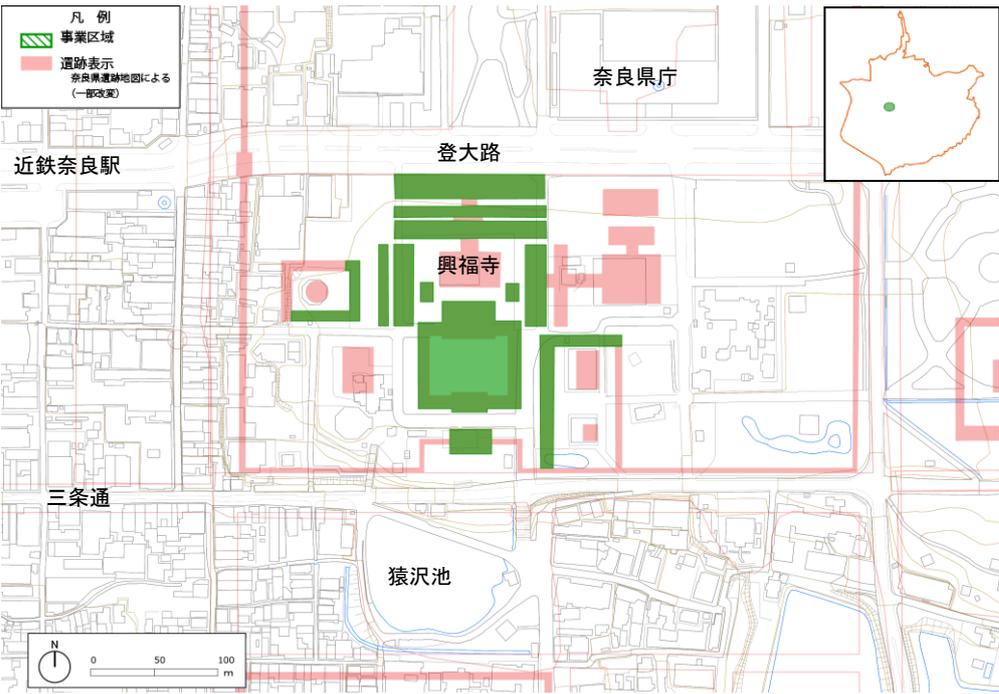
(イ) 伝統・文化を自ら守り、活かし、伝えられる「ひと」を育む

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定等を受けている伝統的活動に対する積極的な支援（用具等の補修支援、伝統技術の講習会や担い手育成支援のための事業の実施など） ・ 指定等以外の伝統的活動の調査ならびに指定制度の活用推進 ・ 学校教育等との連携や広報等による伝統文化の紹介による市民意識の醸成と担い手の育成 ・ ボランティアガイド等のリーダー的な人材の育成
事業	<ul style="list-style-type: none"> 11 なら工藝館活用事業 12 伝統祭礼・行事助成事業 13 奈良大茶会珠光茶会開催事業 14 なら国際映画祭開催支援事業 15 入江泰吉記念写真賞・なら PHOTO CONTEST 開催支援事業 16 奈良市世界遺産学習事業

(ウ) 歴史的風致としての「一体的な価値」を共有し、まちづくりや観光振興に展開する

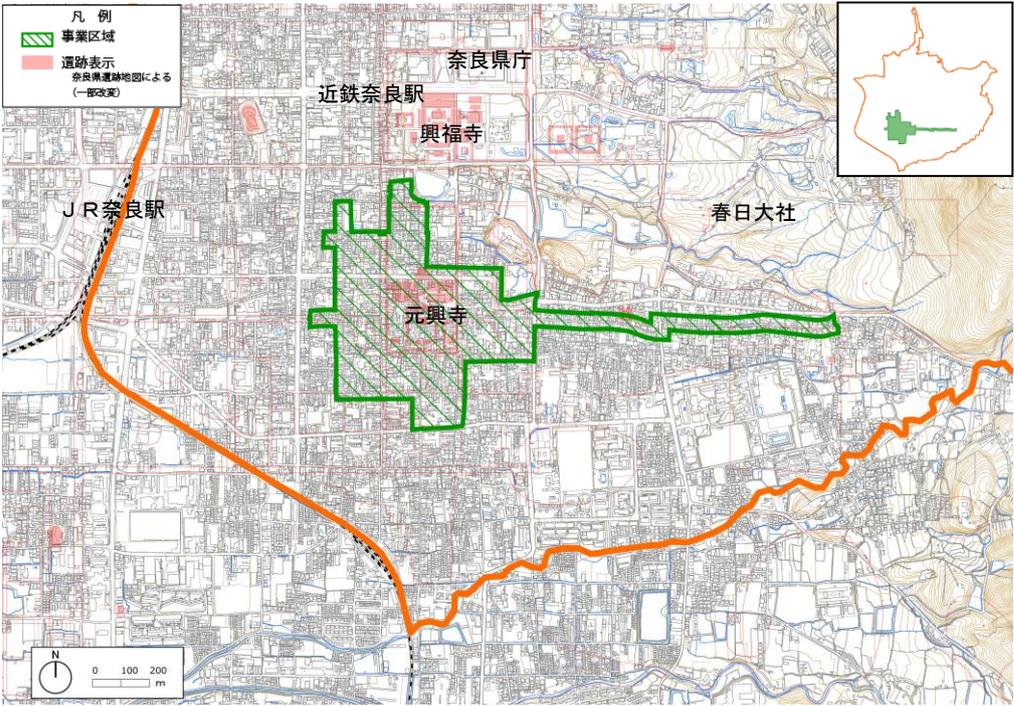
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの社寺・史跡巡りを超えた、新たな奈良観光の価値付けならびに観光ネットワークを構築 ・ 地域コミュニティの維持・強化 ・ 中世以降の歴史的建造物や伝統的活動を含めた奈良の歴史文化ストーリーの打ち出しによる奈良の魅力・地域資産の価値の再認識と保存活用への展開 ・ 情報提供や活動助成等の支援による地区と団体及び団体相互の連携ならびに活動のより一層の推進と新たな展開の促進
事業	<ul style="list-style-type: none"> 17 入江泰吉旧居活用事業 18 奈良町にぎわいの家活用事業 19 観光案内板・名所解説板等整備事業 20 文化財解説板整備事業 21 奈良市ならまち格子の家活用事業 22 観光客誘致事業（奈良町にぎわい事業） 23 文化財講座開催事業 24 奈良町見知ル開催事業 25 観光情報発信事業

(ア) 奈良の歴史のつながりや重なりを感じられる「場」を守り、活かし、伝えていく

No. 1	
事業の名称	史跡興福寺旧境内保存修理事業
事業主体	興福寺
支援事業名	支援事業(国宝重要文化財等保存整備費補助金) 県単独事業(奈良県文化財保存事業費補助金) 市単独事業(奈良市文化財保存事業費補助金)
事業期間	平成10年度～令和25年度
事業個所・区域等	<p>興福寺境内</p> 
事業概要	<p>興福寺旧境内の主要堂宇地区及びその周辺地区において、遺構等の保存・活用整備を行う。発掘調査を実施し、その成果に基づいて基壇の復元や表示による整備を行う他、案内板、解説板、管理用の柵や門等の整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="435 1473 884 1756">  <p>整備された中金堂、回廊、中門の基壇</p> </div> <div data-bbox="938 1473 1377 1756">  <p>発掘調査の成果等を元に復元された中金堂 ※建物復元は別事業（写真提供：興福寺）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>興福寺を整備することは、往時の姿を感じ、薪御能や様々な行事の舞台として魅力と価値が高まるだけでなく、鐘の音色や薫香の香りなど五感を通して奈良の奥深さを体感できることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

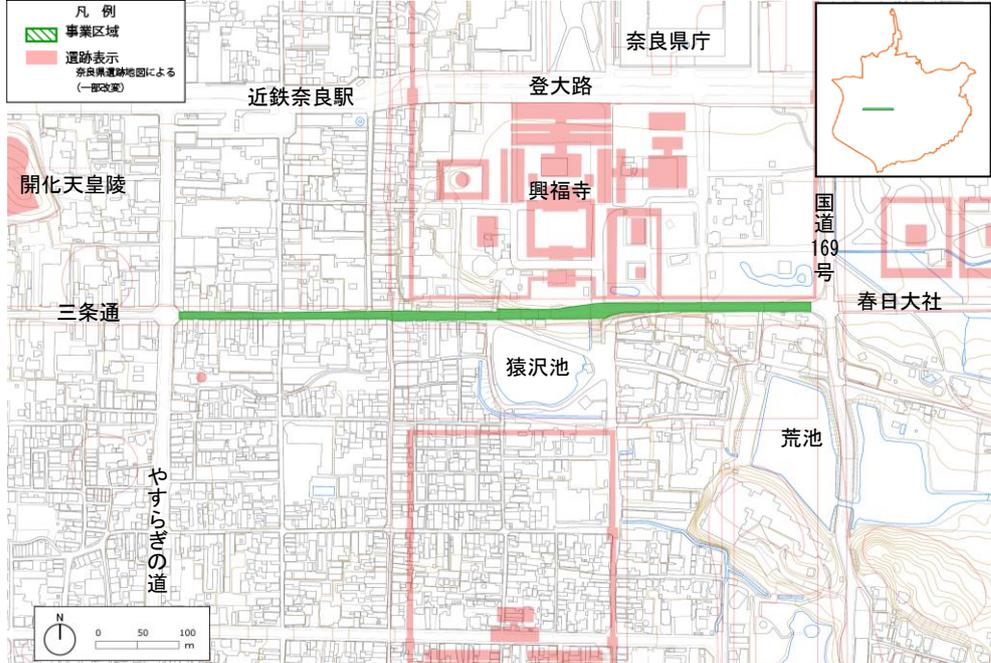
No. 2	
事業の名称	氷室神社舞殿（拝殿）整備事業
事業主体	氷室神社
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	令和8年度～令和11年度
事業個所・区域等	氷室神社（春日野町）
事業概要	<p>奈良市指定文化財氷室神社舞殿（拝殿）の屋根・軒等の修理と耐震補強を行う。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>奈良は舞楽伝承の中心地のひとつであり、氷室神社舞殿（拝殿）は、江戸時代に楽人が拠点とした氷室神社の舞楽上演の舞台として貴重な建造物で、民俗文化財としての価値も高い。今日でも舞楽をはじめ市民等によって諸々の芸能が演じられており、修理を行うことで、文化財を保存活用し、歴史に根差した文化活動を継承発展することに繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

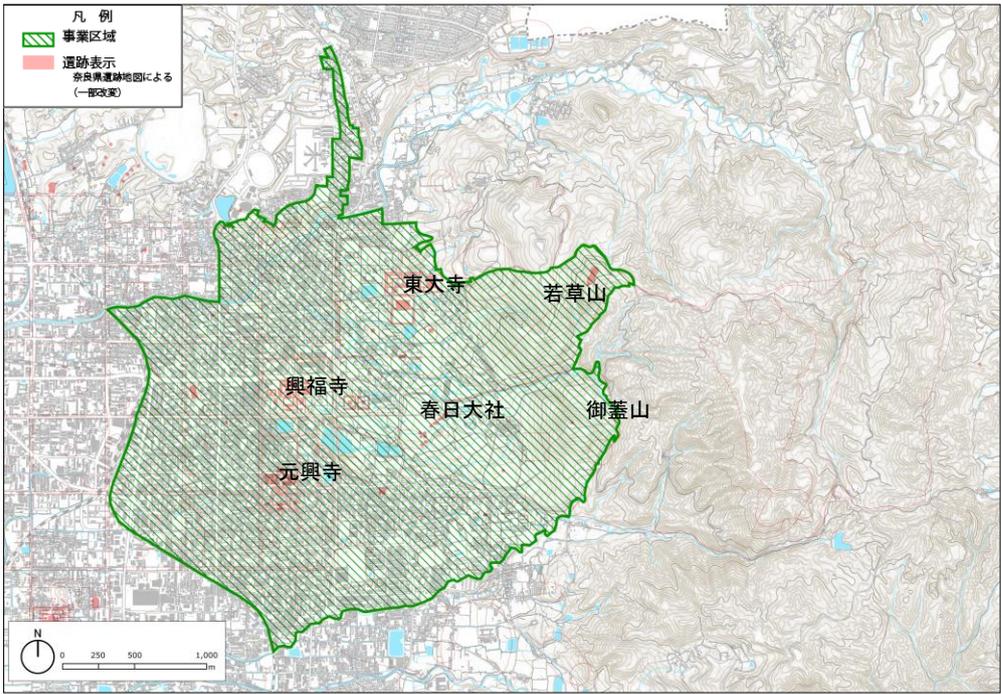
No. 3	
事業の名称	旧細田家住宅整備事業
事業主体	奈良市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	令和 11 年度
事業個所・区域等	旧細田家住宅（雑司町）
事業概要	<p>奈良県指定有形文化財旧細田家住宅の屋根葺替等の修理を行う。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>旧細田家住宅は、奈良市内に残る最も古い民家のひとつとされる歴史的建造物で、周辺の民家とともに良好な市街地環境を形成し、定期的に行われる茅葺屋根の葺替は現在も伝統的な手法によって行われる。さらに近年は折々にイベント開催や内部公開を行い、周囲の社寺や名所・旧跡とともに探訪スポットとして地域の魅力向上や活性化に貢献している。修理することにより、さらなる保存・活用が期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 4	
事業の名称	都市景観形成地区建造物保存整備事業（修景事業）
事業主体	奈良市
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 平成23年～令和6年 市単独事業 平成6年度～
事業期間	平成6年度～
事業個所・区域等	奈良町都市景観形成地区 
事業概要	<p>奈良町都市景観形成地区内の歴史的な町並み景観を保全するため、空き地などに景観形成基準に適合する建築物や工作物を新築するときに、修景事業として補助金を交付する。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  ➔  </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>空き地などに街なみに調和した伝統的な形式の建築物や工作物で修景することにより、街なみの連続性を維持するだけでなく、ならまちの歴史的風情を醸し出すことで、観光客の回遊性の向上に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 5	
事業の名称	奈良市空き家・町家バンク事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 23 年度～
事業個所・区域等	奈良町地区
事業概要	<p>奈良市町家バンクでは、町家を所有している方から情報を提供していただき、町家を活用したい方とのマッチングをサポートしている。</p> <p>本事業により町家の有効活用を通して、奈良町地域（奈良市歴史的風致維持向上計画における重点区域（奈良町及び奈良公園地区））の伝統的な町並みの保存と活用による観光振興を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>奈良市町家バンクを活用することで、町家の保存と活用が推進されることにより、新たな住民が奈良町に住まい、新たな地域のコミュニティが生まれ、住み、商い、憩う空間の活性化ならびに祭りや行事の継承が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 6	
事業の名称	文化財調査事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	歴史資料調査 平成8年度～ 近世近代建造物調査 平成24年度～
事業個所・区域等	奈良市内
事業概要	<p>未指定・未登録文化財の調査及び資料収集を行い、その実態把握に努め、指定・登録など今後の保護を推進するための基礎資料を作成する。歴史資料調査、近世近代建造物調査等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">近世近代建造物調査</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>文化財の調査を継続して行うことによる新たな価値の発見、また発見された価値を積極的に広報することにより、奈良の歴史や文化の魅力をより一層高めるとともに、市民や観光客の理解を深めることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

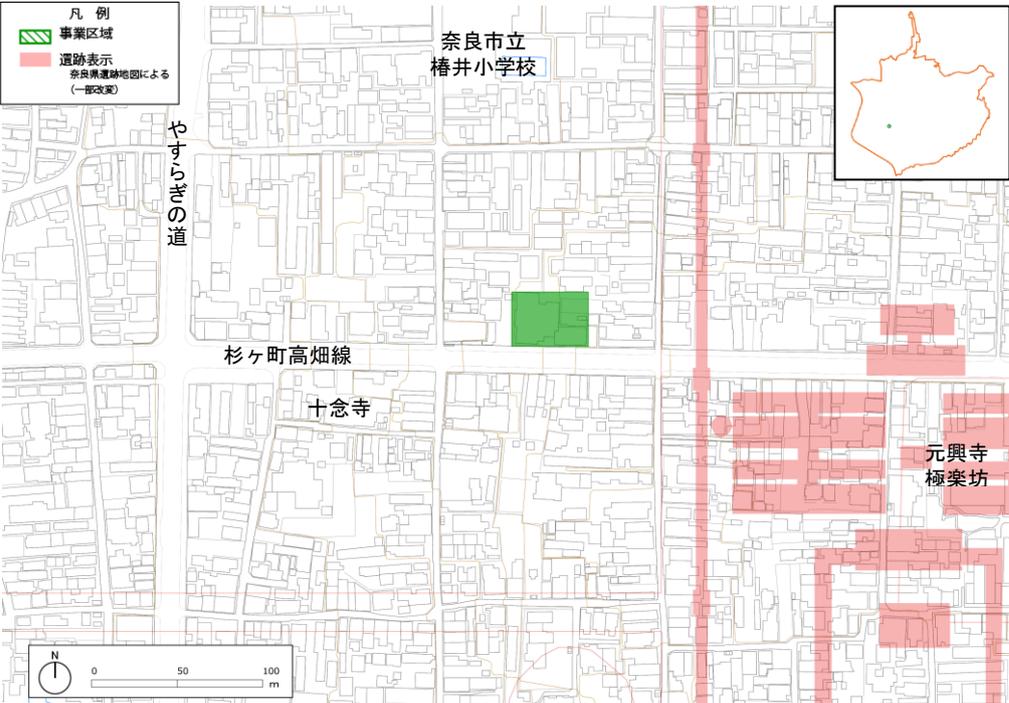
No. 7		
事業の名称	奈良市無電柱化推進計画事業（市道三条線）	
事業主体	奈良市	
支援事業名	無電柱化推進計画事業補助制度（市道三条線）	
事業期間	令和2年度～令和11年度	
事業箇所・区域等	<p>上三条町～登大路町</p> 	
事業概要	<p>三条通の上三条町から登大路町までの区間（延長約800m）の電線類の地中化を行う。</p>	 <p>現況写真</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>春日若宮おん祭におけるお渡り式のルートにあたる三条通の電線類を地中化することで、祭りの背景となる通りの景観や眺望景観の向上と祭りの舞台の価値が向上で伝統文化の奥深さを体感することに繋がることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	

No. 8	
事業の名称	歴史的風致形成建造物保存整備事業（修理事業）
事業主体	奈良市
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業期間	平成 27 年度～
事業個所・区域等	奈良町及び奈良公園地区（平成 27、28 年度は、奈良町都市景観形成地区を除いた範囲で実施）
	
事業概要	<p>奈良町及び奈良公園地区内にある、建築物の外観修理に対して補助金を交付する。奈良町都市景観形成地区以外に点在している、歴史的建造物資産をいかに保存活用するかが大きな課題であり、その課題に戦略的に取り組む。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  ➔  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 整備前 整備後 </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>広域に点在する価値のある伝統的な建造物を保存するための修理事業を実施することで、地域の歴史的・文化的価値を高めるだけでなく、観光客の新たな歴史的探訪の拠点ともなり、地域の魅力向上や活性化に繋がることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 9	
事業の名称	奈良のシカ保護育成事業
事業主体	奈良県、奈良市、春日大社、一般財団法人奈良の鹿愛護会
支援事業名	県単独事業
事業期間	毎年
事業個所・区域等	奈良市内
事業概要	<p>一般財団法人奈良の鹿愛護会や鹿サポーターズクラブへの補助を行い、頭数調査などの調査研究、負傷・疾病鹿の救助、巡回パトロール、人と鹿の共生のための各種イベント、角きりなどの伝統行事を行う。</p> <p>また、鹿の生態調査、鹿の啓発看板設置などを行う。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>春日大社、奈良公園その周辺に生息している「奈良のシカ」は、古くから奈良町の人々の暮らしや町並みと密接な関わりをもち続けている。</p> <p>シカの保護育成は、奈良公園の魅力の向上、観光振興にも繋がることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 10	
事業の名称	伝統的建築文化継承事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 27 年度～
事業個所・区域等	奈良町地区等
事業概要	<p>奈良町地区等における伝統的建造物、指定文化財等などの歴史的文化資源及び人々の営みが醸成してきた歴史的風致や地域らしい景観を守り、後世に伝え継承するために現地講座や講演会等を開催する。</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;">     </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>奈良町やその他市内における歴史的建造物や指定文化財等などの歴史的文化資源及び人々の営みが醸成してきた歴史的風致や地域らしい景観などに関する講座等を開催することで、個々の身近な地域の歴史的文化資源の再発見・再認識の機会となるとともに、景観の意識の向上が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(イ) 伝統・文化を自ら守り、活かし、伝えられる「ひと」を育む

No. 11	
事業の名称	なら工芸館活用事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 12 年度～
事業個所・区域等	なら工芸館
	
事業概要	<p>奈良の工芸である奈良漆器、奈良一刀彫、赤膚焼、古楽面、奈良筆、奈良墨、奈良晒、奈良団扇の作品や制作道具等を展示する。また、伝統工芸品の販売も行う。</p> <p>奈良の工芸に関心・興味のある人に限らず国内外の多くの人を対象に、制作体験をとおして工芸に対する理解と認識を深め、基礎的な技術・技法を修得してもらうため、工芸教室を開催する。</p> <p>伝統工芸の巧みな技を伝える後継者の育成や工芸作家の経営力向上を目的とした支援事業を行うなど、伝統産業振興のための中心的施設である。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>伝統工芸品の展示から工芸教室、後継者の育成のための相談は、長い歴史の中で研ぎ澄まされてきた奈良工芸の一層の振興・発展に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



なら工芸館

No. 12	
事業の名称	伝統祭礼・行事助成事業
事業主体	春日若宮おん祭保存会 他
支援事業名	市単独事業
事業期間	毎年
事業個所・区域等	市内各所（伝統祭礼・行事が実施される場所）
事業概要	<p>伝統祭礼・行事である春日若宮おん祭、薪御能、采女祭、若草山山焼き等を行う団体に助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>薪御能</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>若草山山焼き</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>采女祭</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>春日若宮おん祭</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>伝統祭礼・行事を支援することは、伝統祭礼・行事に対する住民意識の向上や後継者育成、歴史・伝統を活かした地域づくりが推進され、古代からの伝統が連綿と受け継がれることに繋がることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

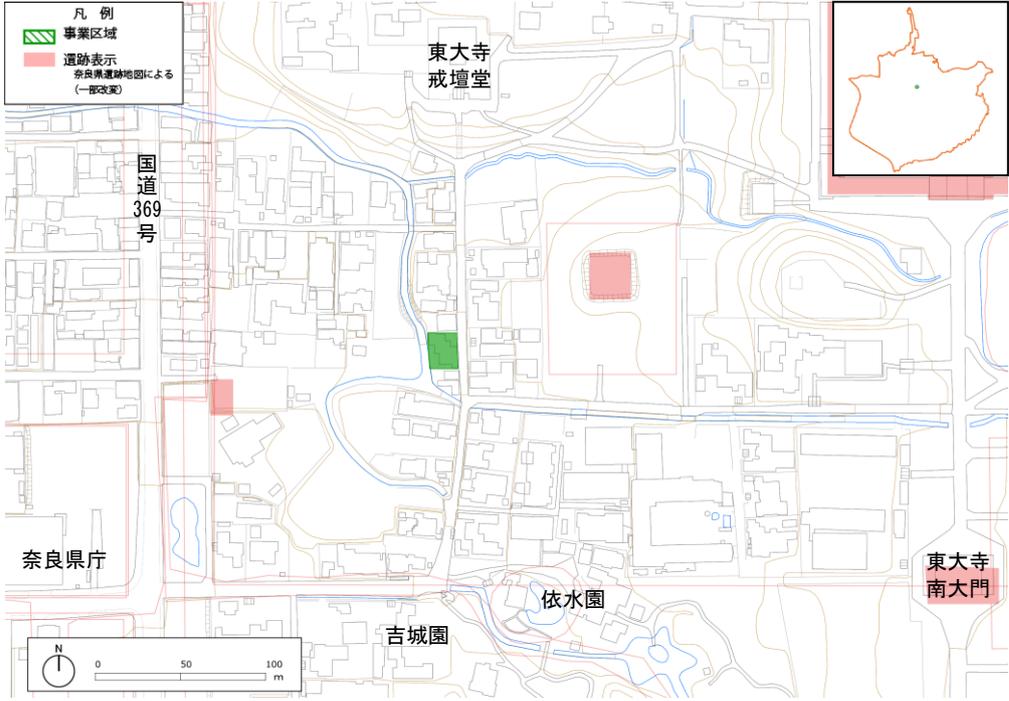
No. 13	
事業の名称	奈良大茶会珠光茶会開催事業
事業主体	珠光茶会実行委員会
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 25 年度～
事業個所・区域等	春日大社、東大寺、元興寺、大安寺、西大寺、唐招提寺、薬師寺、法華寺、その他奈良町各所
事業概要	<p>茶道の源流ともいえる奈良の地で、「わび茶」を創始した奈良出身の村田珠光にちなみ、「奈良大茶会珠光茶会」を開催する。お茶に関するシンポジウムやエクスカージョンなども行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>珠光茶会が行われる奈良町の町家</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>東大寺 茶席</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>西大寺 大茶盛</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>薬師寺 茶席</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>市内の世界遺産を含む社寺や庭園、歴史的な町並みが残る奈良町の茶室を舞台に、市民や観光客などの多くの人々が奈良における茶の文化を学び、体験することにより、世界に誇る奈良の歴史的な建造物群を身近に感じることができるとともに、奈良における茶の文化のより一層の振興に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

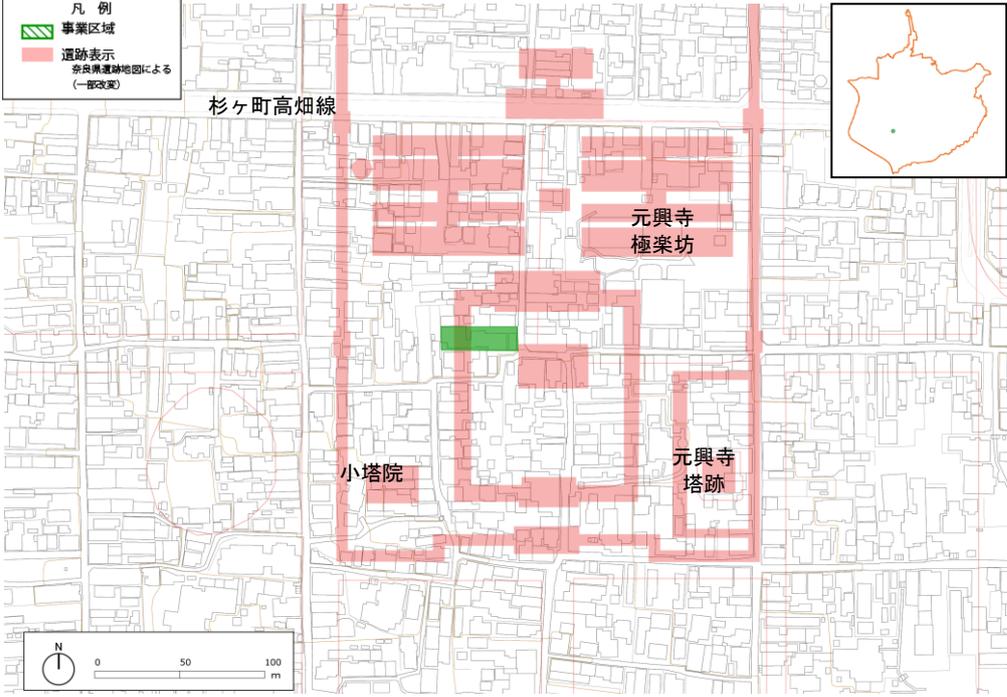
No. 14	
事業の名称	なら国際映画祭開催支援事業
事業主体	特定非営利活動法人なら国際映画祭
支援事業名	市単独事業 芸術文化振興基金 令和2年度
事業期間	なら国際映画祭 平成24年度～ ならシネマテーク 平成25年度～
事業個所・区域等	なら国際映画祭 ならまちセンター、元興寺、奈良女子大学、ホテルサンルート、春日大社感謝共生の館、椿井小学校、猿沢池、新公会堂 ならシネマテーク ならまちセンター、藝育カフェ Sankaku、もいち堂、奈良国立博物館
事業概要	<p>なら国際映画祭では、プロジェクションアートや新人監督作品や学生映画作品などの上映を行う。また、2年に一度の国際映画祭に加えて、文化的かつ芸術的な作品を鑑賞する定期的な機会と映画を通じた交流機会として、ならシネマテークを開催する。</p>  <p>なら国際映画祭 for Youth2023 クロージング撮影</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>なら国際映画祭は、神社仏閣とのコラボレーションなどにより、映画を通じて奈良の魅力を国内外に発信するとともに人材の育成や交流を促すことで、奈良の文化振興及び観光振興が図られる事業である。また、ならシネマテークは、地域住民との協働のもとで開催し、文化都市奈良を発信するとともに、開催後に映画関係者や芸術家たちがならまちで創作活動をするようなまちづくりに繋がることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 15	
事業の名称	入江泰吉記念写真賞・なら PHOTO CONTEST 開催支援事業
事業主体	奈良市・入江泰吉記念写真賞実行委員会
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 25 年度～
事業個所・区域等	ならまちセンター他
事業概要	<p>入江泰吉氏の写真芸術は、奈良市民の誇りであるとともに、奈良市にとって貴重な財産であり、それらを活かしながら、文化振興計画及び創造都市の理念に基づいた文化政策を達成するため、2年に一度入江泰吉記念写真賞及びなら PHOTO CONTEST を開催する。</p> <p>(第 5 回 入江泰吉記念写真賞受賞 眞岡綺音「陸の珊瑚」(48 枚組))</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>当事業により、写真家入江泰吉氏を顕彰するとともに、入江氏の作品や受賞作品を通じて奈良の歴史や文化を感じることで、市民をはじめとした多くの人々の文化・芸術活動への参加の機運の醸成に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 16	
事業の名称	奈良市世界遺産学習事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 13 年度～
事業個所・区域等	奈良市域
事業概要	<p>世界遺産学習は、市立学校の児童生徒が、世界遺産や地域遺産、伝統文化や自然環境等を通して、地域に対する誇りや地域を大切に思う心情を育み、持続可能な社会の担い手としての意欲や態度を養う学習である。学習については、世界遺産の現地学習や地域人材をゲストティーチャーとして招いた授業、また、一人一台端末を活用した自治体を超えた学校間交流、博物館等とのオンライン中継授業、地元放送局と協働したVR体験授業なども行っている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>現地学習の様子（薬師寺）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>オンライン中継授業</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>現地学習の様子（若草山）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>VR 体験授業</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>世界遺産学習により、世界遺産や地域遺産に係るヒト・モノ・コトとの出会いをおして、子どもたち自身に芽生えた「問い」をどのように解決していくべきかを考える営みは市民意識の醸成にもつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(ウ) 歴史的風致としての「一体的な価値」を共有し、まちづくりや観光振興に展開する

No. 17	
事業の名称	入江泰吉旧居活用事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 26 年度～
事業個所・区域等	<p>入江泰吉旧居</p> 
事業概要	<p>平成 27 年 3 月に開館する「入江泰吉旧居」において、文化講座や暗室の活用等の事業を行う。夕べの集い～蛍鑑賞イベント～、タイムトラベル奈良・入江泰吉等) や暗室の活用等の事業を行う。</p>  <p style="text-align: center;">入江泰吉の旧居活用</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>奈良を愛した写真家入江泰吉の旧居において、その業績を顕彰し、多くの人々が芸術作品と触れ合う機会を創出することにより、奈良を愛する心が育まれ、文化の向上ならびに奈良の地における芸術活動のより一層の進展に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 18		
事業の名称	奈良町にぎわいの家活用事業	
事業主体	奈良市	
支援事業名	市単独事業	
事業期間	平成 27 年度～	
事業個所・区域等	<p>奈良町にぎわいの家（中新屋町 5）</p> 	
事業概要	<p>地域の方々が、集い、楽しみ、伝えあう地域コミュニティの活動拠点とするとともに、奈良町観光の拠点の一つとして、外国人や修学旅行生などの文化交流の体験施設として活用し、さらには、大学とコラボレーションすることにより、茶道や伝統行事等の奈良町文化の発信基地とする。</p>	 <p>奈良町にぎわいの家</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>奈良町にぎわいの家は、奈良町の旧家大西家住宅を修理・改修して利用した建物であり、かつての奈良町の人々の町家での暮らしを学び、体験することができ、さらに、町家のなかに残された茶室では、茶の文化に親しむことができ町家の暮らしと茶の文化の継承に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	

No. 19	
事業の名称	観光案内板・名所解説板等整備事業
事業主体	奈良市
支援事業名	奈良県観光総合戦略推進補助金
事業期間	平成 25 年度～
事業個所・区域等	奈良市域
事業概要	<p>奈良市内の主要な観光エリアに観光案内板を整備する。</p> <p style="text-align: center;">観光案内板</p>  <p style="text-align: center;">指示標識</p>  <p style="text-align: center;">名所解説板</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>奈良市内の主要な観光エリアに観光案内板を整備することで、現代の観光客の多様なニーズに対応した周遊を促すことができる。また、名所解説板を整備することで、奈良町の伝統や歴史など視覚情報のない観光スポットの発信が可能となり、歴史探訪に訪れる観光客の増加、新たな観光ルートの創出、回遊性の向上に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 20	
事業の名称	文化財解説板整備事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	毎年
事業個所・区域等	(3箇所程度)
事業概要	<p>指定・登録文化財の内容や価値を解説する文化財解説板を設置する。</p>   
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>指定・登録文化財の内容や価値を広く周知し、理解と関心を深めてもらい、その保存・活用に積極的に関わる契機に繋がることに期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 21	
事業の名称	奈良市ならまち格子の家活用事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	令和5年度～
事業個所・区域等	奈良市ならまち格子の家（元興寺町）
事業概要	<p>奈良町の伝統的な町家を再現した施設であるという特色を生かし、時代とともに変化し失われつつあるかつての奈良町の人々の普段の暮らしに触れる機会を提供するとともに、人々の生活の息遣いを感じることができる展示やイベントを実施する。</p>    
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>市民や観光客へ町家の暮らしに触れる機会を提供することで、町の歴史や代々受け継がれてきた町家暮らしの知恵に対する理解や認識が深まり、奈良町の伝統的な暮らしや景観への意識の向上につながることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 22	
事業の名称	観光客誘致事業（奈良町にぎわい事業）
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業
事業期間	毎年（市単独事業）、平成 28 年度（集約促進景観・歴史的風致形成推進事業）
事業個所・区域等	奈良町地区
事業概要	<p>主に宿泊観光客を対象として、夜に世界遺産元興寺禅室にて落語や講談などを鑑賞する等のイベントを実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>禅室内の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>世界遺産元興寺禅室</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  <p>イベント時の様子</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>奈良町の人々の生活や歴史や文化に係る様々なテーマのイベントを開催することにより、多様な層や通過型から滞在型の観光客や修学旅行生の増加を図ることができるとともに、多くの市民や観光客が奈良町の多様な魅力を感じられ、奈良町の歴史や文化の理解につながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 23	
事業の名称	文化財講座開催事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	毎年
事業個所・区域等	奈良市
事業概要	<p>市民を対象に、文化財についての理解を深める講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良の文化財が対象となるよう計画する。 ・指定・登録文化財を活用する。 ・成人向け講座と小学生とその保護者向け講座を開催する。 ・内容に応じて、講義・現地見学・体験を適宜組み合わせる。 <p>【成人向け講座の例】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>おん祭御旅<small>おたびしよ</small>所見学</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>近代建築探訪</p> </div> </div> <p>【小学生と保護者向け講座の例】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>奈良の鹿を学ぼう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>しめ縄づくり</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>赤膚焼登窯見学</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>赤膚焼工房で土器の学習</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>文化財を広く周知し、理解と関心を深めることは、奈良の文化財を再発見し愛着と誇りを育み、保存活用に積極的に関わることで、奈良の魅力向上と観光振興、地域の活性化に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 24	
事業の名称	奈良町見知り開催事業
事業主体	奈良市、実行委員会
支援事業名	市単独事業
事業期間	令和3年度～
事業個所・区域等	奈良町及び奈良公園地区
事業概要	<p>奈良町では、奈良時代の都市を基盤に、鎌倉時代から続く信仰、産業、生活文化が受け継がれ、近世には奈良見物が盛んになり、近代、現代と時代を紡ぎながら、人々を魅了するさまざまな歴史文化が育まれた。大社寺に限らず、古代に由来する多数の社寺、お地蔵さんや講、生業、会所や町家など、たくさんの魅力が集まっており、これらの地域の魅力をじっくり見て知ってもらうためのイベントを、所有者、地域のまちづくり団体、市が協働し開催する。</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;">       </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>社寺などの史跡、町家や茶室などの歴史的建造物、生業に関わる施設などの地域に身近なスポットの特別公開やガイドツアーなどの特別イベントを実施することで、地域の歴史や伝統・文化の舞台である「場」を活かし、それらに携わる「ひと」が自ら企画し来訪者と交流しながらその良さを伝える機会を創出する。また、イベント運営に奈良町の各エリアのまちづくり団体が携わることで、歴史的風致の維持向上の担い手にもなっているまちづくり団体の横の連携を強化し、地域住民と市民団体の連携も含め、まちづくり活動のより一層の推進を促すことができる。このような様々な歴史的建造物や地域の伝統的活動を繋ぎ合わせた「歴史文化ストーリー」の発信は、市民や観光客が奈良町の魅力や地域の資産を再認識することになり、地域の資産を守り活かす新たな奈良観光につながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

No. 25	
事業の名称	観光情報発信事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	令和6年度～
事業個所・区域等	奈良市域
事業概要	<p>奈良市公式観光アプリ「SHIKA no ASHIATO」には、CRM（Customer Relationship Management）と呼ばれる顧客情報管理システムが搭載されており、多様化する消費者の興味関心や欲する情報を的確に捉え、最新の奈良市の観光情報やお買い物情報等を届ける。さらに、ポイント付与・利用、割引クーポンの配信などを積極的に行うことで、地域経済の活性化を目指している。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>奈良市の公式アプリ「SHIKA no ASHIATO」が歴史的風致の維持及び向上する理由について、以下の点が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財や遺跡のガイド 奈良の歴史的な建造物や文化財に関する豊富な情報へのアクセスが簡単に。これにより、訪れる人々がその背景や価値をわかりやすくなり、歴史的な場所への敬意が自然に生まれる。 2. 観光マナーの普及 観光地でのマナーを啓発することで、無作法な行動や文化財の被害を防ぐ。例えば、シカに対する接し方や、歴史的建造物周辺での注意点を周知する機能があり、これが地域の風致保全に繋がる。 3. 観光体験の向上 アプリ内のデジタルスタンプラリー機能や散策ルートのご案内によって、当初「見る観光」から「学びながら体験する観光」へと進化。

VII. 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等

(法第5条第2項第4号)

奈良市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

具体的には、古都奈良を代表する祭り・行事や奈良町の各町で行われる祭り・行事の舞台や背景となる社寺や歴史的町並みを形成する町家や町会所、茶の文化を象徴する茶室や庭園、墨づくりや酒造などの伝統産業・工芸を営む建物、近代以降の文化人の交流の場となった高畑地域の邸宅、それらの文化人をはじめ多くの人々を迎え入れてきた奈良公園内の料亭や旅館、近代建築などが対象として想定される。

これらの建造物を今後も良好な状態で維持していくためには、その修復や修景に対する市民の理解を高めるとともに、所有者や管理者等にも歴史的風致形成建造物の指定への理解と協力を求めていくことが求められる。

そこで、奈良市における歴史的風致形成建造物は、原則として、次の指定基準ならびに指定対象に基づき指定を行うこととし、指定にあたっては、所有者や管理者等の意見を聴いた上で、なら歴史まちづくり推進協議会の意見を聴くこととする。

【歴史的風致形成建造物の指定基準】

奈良市の歴史的風致を維持向上するために重要な建造物であり、次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 意匠性、技術性が優れているもの
- ② 歴史性、地方性、希少性の観点から価値の高いもの
- ③ 外観が景観上の特色を有するもの

【歴史的風致形成建造物の指定対象】

次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定による登録有形文化財、及び同法第132条第1項の規定による登録記念物
- ② 奈良県文化財保護条例第4条第1項に規定する県指定有形文化財、及び同条例第38条第1項に規定する県指定史跡又は県指定名勝
- ③ 奈良市文化財保護条例第4条第1項に規定する指定文化財
- ④ 景観法第19条に規定する景観重要建造物
- ⑤ なら・まほろば景観まちづくり条例第14条第1項に規定する都市景観形成建築物等
- ⑥ その他、歴史的風致の維持及び向上に資すると認められるものであり、かつ概ね昭和中期以前に建設されたもの

2. 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の指針となるべき事項 (法第5条第2項第5号)

(1) 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本方針

歴史的風致形成建造物は、周囲の景観への影響や個々の建造物の特徴を十分に考慮した適切な維持管理ならびに保存の措置を講じるとともに、積極的に公開・活用を推進することにより、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

保存のための修理や修景、防災上の措置などを行う場合には、文化財的な調査を実施した上で、専門家や学識経験者などの意見を踏まえて実施するものとする。特に民間が所有する建造物の修理等に当たっては、文化財に関わる補助制度の活用や都市景観形成建造物等に対する修景助成制度の拡充などにより、所有者等の負担の軽減に努めることとする。

また、公開・活用にあたっては、日常生活・営みの場として利用している所有者や管理者との合意形成を図った上で、歴史及び伝統を反映した活動の場としての価値を損なわないよう配慮するとともに、パンフレットやホームページなどを通じた広報や散策イベントとの連携などによる普及啓発を推進することとする。

具体的には、現在、法・条例による保存・保全のための指定等の状況に応じて次のとおりとする。

【登録有形文化財、景観重要建造物、都市景観形成建築物等である歴史的風致形成建造物】

修理は外観の維持・保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

【県指定有形文化財、市指定文化財（建造物）である歴史的風致形成建造物】

建造物の内部、外部とも現状保存を基本とする。これらの建造物を維持・保存するための修理については、痕跡に基づく修理を原則とする。

【登録記念物、県指定史跡、県指定名勝、市指定文化財（史跡・名勝）である歴史的風致形成建造物】

樹木の剪定や園地の除草などの日常管理を徹底する。また、庭園は敷地内部に位置し、通常望見できない場合が多いため、その公開について配慮する。

【上記以外の（法・条例による指定等を受けていない）歴史的風致形成建造物】

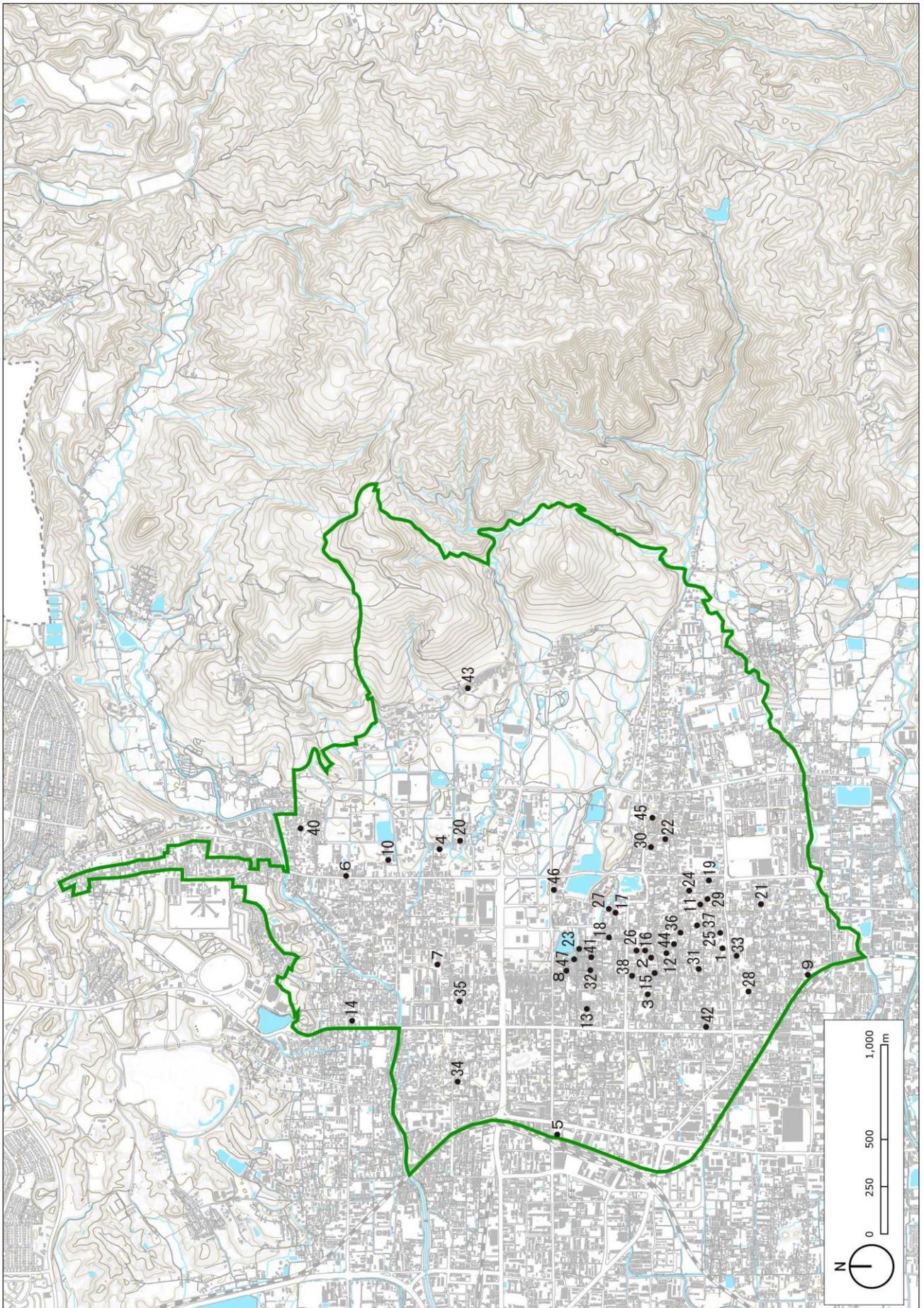
建造物の修理は外観の維持・保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

遺跡や名勝地については、樹木の剪定や園地の除草などの日常管理を徹底する。また、庭園は敷地内部に位置し、通常望見できない場合が多いため、その公開について配慮する。

(2) 届出を要しない行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出を要しない行為は、次の行為とする。

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為並びに同法第132条第1項の規定による登録記念物について、同法第133条の規定により準用する同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。
- ② 奈良県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第18条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為及び同条例第19条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為並びに同条例第38条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物について、同条例第45条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為、及び同条例第46条の規定により準用する同条例第19条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為。
- ③ 奈良市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく指定文化財について、同条例第11条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。
- ④ 景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可を受けて行う行為。
- ⑤ なら・まほろば景観まちづくり条例第14条第1項の規定に基づく都市景観形成建築物等について、同条例第15条第1項の規定に基づく届出をして行う行為。



奈良市歴史的風致形成建造物の指定及び候補の位置

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	歴史的 風致*	備考
1	奈良市奈良町南 観光案内所		奈良市	井上町	⑧	
2	奈良町 にぎわいの家		奈良市	中新屋町	⑧	登録有形文化財
3	奈良町からくり おもちゃ館		奈良市	陰陽町	⑧	
4	入江泰吉旧居		奈良市	水門町	⑤	
5	奈良市総合 観光案内所		奈良市	三条本町	④	
6	奈良市きたまち 転害門 観光案内所		奈良市	手貝町	④	
7	奈良市きたまち 鍋屋観光案内所		奈良市	半田横町	④	登録有形文化財
8	元林院検番 演舞場及び 事務所		個人所有	元林院町	④	平成29年7月14日 指定
9	京終駅舎(奈良市 京終駅 観光案内所)		奈良市	南京終町	④	令和元年6月12日 指定

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	歴史的 風致*	備考
10	喜多家住宅		個人所有	芝辻町	⑦	登録有形文化財 平成30年2月21日 指定
11	山賀家住宅		個人所有	築地之内 町	⑧	平成30年2月21日 指定
12	木奥家異蔵		個人所有	芝新屋町	⑧	登録有形文化財 平成30年4月10日 指定
13	栃岡家住宅		個人所有	椿井町	⑧	平成30年2月21日 指定
14	廣岡家住宅		個人所有	法蓮町	⑧	平成30年6月25日 指定
15	満月		個人所有	高御門町	⑧	平成30年8月30日 指定
16	町家宿となり Guest House “TONARI” on Naramachi		株式会社 ヤクシーコ ーポレーシ ョン 所有	中新屋町	⑧	平成30年6月25日 指定
17	ギャラリー&ポ ストカード 藤影堂		個人所有	不審ヶ辻 町	⑧	平成31年3月26日 指定
18	旧山中家住宅		個人所有	東寺林町	⑧	平成31年3月26日 指定

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	歴史的 風致*	備考
19	木屋KIYA		有限会社 内亀 所有	紀寺町	⑧	登録有形文化財 平成30年10月19日 指定
20	吉川家住宅 表門及び表塀		個人所有	水門町	⑦	平成31年3月26日 指定
21	The temple (寶珠寺)		個人所有	紀寺町	⑧	平成30年10月19日 指定
22	高倉家住宅		個人所有	紀寺町	⑧	令和元年5月8日 指定
23	旧橋村家住宅		個人所有	今御門町	⑧	平成31年3月26日 指定
24	植田家住宅		個人所有	紀寺町	③⑧	令和元年11月22日 指定
25	EENA HOUSE		有限会社 ナカニシ 所 有	川之上突 抜北方町	⑧⑩	令和2年2月3日 指定
26	藤村家住宅門塀 及び蔵		ジェイテ ィー株式 会社 所有	中新屋町	⑧	令和2年2月3日 指定
27	森岡家住宅塀		個人所有	高畑町	⑧	令和2年5月29日 指定

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	歴史的 風致*	備考
28	飛鳥神社社務所		飛鳥神社	北京終町	③⑧	令和2年5月29日 指定
29	徳田家住宅		個人所有	紀寺町	⑧	令和元年11月22日 指定
30	八木家住宅		個人所有	高畑町	⑧	令和2年5月29日 指定
31	西村邸		個人所有	花園町	⑧⑩	令和2年2月3日 指定
32	山本家貸家		株式会社 ダイセンビ ジネスサー ビス 所有	南市町	⑧	令和元年11月22日 指定
33	花澤家住宅		個人所有	中辻町	⑧	令和3年3月29日 指定
34	中島家住宅		個人所有	芝辻町	⑧	令和3年3月29日 指定
35	大豆山町家		個人所有	大豆山町	⑧	令和3年3月29日 指定
36	吉村家住宅		個人所有	薬師堂町	⑧	令和2年11月16日 指定

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	歴史的 風致*	備考
37	野崎家住宅		個人所有	川之上町	⑧	令和2年11月16日 指定
38	旧和田家住宅		個人所有	脇戸町	⑧	令和4年3月30日 指定
39	除外					
40	旧細田家住宅		奈良市	雑司町	⑧	奈良県指定 有形文化財
41	酒肆春鹿 田中家町家		個人所有	今御門町	⑧	令和6年3月12日 指定
42	高瀬家町家		個人所有	西木辻町	⑧	令和6年3月12日 指定
43	旧丸十物産店 店舗		個人所有	雑司町	④	
44	御霊神社宝庫 及び門塀		御霊神社	薬師堂町	②⑧	
45	中川家住宅		個人所有	高畑町	⑧	
46	菊水楼表門		株式会社菊 水楼所有	高畑町	④	登録有形文化財

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	歴史的 風致*	備考
47	橋本家住宅		個人所有	元林院町	⑧	

※奈良市の維持向上すべき歴史的風致

自然・神仏を敬う

- ①古都奈良を代表する祭礼・行事にみる歴史的風致
- ②地域の祭礼・行事にみる歴史的風致
- ③民間信仰にみる歴史的風致

歴史を尊び、風土を愛でる

- ④社寺・名所・旧跡への探訪にみる歴史的風致
- ⑤文学・芸術活動にみる歴史的風致
- ⑥平城宮跡の保護活動にみる歴史的風致
- ⑦奈良公園にみる歴史的風致

豊かな生活を支える

- ⑧奈良町のコミュニティと町家の暮らしにみる歴史的風致
- ⑨伝統的な工芸と産業にみる歴史的風致
- ⑩茶の文化にみる歴史的風致

写真出典

頁	写真	出典等
1	多様な制度で守られてきた歴史的環境 昭和 39 年 (1964)	藤井辰三『目で見る大和路』、サンケイ新聞社、昭和 62 年 (1987)
29	聖武天皇	『大仏開眼 1250 年東大寺のすべて』、奈良国立博物館、平成 14 年 (2002)
29	鑑真和上坐像	唐招提寺ホームページ
30	重源上人坐像	『大勧進重源』、奈良国立博物館、平成 22 年 (2010)
31	北浦定政像／棚田嘉十郎	奈良文化財研究所
31	アーネスト・フェノロサ	東京芸術大学
32	和辻哲郎／志賀直哉	国立国会図書館ホームページ(「近代日本人の肖像」)
36	春日大社本殿	撮影：矢野建彦
37	都祁水分神社本殿	都祁水分神社ホームページ
40	佐紀古墳群 西群／東群	国土地理院ホームページ
42	今西家書院	奈良県ホームページ
43	春日若宮おん祭 神楽	『春日若宮おん祭』、春日若宮おん祭保存会
46	奈良漬	農林水産省ホームページ(「にっぽん伝統食図鑑」)
53	興福寺の春日社参式	春日大社ホームページ
54	薬師寺の修正会吉祥悔過法要	薬師寺ホームページ
54	采女祭の管絃船の儀	奈良市観光協会ホームページ
58	本社本殿檜皮屋根の葺き替え	春日大社ホームページ
61	縄棟祭	春日大社ホームページ
62	馬長児のお位うけ／装束賜りと精進入り／大宿所祭／宵宮祭	春日大社ホームページ
62	み湯立	奈良市観光協会ホームページ
63	暁祭	春日大社ホームページ
64～67	全写真	『春日若宮おん祭』、春日若宮おん祭保存会
68	和舞／舞楽／舞楽／相撲	『春日若宮おん祭』、春日若宮おん祭保存会
68	還幸の儀	春日大社ホームページ
82	お水取り絵巻	『特別陳列 お水取り』、奈良国立博物館
86～87	籠松明／お松明の風景／参籠宿所に向かう練行衆の列	奈良市観光協会
90	春日大社の御田植神事	奈良市観光協会ホームページ
121	板絵智光曼荼羅／水塔婆供養／地藏会万燈供養(浮図田)	元興寺ホームページ
148	志賀直哉旧居における近代文学講座	学校法人奈良学園ホームページ
148	入江泰吉旧居での講座	入江泰吉旧居 Facebook
155	大正 13 年 (1924) に建立された保存 記念碑	「天平のひろば」vol. 44、平城宮跡サポートネットワーク、平成 24 年 (2012)
156	奈良文化財研究所と連携した NPO 法人平城宮跡サポートネットワーク による遺跡見学会(奈良文化財研究所 研究員による現地ガイド)	「天平のひろば」vol. 45、平城宮跡サポートネットワーク、平成 24 年 (2012)

156	NPO法人平城宮跡サポートネットワークによる一般市民も参加したクリーン活動	「天平のひろば」vol. 40、平城宮跡サポートネットワーク、平成23年(2011)
171	鹿の給餌	奈良の鹿愛護会ホームページ
186	あげ床几	『奈良町その魅力を探る』、奈良市、平成元年(1989)
203	古梅園の墨づくりの風景	古梅園ホームページ
209	赤膚山元窯の赤膚焼製作の風景	赤膚山元窯ホームページ
213	今西清兵衛商店の酒造風景	今西清兵衛商店ホームページ
213	奈良春日山酒造の酒造風景	奈良春日山酒造ホームページ
214	今西本店の奈良漬の製造風景	今西本店ホームページ
238	観光ボランティアガイドによる案内	奈良市観光協会ホームページ